

| 第6次 |
生駒市
総合計画
第2期基本計画

自分らしく輝けるステージ・生駒



Ⅰ はじめに

第6次生駒市総合計画は、本格的な人口減少と少子高齢化のさらなる進行が見込まれる中、はじめて策定した総合計画です。多様な生き方・暮らし方への変化に対応した都市へとまちづくりを進め、これまでの「ベッドタウン」から脱却し、「生駒に住みたい」、「生駒にいつまでも住みたい」と思われるまちを目指し、将来都市像を「自分らしく輝けるステージ・生駒」と掲げています。第6次生駒市総合計画は、概ね20年後の将来ビジョンを掲げた「基本構想」と、「基本構想」で描かれた将来ビジョンを実現するために、分野ごとに目標とするまちの姿や行政が重点的に取り組む施策を示した、4年間を計画期間とする行政運営のプランである「基本計画」の2つから構成しています。



令和元年度からスタートした第6次総合計画第1期基本計画が、令和5年度をもって計画期間の満了を迎えたことから、令和6年度を開始年度とする第2期基本計画を令和6年3月に策定しました。

第2期基本計画は、第1期基本計画の進行管理検証結果を踏まえ、計画内容を見直すとともに、新型コロナウイルス感染症によるリモートワークや副業、二地域居住等の新たなライフスタイル・ワークスタイルの急速な普及、想定を上回る少子化の進展、猛暑・豪雨といった気象災害の激甚化・頻発化等の課題を踏まえ、第1期基本計画には記載していなかった新たな施策の方向性等も盛り込みました。また、市民の「生活」、市民が属する「社会」、市民が暮らす「都市」、それぞれで構造上の変化が徐々に進むことを想定し、これら3つの視点から戦略的に施策展開が図れるよう定めた「戦略的施策」を、「まちの価値を生み出す施策」と位置づけるとともに、同施策をデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化させるために策定する「デジタル田園都市構想総合戦略」と位置づけました。

令和3年に市制50周年を迎え、引き続き多様な主体が互いに共有できる価値や解決策を創造する「協創」により取組を進めつつ、「住む」だけでなく「働く」「楽しむ」といった要素が融合し、多様な生き方・暮らし方が叶う豊かなまちに転換し、将来都市像である「自分らしく輝けるステージ・生駒」の実現に併せて、「次の50年に向けた令和時代の住宅都市」の実現に取り組んでいきます。

最後になりましたが、本基本計画の策定に当たりまして、ご審議いただきました総合計画審議会及び市議会の皆様並びに貴重なご意見を賜りました市民の皆様には厚くお礼申し上げますとともに、引き続き、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年12月

生駒市長 こむらさき 小紫 まさし 雅史

CONTENTS (目次)

基本計画 総論

序章 第2期基本計画の策定に当たって	6
1 第2期基本計画の位置づけと計画期間	6
2 第2期基本計画の策定方針	9
3 計画の進行管理と見直し	10
第1章 生駒市の概況	11
1 地勢と都市の成り立ち	11
2 自然	12
3 歴史文化	12
4 学研都市	13
5 多様な主体との協創によるまちづくり	14
第2章 本市を取り巻く社会環境	15
1 人口減少による影響の顕在化	15
2 ライフスタイルや価値観の多様化	19
3 所得向上につながる経済・雇用政策への期待の高まり	21
4 デジタルが暮らしやビジネスで当たり前	23
5 暮らしの安全・安心を脅かす危機的事象への迅速な対応	25
6 脱炭素社会に向けた取組の拡がり	28
7 行財政資源の縮小に伴う戦略的な行政への転換の必要性の高まり	31
第3章 まちづくりの総合指標	34
第4章 施策体系	36
第5章 戦略的施策（生駒市デジタル田園都市構想総合戦略）	39
1 子育て世代が住みやすい環境づくり	40
2 地域共生社会の実現に向けた環境づくり	41
3 多様な働き方と市内での経済循環の促進	42
4 都市ブランドの構築	43
第6章 行財政改革の考え方（行政改革大綱）	44
1 行財政改革の必要性	44
2 目指すべき方向性	45
3 行動指針	47
4 推進手法	47

基本計画 各論

基本計画 各論	49
基本計画 各論の見方	50
1 市民自治活動・学び	52
2 人権・多文化共生	54
3 こども・子育て支援	56
4 学校・教育	58
5 高齢者支援・障がい者支援	60

6	地域福祉	62
7	健康づくり・医療	64
8	防災・減災・消防	66
9	産業・雇用就労	68
10	生活環境	72
11	脱炭素・循環型社会	74
12	街の空間づくり	76
13	都市基盤	78
経営的施策		80
I	スマートシティ・DX	81
II	市民協働・公民連携	82
III	広報広聴・シティプロモーション	83
IV	行政経営	84

巻末資料

基本構想

序 章 総合計画の策定に当たって	88
1 策定の目的	88
2 総合計画の位置付けと構成	88
3 基本構想・基本計画の位置付け・役割と期間	89
4 分野別計画との関係	90
第1章 将来ビジョン	91
1 基本的な考え方	91
2 将来都市像	92
3 まちづくりの目標	93
第2章 まちづくりの推進	94
1 まちづくりの基本的な考え方	94
2 行政経営の基本方針	95
3 戦略的なまちづくりの視点	95
基本的施策 指標一覧	98
SDGs 一覧	102
第6次総合計画 第2期基本計画 策定体制図	104
第6次総合計画 第2期基本計画 策定経緯	105
生駒市総合計画 団体ヒアリング 実施報告	108
生駒市総合計画審議会条例	112
生駒市総合計画審議会 委員名簿	113
諮問書	114
答申書	115

基本計画 総論

序 章 第2期基本計画の策定に当たって

第1章 生駒市の概況

第2章 本市を取り巻く社会環境

第3章 まちづくりの総合指標

第4章 施策体系

第5章 戦略的施策（生駒市デジタル田園都市構想総合戦略）

第6章 行財政改革の考え方（行政改革大綱）

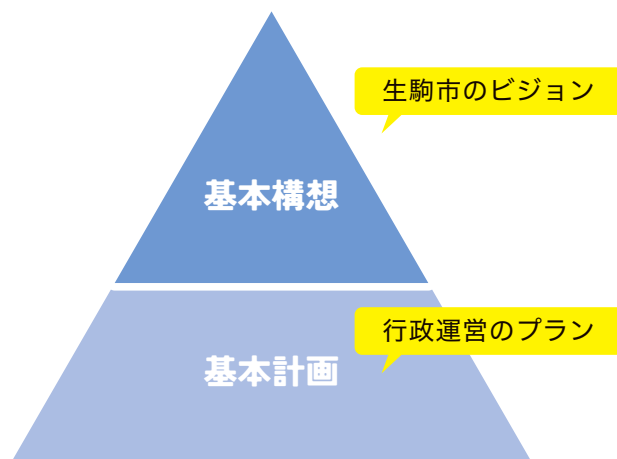
1 第2期基本計画の位置づけと計画期間

(1) 総合計画の位置づけと構成

総合計画は、市の最上位計画に位置づけられ、各分野の行政計画の基本となる総合的な市政運営の指針です。生駒市自治基本条例における「総合計画」の定義に合わせ、生駒市のビジョンである「基本構想」と行政運営のプランである「基本計画」から構成しています。

第6次総合計画の基本構想では、概ね20年後（令和20(2038)年代）の将来都市像として「自分らしく輝けるステージ・生駒」を掲げています。

■総合計画の構成



(2) 第2期基本計画の計画期間

基本計画は、市長が任期の期間内において、基本構想に描かれた将来ビジョンを実現するために、行政分野ごとの目指すまちの姿や行政が重点的に取り組む施策を示した行政運営の計画です。

第2期基本計画の計画期間は、令和6(2024)年度～令和9(2027)年度の4年間とします。

■基本構想と基本計画の計画期間

年 度	西 暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040
	平 成 令 和	31 元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
基本構想 [概ね 20 年]																							
	基本構想																						
基本計画 [第 1 期：5 年] [第 2 期～：4 年]																							
	第 1 期第 2 期第 3 期第 4 期第 5 期																						

(3) SDGs に関わる取組との関係

SDGs（エスディージーズ：Sustainable Development Goals）とは、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

SDGs は、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（目標）・169 のターゲットから構成され、誰一人取り残さない社会の実現に向け、社会・経済・環境の 3 側面から統合的に取り組むための世界共通言語となっており、その達成に向けて、様々な関係者の連携が重要とされています。

本市は、令和元（2019）年 7 月に、「社会」・「経済」・「環境」の 3 側面における新しい価値創出を通して、持続可能な開発を実現するポテンシャルの高い都市として、国から「SDGs 未来都市」に選定されており、本市の総合計画で目指す方向性と、SDGs の目標とは考え方が共通することから、総合計画に基づく各施策の取組を進めることで、SDGs の目標達成を目指します。

■ SDGs の 17 の目標



（資料）国際連合広報センターHP

(4) デジタル田園都市構想総合戦略との関係

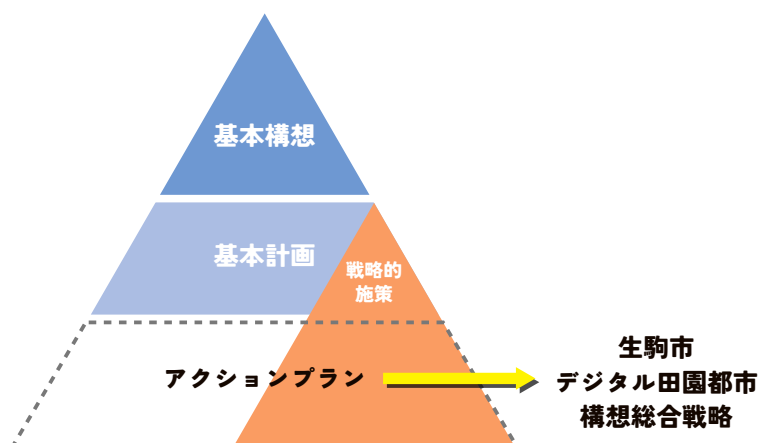
本市では2期にわたり、まち・ひと・しごと創生法に基づき、少子高齢化の進行への対応や東京圏への人口集中の是正のため、「生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」といいます。）を策定し、地方創生の取組を進めてきました。

令和4（2022）年12月に、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、デジタル田園都市国家構想を実現するため、国が「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。これに伴い、地方自治体では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に改定することが必要となりました。

本市の総合戦略は、総合計画を「特出し」、「深掘り」したものであり、アプローチの視点は異なるものの、いずれも将来都市像を実現するための計画であることを踏まえ、第2期基本計画における戦略的施策を「生駒市デジタル田園都市構想総合戦略」（以下「デジ田総合戦略」といいます。）と位置づけます。具体的には、戦略的施策の項目と施策の方向性をデジ田総合戦略の基本目標と施策に関する基本的方向とします。

また、基本計画で示す施策の方向性に基づく具体的な事業を取りまとめて策定する「アクションプラン」のうち、戦略的施策に該当する事業・取組を、デジ田総合戦略に基づく具体的な取組とし、より明確で効率的・効果的な事業推進を図ることとします。

■総合計画とデジタル田園都市構想総合戦略との関係



(5) 生駒市行政改革大綱との関係

総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けた施策や事業の積極的な展開をバックアップし、効率的・効果的な行政経営を推進するため、本市では3次にわたり「生駒市行政改革大綱」（以下「大綱」といいます。）を策定し、補助金制度の見直しやファシリティマネジメント¹の推進等、行財政改革の取組を進めてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、3次の大綱策定当時から財政状況の見通しに大きな乖離^{かいり}が生じていること、生活様式の変化やDX²の推進等、喫緊^{きつじん}に取り組むべき新しい政策課題は山積みであることから、様々な面で転換期を迎えており、大綱自体を見直す必要が生じてきました。

そこで、大綱の見直しに合わせ、総合計画との連動性を高め、行政経営を着実に推進していくため、「第6章 行財政改革の考え方」を新たな大綱として位置づけ、一体的な運用を図ることとします。

1 ファシリティマネジメント：公共施設等（公共施設とインフラ施設）について、長期的な視点で、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現すること。

2 DX：デジタル・トランスフォーメーションの略称。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

2 | 第2期基本計画の策定方針

第2期基本計画は、第1期基本計画の進行管理の中で見受けられた課題を踏まえ、下記の方針で策定しています。

(1) 新たな課題に対応した計画

第6次総合計画に掲げる将来都市像「自分らしく輝けるステージ・生駒」の実現に向けて、第1期基本計画の総論に掲げる「社会環境の変化」、「主要課題」を整理した上で「人口フレーム」を最新の状況に改定し、コロナ禍も踏まえ、新たに生じた社会課題への対応や新たな視点を加えた計画としています。

(2) 施策間連携を生み出す計画

第1期基本計画期間中の目標の達成度合いを踏まえ、分野等の統合や、新たに生じた社会課題に対応する分野の新設のほか、将来都市像の達成に向けて、効果的な施策間連携を促すことができるよう、構成単位を含め施策体系を再編しています。

(3) 柔軟に対応できる計画

第1期基本計画では、79分野の細分野ごとに、具体的な事業、担当課まで詳細に記載していますが、組織改編や新規事業・廃止事業等により、現状が分かりづらくなっていたことを踏まえ、施策の取組方針（方向性）を中心とした計画内容とすることで、急速に変化し、複雑多様化する社会課題に対して柔軟な対応が可能な計画としています。

(4) 将来都市像に着実につなげる計画

目指す将来都市像である「自分らしく輝けるステージ・生駒」に着実につなげていけるよう、総合計画全体の進捗を測るための「まちづくりの総合指標」を新たに設定しています。

3 | 計画の進行管理と見直し

(1) 計画の推進に当たって

基本計画に掲げる目標は、本計画の施策に基づく事業によって実現していきます。事業の実施に当たっては、総合計画と財政、行政組織が連動する仕組みを確立し、経営資源を最適かつ効果的に配分するため、「アクションプラン（基本計画に基づく事業を示したもの）・予算編成（P・A）」「事業実施（D）」「施策・事業評価（C）」のPDCAサイクル³による行政マネジメントシステムを構築・運用し、基本計画を推進します。

(2) 計画の進行管理

基本計画については、基本構想の行政経営の基本方針に掲げた「証拠に基づく政策づくり（EBPM⁴）」の考え方にに基づき、政策の有効性についての客観的な証拠に基づいて取組内容を立案し、実施後もその効果を検証しながら改善を進めていけるよう、上記（1）のPDCAサイクルによる計画の進行管理を行います。

進行管理を行うに当たっては、基本計画を構成する最も基本的な単位である施策を対象とし、行政内部で計画の進捗状況を検証するとともに、生駒市総合計画審議会において、行政内部での検証や総括について審議を行い、各施策の進捗状況を総括し、総合的に評価することとします。

(3) 計画の見直し

基本計画の進行管理をする中で、社会経済情勢の変化により、実行中の基本計画そのものを見直す特段の必要性が生じた場合には、計画期間の途中であっても基本計画を見直すこととします。

計画の見直しに当たっては、社会経済情勢等の変化や進行管理の過程で浮上した課題に応じて、生駒市総合計画審議会及び生駒市行政改革推進委員会（総論第6章部分のみ）に諮ることとします。

3 PDCA サイクル：「計画（Plan）- 実施（Do）- 評価（Check）- 改善（Action）」という工程を継続的に繰り返すことにより、計画、実施後の結果を十分に検証し、改善策やさらなる次の施策の展開につなげる仕組みのこと。

4 EBPM：Evidence Based Policy Making の略。政策の企画立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ（エビデンス）に基づくものとすること。

第1章 生駒市の概況

本市の特性を生かしながら、第2期基本計画を推進します。

1 地勢と都市の成り立ち

本市は、西に生駒山系の山々が、中央に矢田丘陵があることから、市内のどこからでも緑の豊かさを身近に感じることができます。

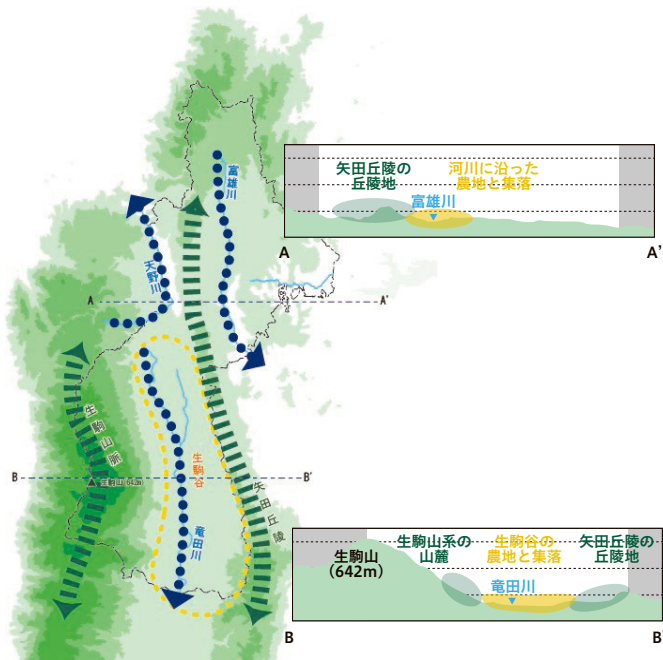
南北に流れる川の谷筋には集落が形成され、明治時代には竜田川沿いに北生駒村と南生駒村が、富雄川沿いに北倭村がありました。谷筋に沿って人や物の往来があったと考えると、生駒市域では水系ごとに生活圏が形成され、暮らしや文化が育まれていったと考えられます。

やがて、昭和32(1957)年の合併により現在の市域となり、昭和40年代以降、豊かな自然環境や大都市への交通アクセスに恵まれた立地から、丘陵部において住宅開発や道路整備も進み、市街地が連なるようになっていきました。また、近鉄けいはんな線が整備され、鉄道沿線を中心に新たな市街地が形成されてきました。

一方で、このような地勢や都市の成り立ちから、生駒駅や東生駒駅を中心に放射線状に路線バスが運行しているため、近鉄奈良線をまたぐ南北方向の移動や矢田丘陵で隔たれている竜田川沿い・富雄川沿いを連絡する東西方向の移動が不便な状況にあります。

大都市近郊に位置しながらも、歴史・文化資源や生駒山等の豊かな自然環境等、魅力的な資源が今も市内に多く残されていることに加え、計画的に整備された住宅地と、みどり豊かな田園集落、利便性の高い市街地が共存しているという本市の特徴を活かし、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めていくことが必要です。

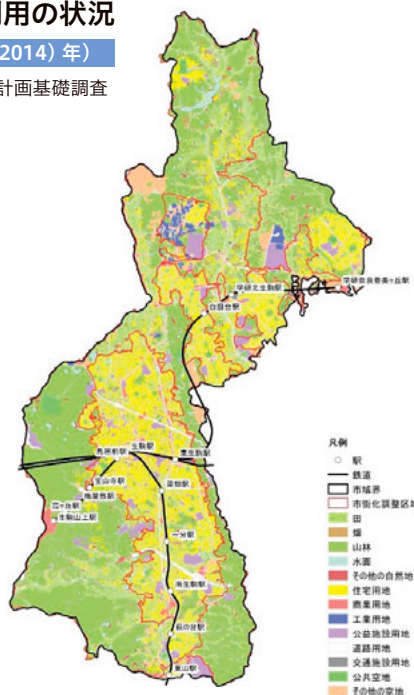
■生駒市の地形



■土地利用の状況

(平成26(2014)年)

(資料) 都市計画基礎調査



2 | 自然

本市では、地勢によって自然の構造が形成されています。西に生駒山系、南部の東から北部の中央にかけて矢田丘陵があり、谷筋には竜田川、富雄川が流れています。これが水と緑の骨格構造となっています。また、斜面地の緑や集落の森が市街地のなかに点在しています。集落の森は「モリさん」と呼ばれ、信仰の対象となっていました。



▲田園集落 [高山町] (good cycle ikoma より)

こうした緑豊かな本市ですが、昭和 30 年代後半から主に矢田丘陵に住宅地が開発され、緑の量は減少していきました。市民が抱く市のイメージとして、「自然や緑の豊かな住宅街が広がるまち」が全世代で最も高く、本市への定住意向の理由としても、「自然環境が豊かなまちである」が上位に挙がっていますが、農地や樹林の荒廃に加え、樹木の巨木化・老木化による倒木が発生しています。

3 | 歴史文化

本市は、生駒山、矢田丘陵、各水系等、豊かな自然環境のもと、約 3,000 年前の縄文時代から現在まで各時代を通じて人々が暮らしを営んできました。市内には、弥生中期以降の遺跡も残っており、往馬大社、長弓寺、宝山寺、高山茶釜等、古くから伝わる多くの歴史文化資源があります。



▲竹林と茶釜 (生駒市 HP より)

古墳時代から奈良時代にかけては平群氏が勢力を伸ばしており、平安時代には高山庄、生駒庄、庄田、小明、菜畑、萩原等の荘園集落が開かれました。

平安末期から鎌倉、室町時代にかけては、山岳宗教や地蔵信仰が盛んとなり、各地に八大竜王や石仏がまつられるようになりました。室町時代、生駒の北部を支配していた鷹山氏は茶の湯の道具として茶釜を考案しました。応仁の乱以後、農民が郷土や地侍として豪族屋敷村を作るようになりましたが、戦国末期からは、松永久秀、筒井順慶、豊臣秀吉、羽柴秀長と支配が代わるとともに、刀狩りや検地等によって郷土や地侍も農民に戻され、郷村も近世の農村に生まれ変わりました。そして、平群郡に 17 村、添下郡に 5 村が誕生しました。江戸時代に入ると、多くは郡山藩の支配となりましたが旗本領や天領が交錯する複雑な支配となっていました。また、湛海律師が生駒山の中腹に宝山寺を開くと多くの参詣客が訪れ、門前町が形成されました。

明治 22(1889) 年の町村制施行により、生駒市域 22 か村は、北倭村、北生駒村、南生駒村の 3 か村に統合され、明治 30(1897) 年には郡制の統廃合が行われ、平群、添下の両郡が統合し、新たに生駒郡となり、3 か村は同郡に属することとなりました。

北生駒村は大正10(1921)年に生駒町になり、昭和30(1955)年に南生駒村が生駒町と合併、昭和32(1957)年には北倭村が生駒町と合併、現在の市域がひとつになりました。そして、昭和46(1971)年に市制が施行されました。

市街地の発展をみると、大正3(1914)年に生駒トンネルが貫通し、大阪～奈良間に鉄道が開通したことが本市の発展に大きな契機となるとともに、大正7(1918)年には日本最初のケーブルカーが鳥居前駅と宝山寺を結びました。その後、昭和2(1927)年には生駒から王寺までの鉄道（現在の近鉄生駒線）も開通しました。

昭和30年代から高度成長に伴って、大阪近郊の住宅都市として、丘陵地等における新たな住宅地開発が進むようになり、昭和39(1964)年には新生駒トンネルが貫通し、大阪への所要時間は一層短縮され住宅都市として本市の人口は増加を続けました。昭和51(1976)年には人口5万人を超え、平成2(1990)年には人口10万人を超えて、県下第3の都市に成長しました。

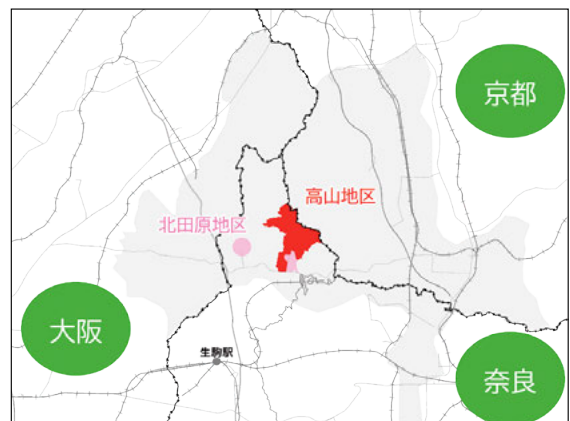
北部の高山地区においては、国家的なプロジェクトである関西文化学術研究都市の建設が進められ、平成3(1991)年に奈良先端科学技術大学院大学が設置され、平成18(2006)年には市北部地域及び学研都市のアクセスとしてけいはんな線が開業、さらに平成21(2009)年には「阪神なんば線」が開通し、住宅都市としての利便性が増し、北部地域の人口増加につながりました。

令和3(2021)年には市制50周年を迎えましたが、平成25(2013)年11月をピークに人口が減少に転じ、今後は、本格的な人口減少と少子高齢化の進行が見込まれています。

4 | 学研都市

けいはんな学研都市（正式名称：関西文化学術研究都市）は、京都、大阪、奈良の3府県にまたがる京阪奈の緑豊かな丘陵において、関西文化学術研究都市建設促進法に基づき、建設・整備を進めているサイエンスシティです。東の「つくば研究学園都市」とともに国家的プロジェクトに位置づけられ、総面積は約15,000ha、その中に12の文化学術研究地区（約3,600ha）を分散配置しています。現在、150を超える研究施設、大学施設、文化施設等が立地し、文化、学術研究等の分野で顕著な成果を挙げています。

本市では、高山地区と北田原地区が文化学術研究地区とされ、高山地区第1工区には奈良先端科学技術大学院大学や企業の研究施設等が並びます。



▲関西文化学術研究都市区域図（生駒市）

5 | 多様な主体との協創によるまちづくり

第6次総合計画の基本構想において、「まちづくりの基本的な考え方」の一つに「多様な主体との協創によるまちづくり」を掲げています。

協創とは、多様な主体が緩やかにネットワークを形成し、互いが共有できる価値や解決策を創造することです。

特に本市には、まちづくりへの関心・意欲のある市民や様々な知見やスキルを持った市民が多く、これまでも様々な分野や機会において、市民との協創によるまちづくりが行われてきました。

そして、第1期基本計画の計画期間においても、地域課題がますます高度化、複雑化する中、一人では解決できない課題も、市民、NPO⁵、事業者等の民間主体が相互に、あるいは民間主体と行政等、本来価値観の異なる主体が有機的に連携することで課題解決の可能性が高まるだけでなく、新たな価値創造にもつながると考え、様々な協創によるまちづくりを進めてきました。

また、民間主体と行政が対話による相互理解を進め、アイデアを出し合い、互いの強みを掛け合わせることで、地域課題の解決や新たな価値の創造を協創によって実現するため、公民連携の提案窓口「生駒市協創対話窓口」を設置しています。

■多様な主体との協創によるまちづくりの事例



▲地縁型コミュニティによる地域の空間活用イメージ（北小平尾わくわく農園）



▲テーマ型コミュニティによる公共空間の活用イメージ（生駒駅南口プラットフォームによる社会実験）



▲緩やかなつながりを生む自治会館や緑道の活用イメージ（ひかりが丘コミステ）

■生駒市協創対話窓口



5 NPO：「Non-Profit Organization」（非営利組織）の略称。法人格の有無を問わず、福祉、教育・文化、まちづくり、環境等社会の多様な課題（テーマ）に市民が主体的に取り組む組織。

第 2 章 本市を取り巻く社会環境

第 2 期基本計画策定の背景となる主な社会環境としては、次のようなことがあげられます。

1 | 人口減少による影響の顕在化

我が国の人口は、平成 20(2008) 年をピークに減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口（令和 5 年推計）によると、総人口は、令和 2(2020) 年の 1 億 2,615 万人から 50 年後（2070 年）には 8,700 万人に減少し、総人口に占める 65 歳以上人口の割合（高齢化率）は、令和 2(2020) 年の 28.6%から 2070 年には 38.7%へと上昇するとされています。

令和 4(2022) 年の出生数が明治 32(1899) 年の統計開始以降初めて 80 万人を下回り、想定を上回るスピードで少子化が進んでいます。国は、「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔として、令和 5(2023) 年 4 月に「こども家庭庁」を設置し、こども・子育て施策の強化を進めているところですが、妊娠適齢期の女性人口も減少していく見通しであることから、人口減少は長期にわたって続いていくことになります。

令和 7(2025) 年には、「2025 年問題」と言われる団塊の世代のすべてが 75 歳以上（後期高齢者）となり、社会保障費の増大や医療・介護サービスの需要の増加が見込まれます。また、いわゆる生産年齢人口（15 ～ 64 歳）の減少によって、医療や介護、保育、物流等、日々の暮らしを支える様々な業種において人材不足が顕在化しつつあります。

一方で、日本における外国人住民は、新型コロナウイルス感染症の影響から減少したものの、近年増加傾向にあります。

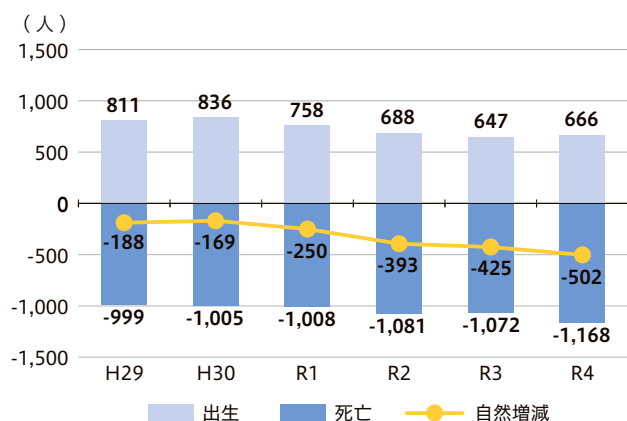
このようなことから、少子化に歯止めをかける取組と、高齢化や人口減少が進んだ将来と社会をイメージし、それに適応した社会づくりを進めていくとともに、多文化共生⁶に向けた意識の醸成や環境の整備を進めていく必要があります。

⁶ 多文化共生：国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

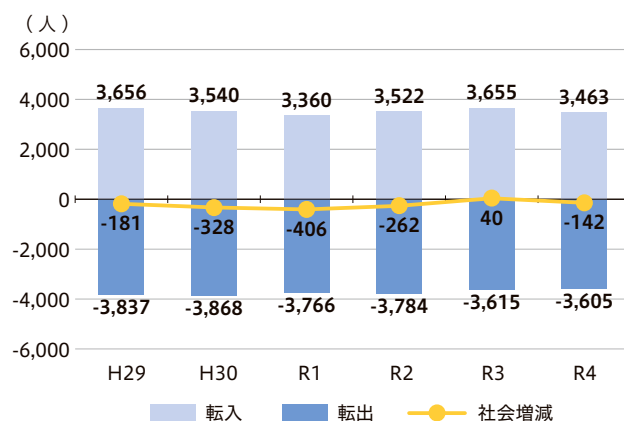
本市の現状

- ▶本市の人口は、平成 25(2013) 年 11 月の 121,350 人をピークに減少しています。
- ▶死亡数が出生数を上回る自然減が続いています。また、転出数が転入数を上回る社会減が続いていましたが、令和 3(2021) 年は転入増となっています。

■出生数・死亡数・自然増減数の推移



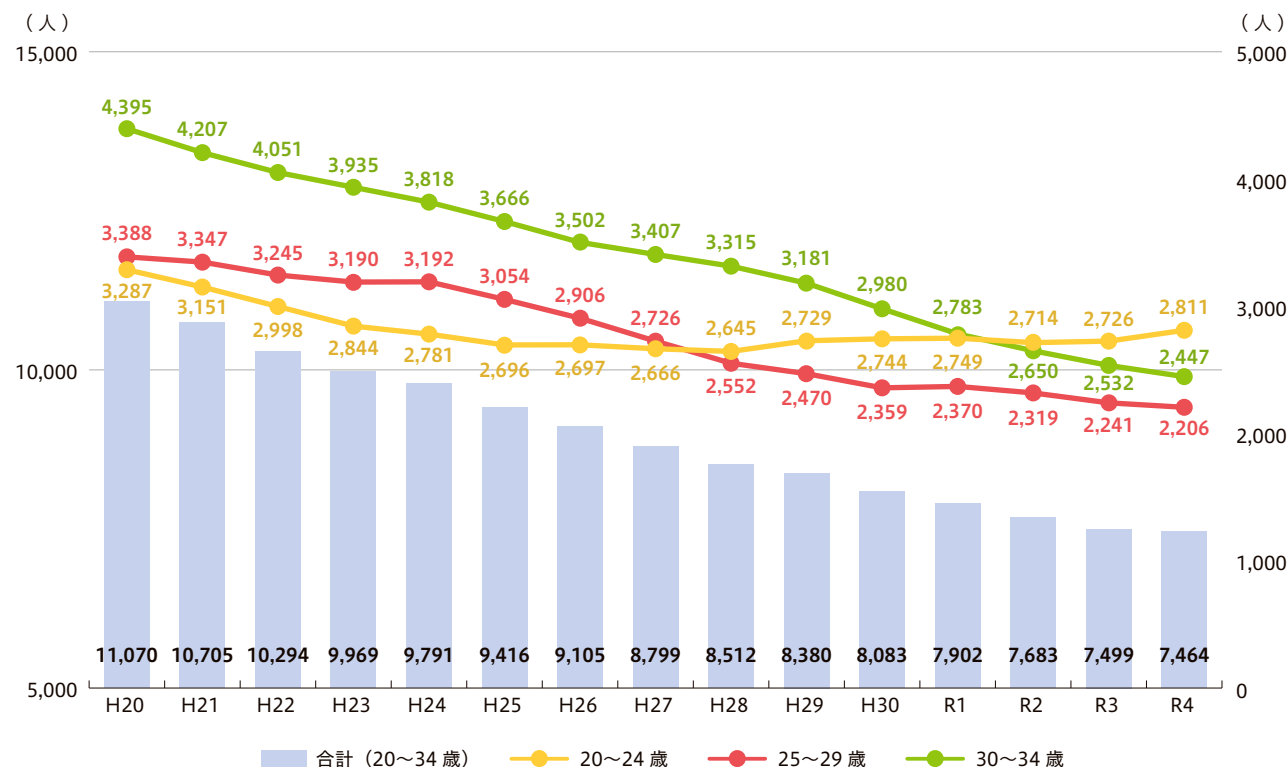
■転入数・転出数・社会増減数の推移



(資料) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」・「住民基本台帳人口移動報告」

- ▶本市の 20 歳から 34 歳の女性人口は、減少し続けており、特に 30 ～ 34 歳の女性人口は、平成 20(2008) 年と比較して、約 44.3%減少しています。

■20 ～ 34 歳の女性人口の推移

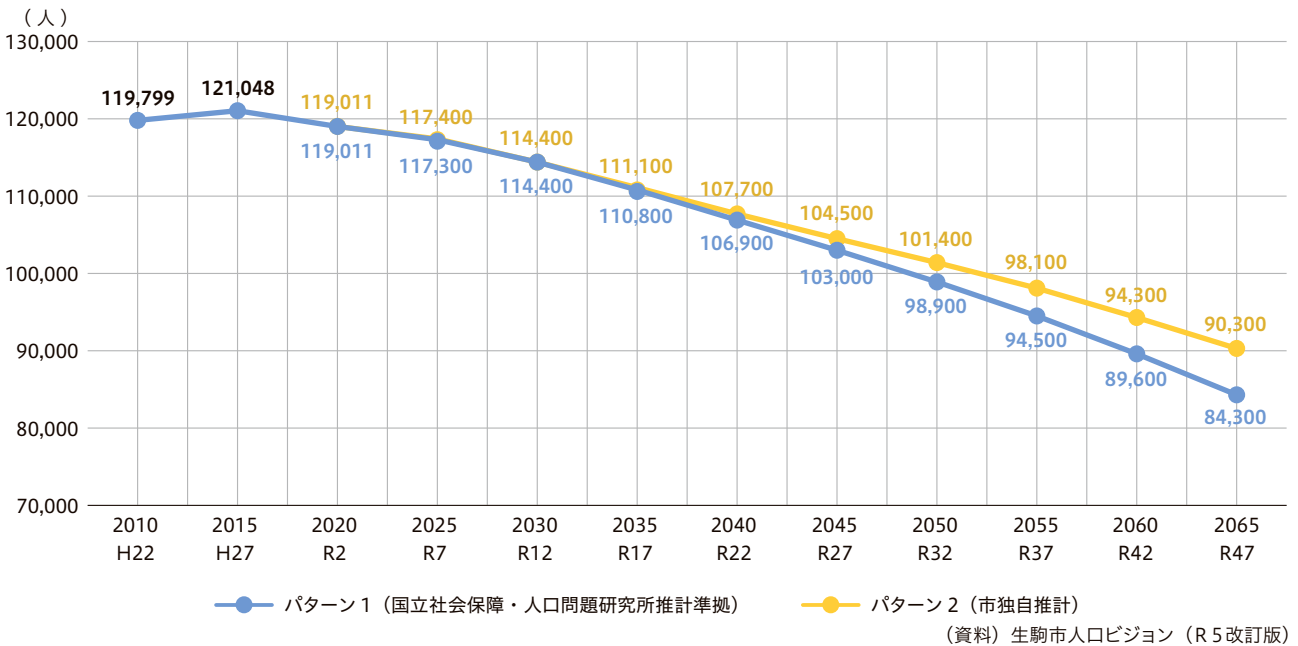


(資料) 住民基本台帳人口 (各年 10 月 1 日現在)

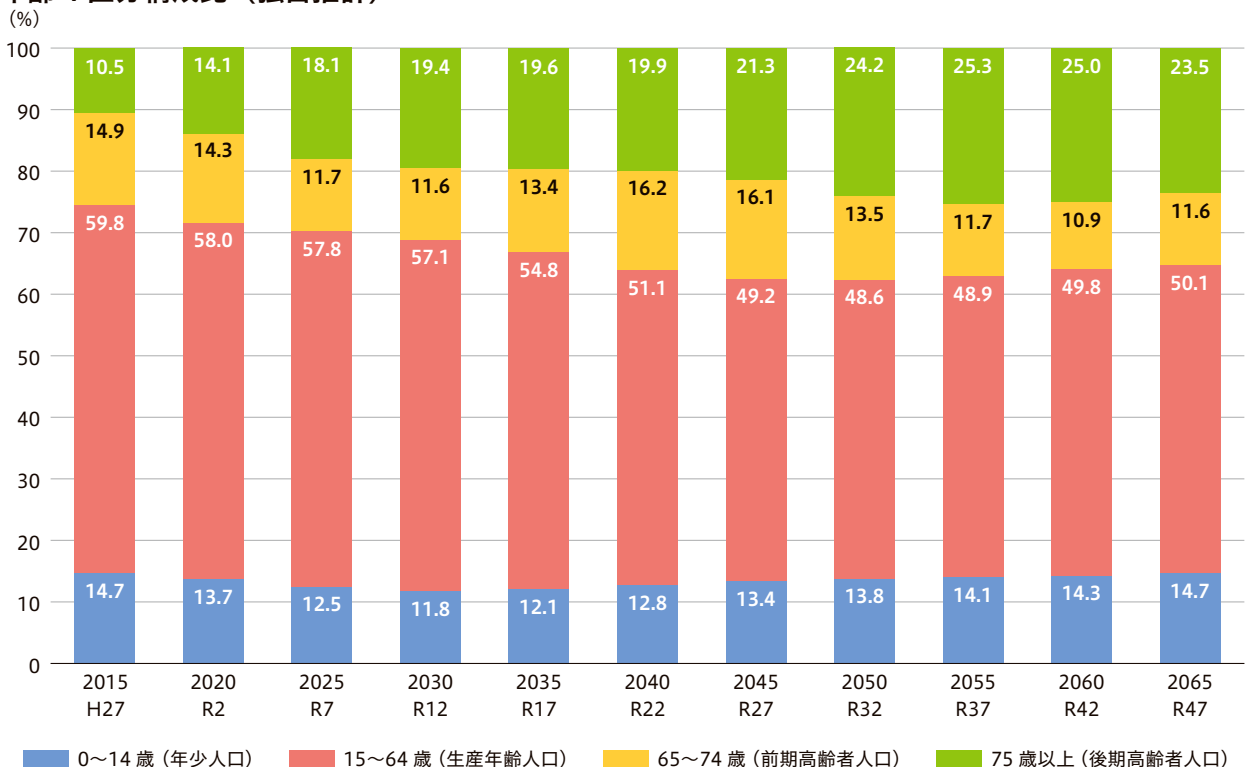
▶ 今後の人口見通し（人口フレーム）については、独自推計による将来推計人口では、令和2（2020）年以降本格的に人口減少が進み、その後も一貫して減少を続け、令和47年（2065）年には90,300人となる見通しです。

▶ 年齢別3区分別人口は、令和47年（2065）年時点で年少人口が13,300人（14.7%）、生産年齢人口が45,300人（50.1%）、老年人口が31,700人（35.2%）となる見通しです。

■ 国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口（令和5（2023）年推計）を踏まえて
生駒市人口ビジョン推計を見直した市独自推計〔総人口〕



■ 年齢4区分構成比（独自推計）



本市への影響と課題

- ▶ こどもの数の減少傾向が続くと、学校の小規模化に伴う様々な課題が生じることが懸念されます。子育てしやすい環境づくりを進めていくこと等により、こどもの数の減少を抑制することが必要です。
- ▶ 後期高齢者が増えることにより、医療や介護の需要が増加し、社会保障費が増大していくものと見込まれます。健康づくりや介護予防等、健康寿命が延びるような取組が重要となります。また、孤立せず外出しやすい環境を確保するためにも、歩きやすい環境づくりや利用しやすい公共交通の確保が重要となります。
- ▶ 認知症高齢者の増加が見込まれ、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる社会づくりを進めていくことが必要です。
- ▶ 人口減少に伴う労働力人口の減少により、医療・介護・福祉人材を安定的に確保することがより困難となることに加え、暮らしを支える商品やサービスの供給が縮小し、市民がこれまでどおりに商品を手し、サービスを利用することが難しくなることが想定されます。
- ▶ 人口減少は、国内における消費者の減少につながり、国内マーケットを主な対象とする事業所においては、ビジネスの戦略を見直すことが必要となります。また、高齢化による消費者ニーズの変化に対応していくことも重要です。
- ▶ 公共施設の老朽化に伴う更新等に当たっては、人口減少の見通しや利用者のニーズも踏まえつつ、集約化や複合化、民間活力の導入による適正配置を進めるとともに、社会インフラの維持管理等を効率化することが必要です。

2 | ライフスタイルや価値観の多様化

ライフスタイルや価値観の多様化により、世帯の姿が多様化しています。「夫婦とこどもから成る世帯」の割合は低下し、「単独世帯かつ高齢者世帯」と「ひとり親とこどもから成る世帯」が増えています。

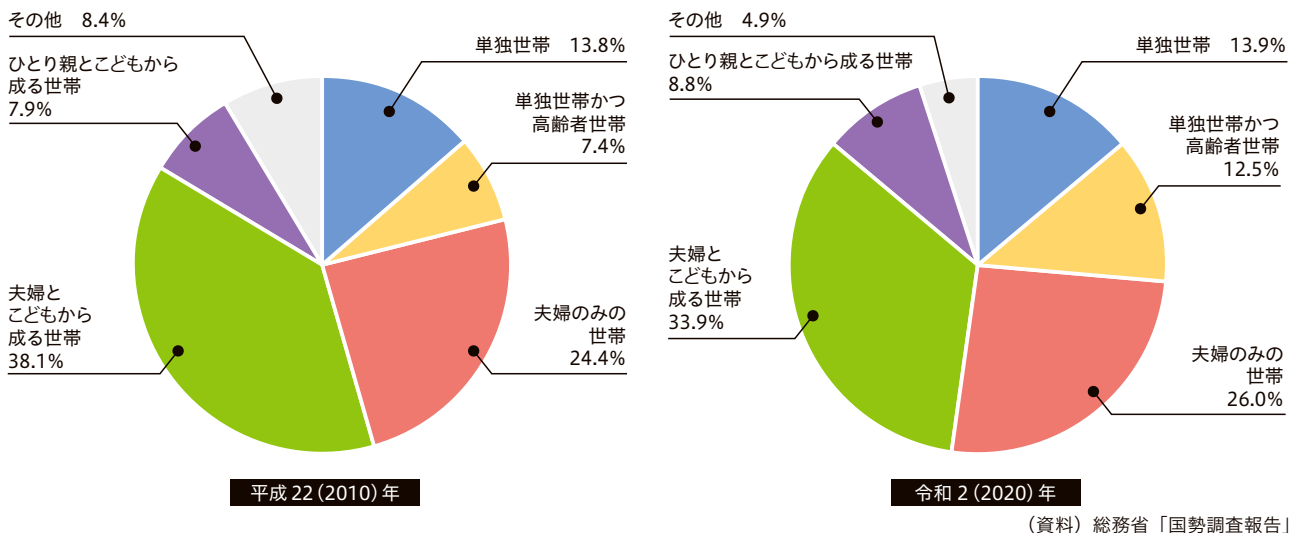
世帯規模が縮小することにより、世帯における自助力が低下し、買い物や移動、災害対応等、生活に支障が生じる方が増えると思込まれます。共助の領域でも、地域コミュニティの希薄化等により、地域でも支え合いの力が低下することで、様々な困難や課題を抱えた世帯が孤独・孤立し、その発見と対応が遅れることが危惧されます。さらには、多文化共生⁷社会の実現に向け、地域に暮らす外国人住民に対する理解と、外国人住民の地域活動への参加促進が必要となります。

一方、SNS⁸やオンライン会議等の普及等により、居住地に関わりなく、興味・関心等のテーマによって人と人がつながる動きが見られます。その動きは、趣味等の私的な活動にとどまらず、ボランティアや寄付等の公益的な活動にも広がりを見せています。

本市の現状

▶ 令和2(2020)年の本市の一般世帯数は47,617世帯となっています。内訳をみると、「夫婦とこどもから成る世帯」が33.9%と最も多く、次いで「単独世帯・単独世帯かつ高齢者世帯」(26.4%)、「夫婦のみの世帯」(26.0%)となっています。

■世帯の状況

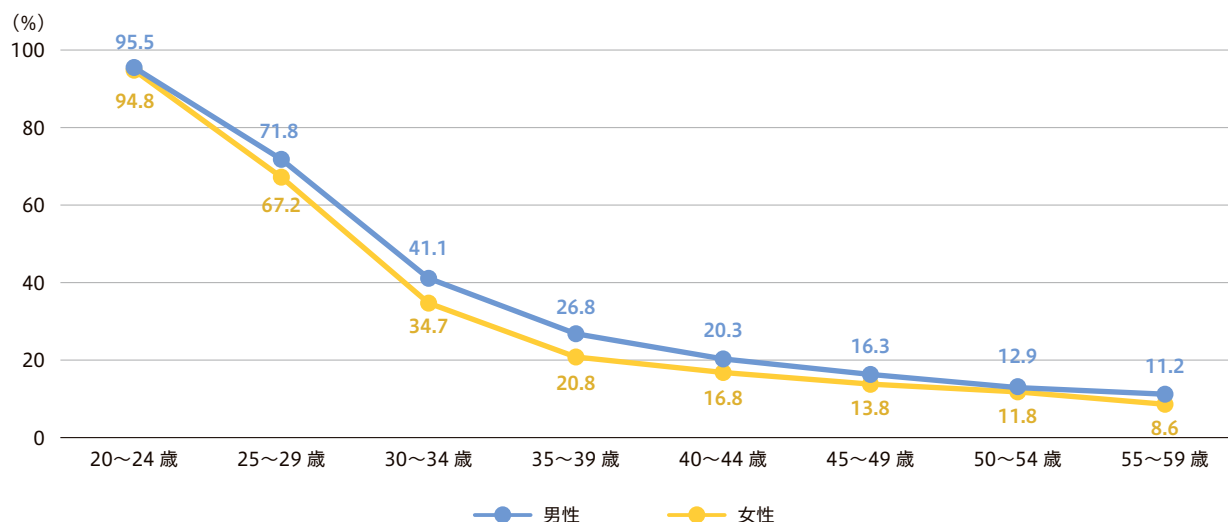


▶ 令和2(2020)年の年代別未婚率をみると、「40～44歳」では男性の未婚率が20.3%、女性の未婚率が16.8%となっています。

⁷ 多文化共生：P.15 参照。

⁸ SNS：Social Networking Serviceの略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域等を同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

■年代別未婚率（令和 2（2020）年）



（資料）総務省「国勢調査報告」

▶令和 4（2022）年度末現在、本市には、約 80 か国、1,362 人の外国人住民が居住しています。

本市への影響と課題

- ▶夫婦と子どもから成る世帯を想定した様々な制度・サービスについて、ライフスタイルの多様化や単身世帯の増加等を考慮した点検・見直しが必要となります。
- ▶リタイアした人の増加や単身世帯の増加、世帯の自助力（買い物、移動、災害対応）の低下等を考慮し、市内各地の住宅地から大都市への通勤の利便性を重視した都市機能配置や公共交通のあり方について、買い物・通院等の日常の利便性を確保できるよう検討していく必要があります。
- ▶孤独・孤立を防止するため、人生 100 年時代⁹において、趣味活動や仕事、ボランティア等、様々なかたちで、誰もが社会とつながり続けられる環境づくり、住民交流が生まれるまちづくりを進めていくことの必要性が高まっています。
- ▶担い手の高齢化等により互助活動の活力が低下している地域コミュニティにおいては、従来関わりがなかった世帯・世代の参加を促進する活動スタイルへの転換や活動の再構築を進めていくことが有効となります。また、地域・社会課題の解決に関心をもつ NPO¹⁰、事業所等の関わりも望めます。
- ▶多文化共生¹¹ 社会の実現に向けて、外国人との共生のまちづくりを進めていくことが必要です。

⁹ 人生 100 年時代：平均寿命の伸びにより、100 歳まで生きることが当たり前の時代となり、生き方や働き方等に大きな変化が出てくることを表現する言葉。

¹⁰ NPO：P.14 参照。

¹¹ 多文化共生：P.15 参照。

3 | 所得向上につながる経済・雇用政策への期待の高まり

新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響により、我が国の経済は大きな影響を受けましたが、令和5(2023)年5月の5類感染症への移行により、多くの感染対策が緩和され、経済活動は元に戻りつつあります。しかし、世界的な景気回復傾向の中で、資源価格や物流コストの上昇や供給力不足に伴う物価上昇が見られ、企業活動だけでなく家計にも大きな影響を及ぼしています。我が国の平均賃金は諸外国に比べて低い水準にとどまっており、グローバルな人材獲得においても競争力が低下しつつあります。

このような状況のもと、我が国では人口減少に伴う労働力人口の減少や働き方改革の進展等により、人材不足が顕在化しつつあります。外国人の受け入れが拡大される見通しですが、グローバルな人材獲得競争において厳しい状況が続くことが想定されます。

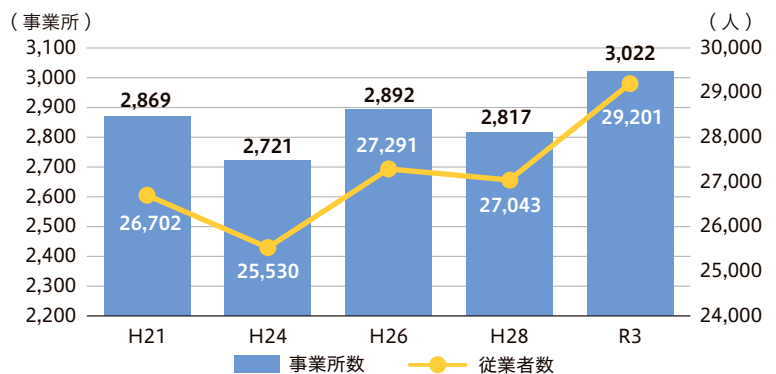
一方で、コロナ禍で感染防止の観点から在宅勤務等、遠隔勤務（リモートワーク¹²）が普及し、自宅やサテライトオフィス¹³でのテレワーク¹⁴や二拠点活動¹⁵、副業、マルチワーク¹⁶等、新たなワークスタイルが企業や個人で取り入れられ、人材確保の手段も多様化しています。安定的に労働力を確保していくためには、働き方改革による雇用環境の改善や賃上げによる所得の向上に取り組むことが重要となります。

また、経営者の高齢化による事業承継問題や人口減少に伴う国内マーケットの縮小・労働力不足、災害、感染症、国際紛争といった外的な経営リスクへの対応等、複雑・重複化する経営課題に対応していくためには、生産性の向上、デジタル化への対応、新たな顧客の確保、国際化への対応、雇用確保等、事業の継続・発展に向けた事業者の変革と挑戦が求められます。

本市の現状

▶本市の産業全体の事業所数は、平成18(2006)年以降微増傾向にあり、3,000事業所前後となっています。本市の産業全体の従業者数は、平成26(2014)年以降微増傾向にあり、令和3(2021)年には29,000人を超えています。

■事業所数・従業者数の推移



※全産業（公務を除く）の事業所のうち民営の数。

（資料）総務省「令和3年 経済センサス活動調査」基礎調査報告書

12 リモートワーク：「オフィスとは異なる場所で働くこと」で、Remote（遠隔）とWork（仕事）を組み合わせた造語。

13 サテライトオフィス：企業の本社、組織の本部とは異なる所に設置されたオフィス。

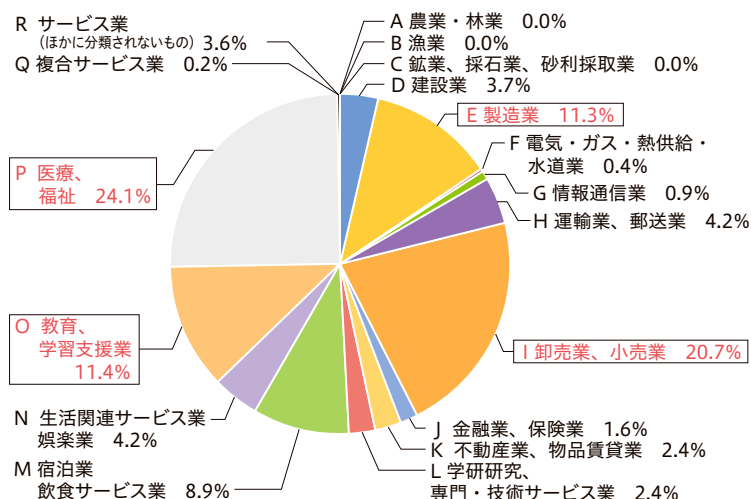
14 テレワーク：「ICTを活用した、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」のことで、Tele（離れて）とWork（仕事）を組み合わせた造語。

15 二拠点活動：都市部と地方部に2つの拠点をもち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりする新しいライフスタイルの1つ。

16 マルチワーク：1つの仕事のみに従事するのではなく、同時に複数の仕事に携わる働き方。

- ▶産業大分類別に従業者数をみると、「医療、福祉」が24.1%と最も多く、次いで、「卸売、小売業」（20.7%）、「教育、学習支援業」（11.4%）となっています。

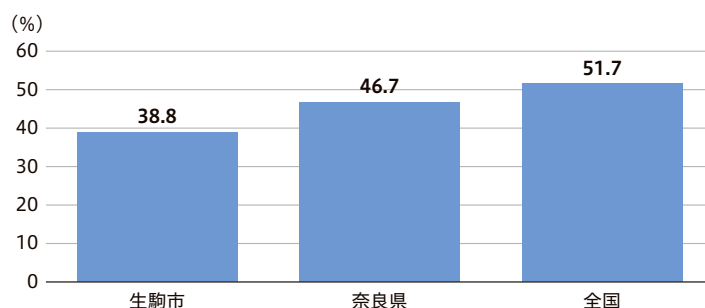
■産業大分類別 従業者数の割合（令和3（2021）年）



（資料）基礎調査報告書

- ▶本市の女性就業率（38.8%）は、全国（51.7%）、奈良県（46.7%）に比べて低い状況となっています。

■女性の就業率（令和2（2020）年）



（資料）総務省「国勢調査報告」

本市への影響と課題

- ▶賃金の伸び悩みに加え、物価の上昇が続くことで、消費意欲の減少等により企業業績が悪化し、さらなる所得の減少を生む悪循環が危惧されます。特に、若い世代における所得の伸び悩みは、結婚意欲の低下につながるとされています。
- ▶労働力不足に伴う人材獲得競争が厳しさを増すことにより、市内事業者が十分な労働者を確保できず、これまで当たり前のように提供されてきたサービス等の供給が減ることや価格の上昇が見込まれます。
- ▶必要となる労働力を確保していくためには、労働生産性の向上による賃金の増加や、女性や高齢者、障がい者等、就労希望者のニーズに対応した雇用形態・就労環境の確保、副業等の新しい働き方の導入等、多様な働き方や職場の創出が求められます。
- ▶小売・飲食業等、地域の生活を支える事業者においては、小規模事業者や個人事業主が多く、事業継承が円滑に進まないと事業所数の減少に直結し、生活の利便性が低下する恐れがあります。市内で商品を購入でき、サービスを受けられるよう、地域内で経済が回る産業の発展を目指す必要があります。
- ▶令和7（2025）年に開催される大阪・関西万博では、国の内外から多数の来場者が見込まれます。本市の魅力を広く発信する機会とし、関係機関や事業者等と連携しながら、本市への来訪のきっかけを創出していく必要があります。

4 デジタルが暮らしやビジネスで当たり前

新型コロナウイルス感染症の世界的流行をきっかけとして、社会の様々な場面でデジタル技術の活用が広がりました。Eコマース¹⁷やフードデリバリー¹⁸、キャッシュレス決済¹⁹等、消費スタイルも大きく変化しつつあります。これまで、対面が原則とされていた業種・業界でも、オンラインの活用が広がってきています。

ビジネスの現場においては、電子契約や電子帳簿、押印廃止・ペーパーレス²⁰、音声入力による業務記録、オンライン商談、AIチャットボット²¹による顧客対応等、そのプロセスが大きく変わりつつあります。また、学校教育においても、「GIGAスクール構想²²」により、児童生徒に1人1台端末が整備されるとともに、ICTを活用した学習やオンライン授業等、学童期からデジタルを使うことが前提の教育に変わってきています。

さらに、テレワーク²³の普及により、職住近接の必要性が低下する業種・職種も見られ、都市から地方への移住につながる場合もあります。オンラインとリアルの特性を踏まえて、店舗・サービスのあり方やオフィスの位置づけ・役割、社員間のコミュニケーション、人材育成方法を見直す動きも見られます。

こうした社会的潮流の中で、行政においては令和2(2020)年に国が「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)²⁴推進計画」を策定し、自治体の情報システムの標準化・共通化やマイナンバーカードの普及促進・利活用推進、行政手続オンライン化の推進等、自治体が重点的に取り組むべき事項が定められました。

また、令和4(2022)年頃から生成AI²⁵による新しいサービスが出現したことで、ビジネスや行政サービスの充実、業務の効率化等への様々な期待がある一方、個人情報や機密情報の保護、知的財産権への配慮等、社会の進展を阻害し混乱をもたらさないような適切な運用に取り組むことが必要となっています。

このように、デジタル技術が暮らしやビジネスで当たり前となる時代へと移行しつつある中で、セキュリティ対策やデジタルに不慣れな方への配慮を進め、デジタル技術やデータを活用した、すべての市民が暮らしやすく、ずっと住み続けられるまちづくりを進めていく必要があります。

17 Eコマース：Electric Commerceの略称。「電子商取引」とも言われる。商品やサービスをインターネット上で売買するビジネスモデルのこと。

18 フードデリバリー：配達飲食サービスのこと。事業所内で調理した飲食料품을、客の求める場所に届ける、又は客の求める場所において料理した飲食料品を提供するサービス。

19 キャッシュレス決済：現金のやりとりなしで決済がなされること。クレジットカード決済やQRコード決済等のこと。

20 ペーパーレス：紙媒体を電子化し、データとして活用・保存することで、紙の使用量を減少させること。

21 AIチャットボット：質問やキーワードを入力するとAI（人工知能）の自然言語処理や機会学習を用いて適切な回答を自動で提示するサービス。

22 GIGAスクール構想：1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とするこどもを含め、多様なこどもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現し、これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すための構想。

23 テレワーク：P.21 参照。

24 デジタル・トランスフォーメーション(DX)：P.8 参照。

25 生成AI：「Generative AI」とも呼ばれ、自然言語等の文字による指示を行うと、それに応じてテキスト、画像、音声、動画等、様々なコンテンツを新たに生み出す人工知能のこと。

本市の現状

- ▶ 様々な SNS²⁶ 等を活用した市政の情報発信を行っており、令和2(2020)年から運用を開始した市公式 LINE アカウントの登録者数は、令和5(2023)年10月末時点で22,000人になります。
- ▶ 令和5(2023)年10月末時点の本市のマイナンバーカードの保有枚数は90,707枚、人口に対する保有率は76.9%となっています。
- ▶ 児童生徒の1人1台端末を活用し、主体的・対話的で深い学びと個別最適な学びの実現に向けた取組を進めています。
- ▶ 令和5(2023)年8月に今後20年間の市のスマートシティ²⁷政策の指針として、「生駒市スマートシティ構想」を策定しました。

本市への影響と課題

- ▶ デジタル技術を活用した市民と行政との接点の改善により、「書かない・待たない・行かない」市役所の実現等、利便性の向上と行政運営の簡素化・効率化を図る必要があります。
- ▶ デジタル社会の恩恵を受けることができない人が取り残されることが危惧されます。一方、デジタル社会が広がることで、これまで地域や社会への参画が難しかった人が様々な機会を得やすくなることが期待されます。
- ▶ MaaS²⁸等の技術を活用した交通利便性の向上、IoT²⁹による見守りといった新しい技術を活用した取組を進めていくことが期待されます。
- ▶ デジタル技術が社会に浸透することで、それらを悪用した犯罪やサイバー攻撃³⁰、過失による情報漏洩等の増加が危惧されます。

²⁶ SNS：P.19 参照。

²⁷ スマートシティ：新しいデジタル技術やデータを行政分野にとどまらず都市や地域全体のまちづくりに取り入れ、地域課題を解決し、新たな価値を創出し続ける持続可能な都市や地域のこと。

²⁸ MaaS：Mobility as a Service の略称。地域住民や旅行者一人ひとりの移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせで検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

²⁹ IoT：Internet of Things の略称。自動車、家電等あらゆるものがインターネットにつながることで、情報のやりとりが可能となる仕組みのこと。

³⁰ サイバー攻撃：インターネット等の情報通信ネットワークを利用したコンピュータへの不正アクセスによって、情報の窃盗、流出、改ざん等を企てる攻撃のこと。

5 | 暮らしの安全・安心を脅かす危機的事象への迅速な対応

近年、気象災害の激甚化・頻発化が進んでいます。

国では、「顕著な大雨に関する気象情報」等、災害につながるような気象情報の発表をできる限り早く伝達する取組が進んでいますが、甚大な被害をもたらす豪雨災害が毎年のように全国各地で発生しており、地球温暖化の進行に伴いこの傾向が続くことが危惧されています。

また、地震災害についても、南海トラフ地震等、市民生活に大きな影響を及ぼす巨大地震の発生が危惧されています。広域的な大規模災害が発生した場合における「公助」の限界が懸念され、これまでの地震災害の教訓からも「自助」「共助」の重要性が明らかになっており、市民が災害を「自分事」として捉え、「地域住民で助け合う」という防災意識を醸成していくことが重要です。同時に少子高齢化の進展により、「自助」「共助」の力が低下しつつある中、「自助」「共助」を補完する役割と「自助」「共助」を支える役割を担う「公助」のあり方を検討・啓発していくことが重要です。

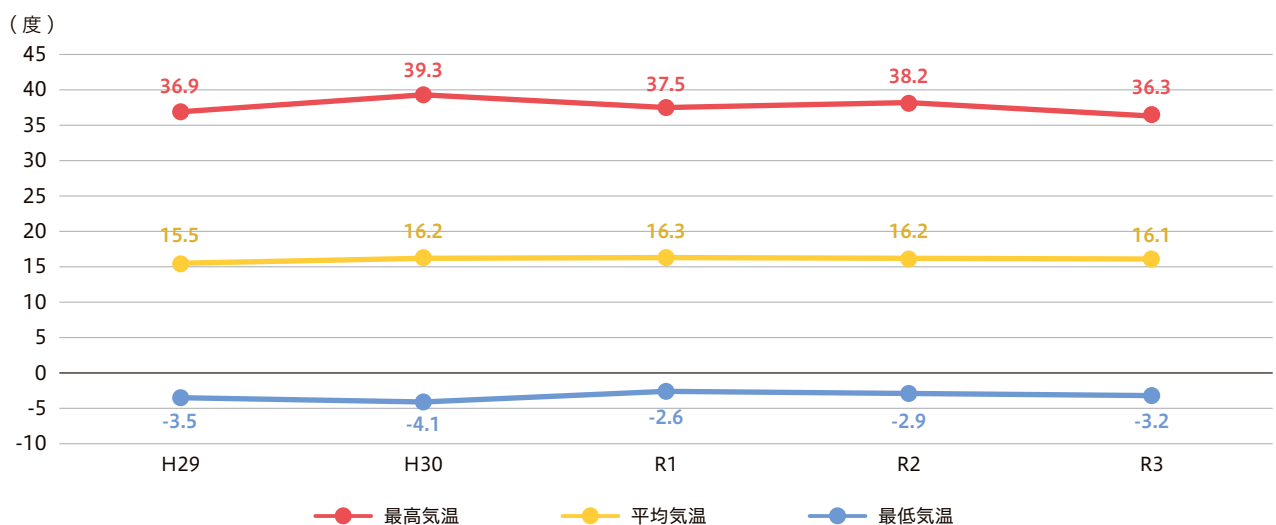
さらに、新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の5類に移行してもなお、生命や健康、社会経済活動に影響を及ぼし続けています。国では、これまでの対応を踏まえ、令和5(2023)年9月に内閣感染症危機管理統括庁が設置されました。

このような自然災害や生命・健康に対する脅威に加え、特殊詐欺等の犯罪、消費者トラブル等、不測の事態に際して、市民の生命・財産を守るため、迅速で柔軟な対応が求められています。

本市の現状

▶本市の最高気温は36度を上回る水準で推移しています。年間降水量や降水(雪)日数は増加しています。

■気温の推移

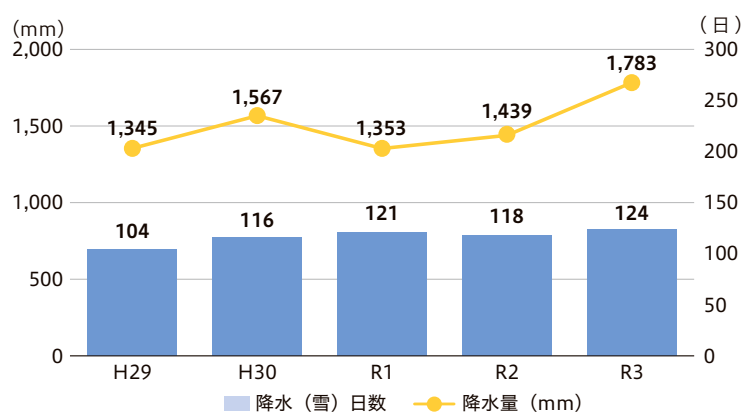


(資料) 生駒市統計書

▶本市は東西に生駒山系、矢田丘陵があり、富雄川、竜田川、天野川の最上流部に位置しています。市域には傾斜地が多く、近年全国的に頻発する豪雨により、急傾斜地の崩落や土石流の発生の危険性を想定しなければならない状況にあります。

▶本市に最も被害をもたらす災害と想定されている災害は生駒断層帯地震で、一部地域で震度7、多くの地域で震度6強と想定され、10,000棟を超える建物被害、30,000人を超える罹災者が発生することが想定されています。

■降水量の推移



（資料）生駒市統計書

■生駒断層帯地震における被害想定

区分	項目		単位	生駒断層帯
建物被害	木造	全壊	棟	4,590
		半壊		6,142
	非木造	全壊		755
		半壊		1,373
	小計	全壊		5,345
		半壊		7,515
出火被害	残出火数		件	17 (5)
	焼失棟数		棟	297 (63)
人的被害	死者		人	204 (288)
	負傷者			1,537 (2,106)
	罹災者			32,820 (32,203)
	避難所生活者			10,839 (10,635)
ライフライン被害	断水率（直後）		%	82.3
	下水道支障率（直後）			26.7
	停電率（直後）			89.6
	断線に伴う電話不通率（直後）			13.2
	ガス支障率（直後）			76.7

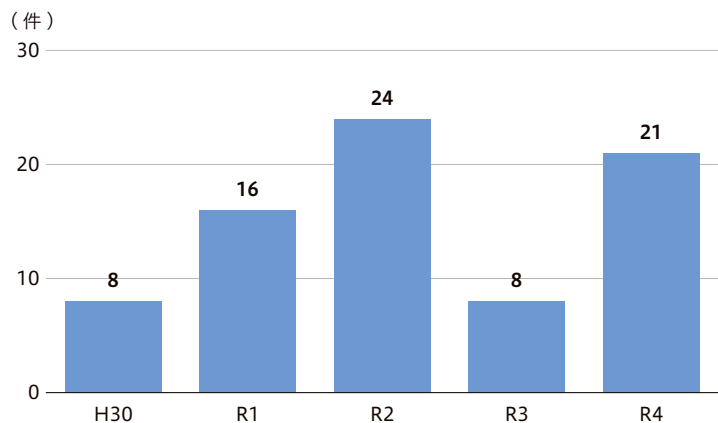
（ ）は死者が最大となる冬の深夜を想定した場合の値
（資料）生駒市地域防災計画

▶南海トラフ地震では、本市に最も影響が及ぶケースでは、全域で震度6弱の揺れになると想定され、4,000棟を超える建物被害と14,000人を超える罹災者が発生することが想定されています。これに加え、太平洋沿岸の多くの地域が被災することから、電力回復の遅れや物流の停滞等、インフラ施設の回復に時間を要し、社会生活への長期間の影響は避けることができないと考えられます。

▶本市居住者における新型コロナウイルス感染症の感染状況（令和4（2022）年9月26日まで）は感染者数累計が20,989人、死亡が30人となっています。

▶本市における令和4（2022）年中の特殊詐欺被害は21件、被害額は約3,900万円となっています。奈良県全体では被害件数が206件、被害額が約4億3,850万円と、令和3（2021）年に比べて被害件数、被害金額、1件当たりの被害金額のいずれも増加しています。

■犯罪認知件数（特殊詐欺）



（資料）奈良県警察「市町村別犯罪認知状況について」

本市への影響と課題

- ▶頻発している豪雨災害において逃げ遅れによる被災者を出さないように、避難情報の伝達や避難所の開設等について、地域とともに訓練等を行うことが重要です。
- ▶大規模地震災害に備え、橋りょうの耐震化や上下水道の更新等、インフラ施設をはじめとするハード面での防災・減災対策を実施していくことが必要です。
- ▶甚大な被害の発生が見込まれる生駒断層帯地震に備えて、自主防災会や医療機関、要配慮者利用施設と連携した初動対応や広域的な受援への備えをしておくことが必要です。
- ▶南海トラフ地震が発生した場合、市外に通勤している市民が帰宅困難者となる可能性があります。また、大阪湾沿岸等の津波被災地への職員の応援派遣が求められる可能性があります。広域的な被災により食料や物資の流通が滞り、市民生活に影響が生じることが危惧されます。
- ▶様々な危機的事象について、関係機関との連携のもと適切な初動対応をとるための体制・備えを講じられているかの定期的な確認が必要です。また、市民や職員の安全・健康を守りながら、優先度の低い業務を停止・縮小することで、優先度の高い行政サービスを提供し続けることができるような備えをしておくことが必要です。

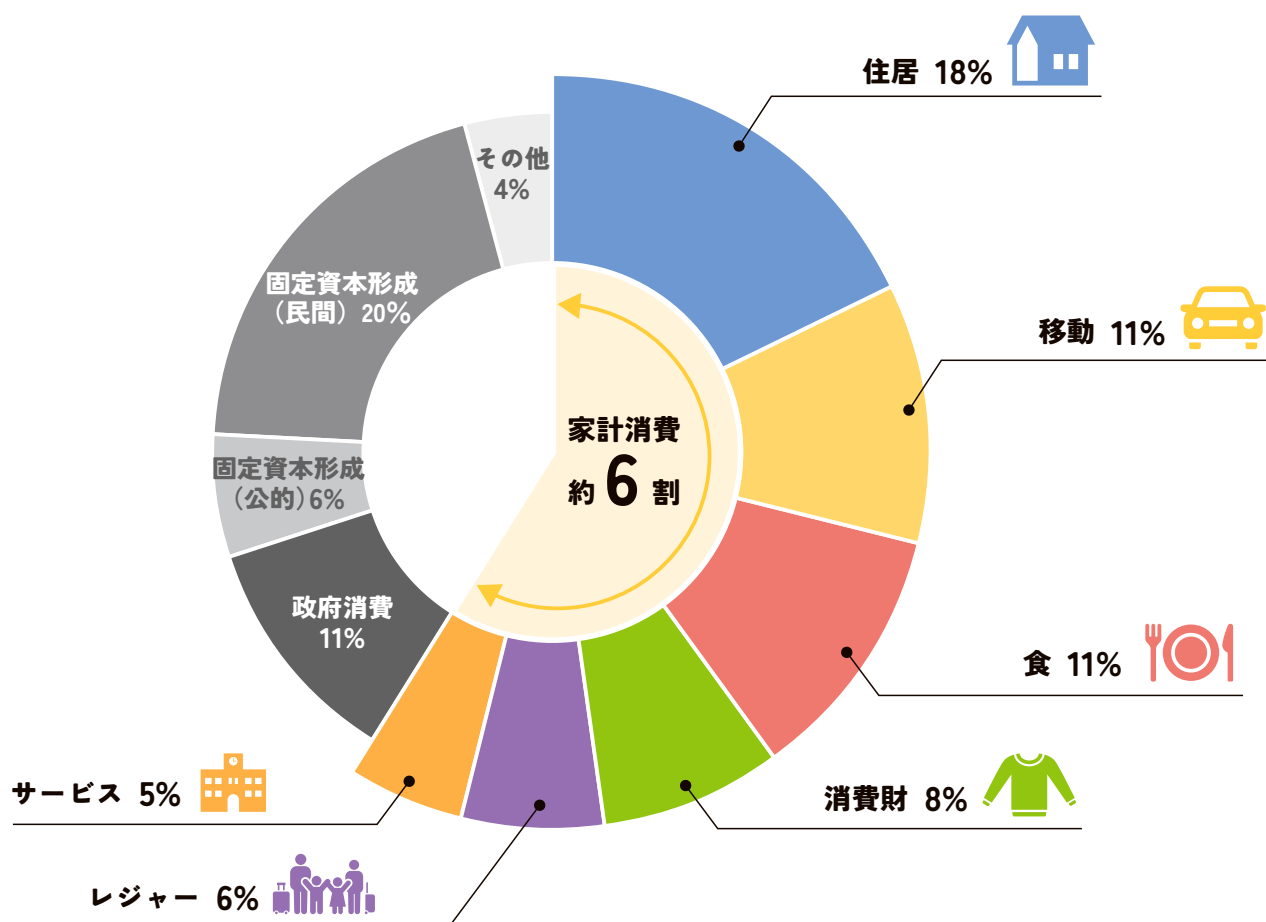
6 | 脱炭素社会に向けた取組の拡がり

世界各地で異常気象による大規模な自然災害が発生する等、気候変動問題への対応は、人類共通の課題となっています。

我が国においても、風水害の増加をはじめ、生態系の変化、農業・漁業への影響、猛暑日の増加等、環境だけでなく経済や社会においても広く様々な影響が顕在化しつつあります。

そのため、カーボンニュートラル³¹ 達成のための取組が重要で、本市をはじめ、991自治体が「ゼロカーボンシティ³² 宣言」（令和5（2023）年9月29日時点）を行っています。また、本市をはじめとする36都道府県、95市町村（令和5（2023）年11月7日時点）が「脱炭素先行地域³³」に選定され、取組を進めているところです。消費ベースで見た我が国のライフサイクル温室効果ガス³⁴ 排出量の分野別内訳を見ると、住居が18%、移動が11%、食が11%を占めていることから、「移」「食」「住」の側面から、ライフスタイルを見直すことで、環境への負荷を減らしていくことが有効とされています。

■消費ベースでの日本のライフサイクル温室効果ガス排出量（平成27（2015）年）



（資料）環境省HP

31 カーボンニュートラル：二酸化炭素等、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、その排出量を実質ゼロにすること。

32 ゼロカーボンシティ：「ゼロカーボン」は「カーボンニュートラル」と同義で、「ゼロカーボンシティ」は、「ゼロカーボン」を実現しているまちのこと。

33 脱炭素先行地域：令和3（2021）年のカーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、国全体の令和12（2030）年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域のこと。

34 ライフサイクル温室効果ガス：資源の採取、素材の加工、製品の製造、流通、小売、使用、廃棄といった家計が消費する製品・サービスにおいて生じる温室効果ガス。

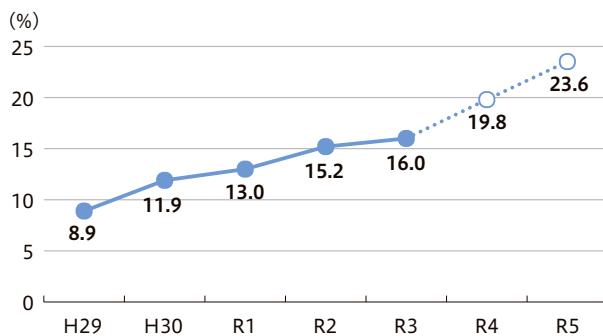
本市の現状

- ▶本市では、令和元(2019)年11月25日に令和32(2050)年までにCO₂排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を行っています。
- ▶平成29(2017)年7月に、生駒市が過半数を出資して設立した「いこま市民パワー株式会社」を核とする再生可能エネルギーの地産地消の促進を図っています。
- ▶本市における温室効果ガス排出量削減率については、令和5(2023)年度の目標数値を100%とした場合の令和3(2021)年度の達成率は67.9%となっています。また、1人当たりのCO₂排出量の達成率は64.8%となっています。
- ▶再生可能エネルギーによる発電容量合計については、令和5(2023)年度の目標数値を100%とした場合の令和3(2021)年度の達成率は50.3%となっています。

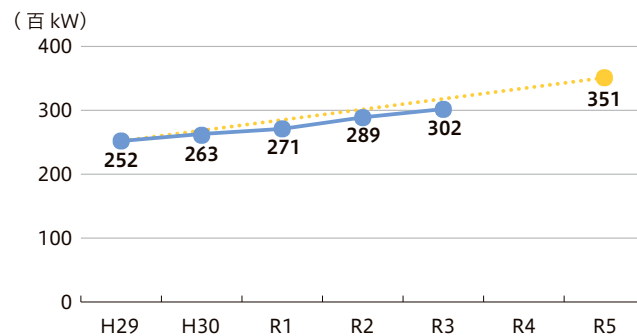
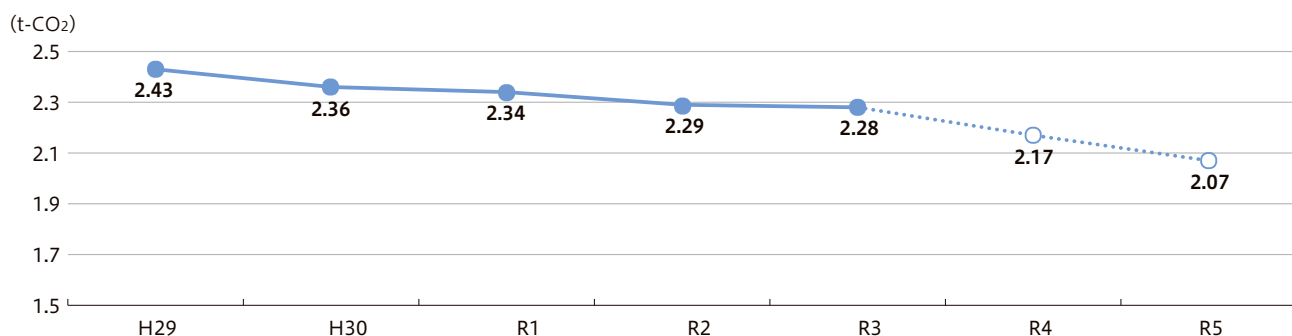
■環境施策にかかる計画（第3次生駒市環境基本計画、第2次生駒市環境モデル都市アクションプラン、生駒市SDGs未来都市計画）の令和3(2021)年度の進捗状況（抜粋）

項目	基準年	基準値	目標数値		令和3(2021)年度 実績値	達成率 令和5年度目標数値比
			令和3年度	令和5年度		
温室効果ガス 排出量削減率	平成25(2013)年度	—	—	23.6%	16.0%	67.9%
再エネによる 発電容量合計	平成29(2017)年度	25,245kW	31,845kW	35,145kW	30,220kW	50.3%
1人当たり CO ₂ 排出量	平成25(2013)年度	2.65t-CO ₂	—	2.07t-CO ₂	2.28t-CO ₂	64.8%

■温室効果ガス排出量削減率



■再エネによる発電容量合計

■1人当たりCO₂排出量

(資料) SDGs推進課資料

- ▶平成 26(2014) 年 3 月に、本市は、低炭素社会の実現に向け、先駆的な取組にチャレンジする都市として、国から「環境モデル都市」に選定されています。
- ▶令和元 (2019) 年 7 月に、本市は、「社会」・「経済」・「環境」の 3 側面における新しい価値創出を通して、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市として、国から「SDGs 未来都市」に選定されています。
- ▶令和 5 (2023) 年 4 月に、本市は、国の推進する「脱炭素先行地域³⁶」に選定されています。

本市への影響と課題

- ▶脱炭素社会の実現に向けた基盤となる事業として、いこま市民パワー株式会社等の事業パートナーと連携し、再生可能エネルギー電源の最大限の導入を着実に進めていくことが必要です。
- ▶住宅都市である本市では、家庭からの温室効果ガス排出量が一定割合を占めており、またライフサイクル温室効果ガス排出量削減の観点からも、家庭を対象とした取組を展開することが必要です。
- ▶多くの市民を巻き込みながら、脱炭素化を推進するためには、SDGs の達成や持続可能なまちづくりに取り組む企業や市民団体、教育機関等と連携し、多様な市民ニーズや地域課題の解決を切り口とした働きかけをすることで、効果的な意識変容・行動変容を図ることが重要です。
- ▶「ゼロカーボンシティ³⁵ 宣言」都市であり、「SDGs 未来都市」や「脱炭素先行地域³⁶」に選定された本市の先駆的な取組として、既存住宅地の脱炭素化を実現する「住宅都市の新しい脱炭素モデル」を確立し、市内外に波及することが期待されます（各論「11 脱炭素・循環型社会」参照）。

35 ゼロカーボンシティ：P.28 参照。

36 脱炭素先行地域：P.28 参照。

7 行財政資源の縮小に伴う戦略的な行政への転換の必要性の高まり

我が国の財政状況は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行への対応や社会保障費の増大等により、歳出規模が年々拡大する中で、税収が不足する状態が続いています。普通国債残高は、累増の一途をたどり、令和3(2021)年度末に1,000兆円を上回りました。我が国の債務残高はGDP(国内総生産)の2倍を超えており、主要先進国の中で最も高い水準にあります。

このように厳しい財政状況において、人口減少や少子高齢化、経済活性化、脱炭素、防災等多くの課題に対応していくことが必要であるとともに、将来の予測が困難であることから、想定外の課題等にも柔軟に対応できる組織体制の構築、職員の育成が求められています。

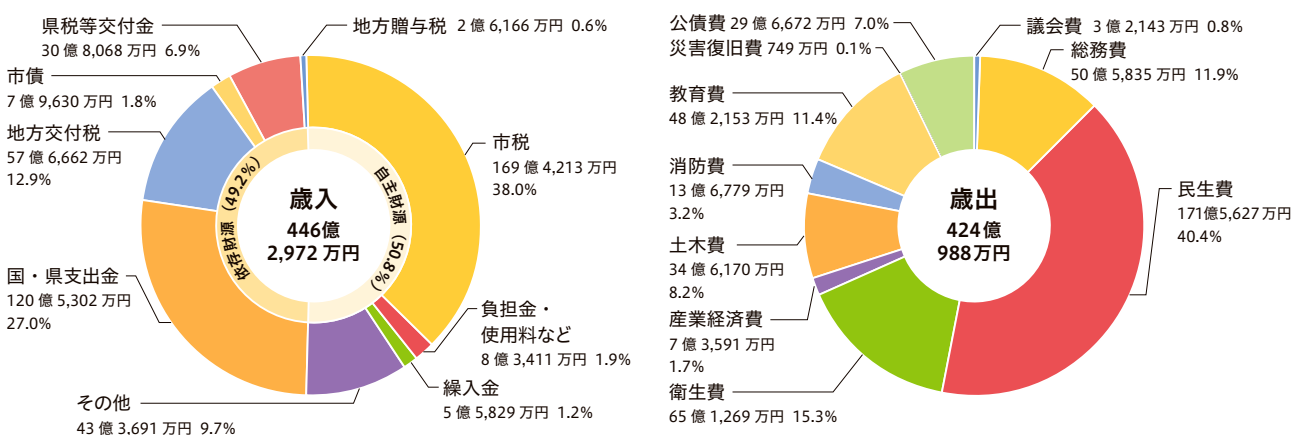
地方自治体においては、法令等によって実施が必須とされ、地方自治体の判断で廃止することができない業務が多数あります。これらの業務については、体制と業務プロセスを整備し、的確に業務を遂行することが必要です。また、高度成長期に大量かつ集中的に整備された公共施設(学校、生涯学習施設、市営住宅等)、インフラ施設(道路、橋りょう、上下水道等)が老朽化していることから、計画的な更新・整備が必要です。

加えて、地域特性を踏まえて、より重要と考える課題に対して、一步踏み込んだ対応を行うために、施策の選択と集中を図るとともに、庁内外のパートナーとの連携等により、戦略的な取組が次々と生まれていくよう、地方自治体はその企画力や実行力を高めていくことが必要となっています。

本市の現状

- ▶ 令和4(2022)年度決算での一般会計の歳入総額は約446億円となっています。内訳をみると市税等の自主財源の比率は50.8%となっています。歳出総額は約424億円で、内訳をみると民生費が約172億円で40.4%と最も多く、次いで衛生費(15.3%)、総務費(11.9%)と続いています。
- ▶ 社会保障関係費(一般財源分)は平成23(2011)年度決算での約63.5億円から令和4(2022)年度決算での約87.6億円と、11年間で約24億円増加しています。

■令和4(2022)年度の一般会計の決算額

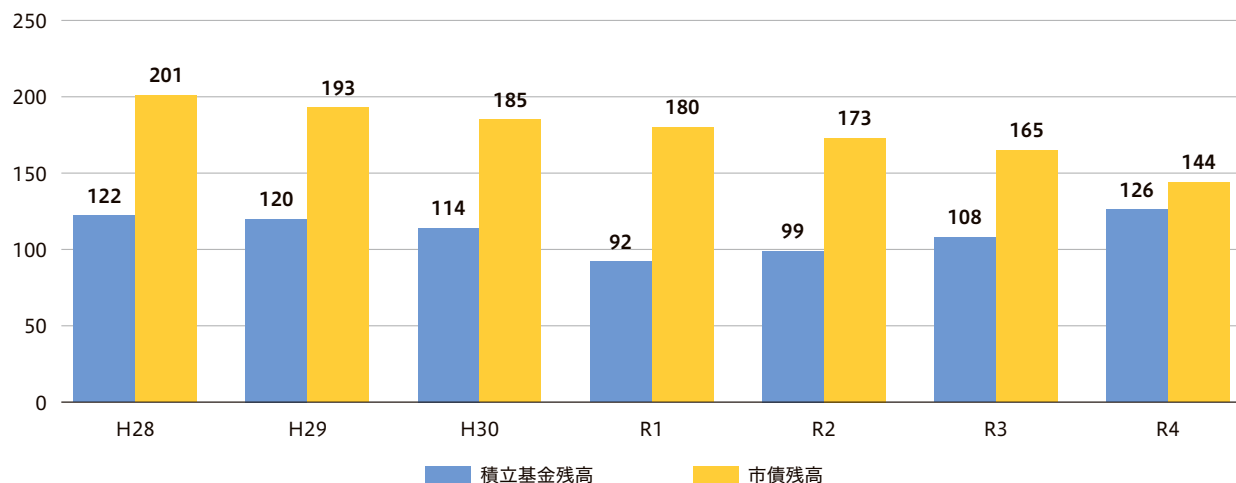


▶ 令和4(2022)年度のふるさと納税による寄附金は約1億8千万円です。関連経費(広報、返礼品提供)と他市への寄附金の流出額を考慮すると、ふるさと納税の収支はマイナスとなっています。

▶ 市の貯金にあたる「積立基金残高」は、増加傾向にあります。一方で、借金にあたる「市債残高」は減少傾向にあります。

■ 積立基金及び市債残高の推移

(億円)



(注) 市債残高は水道事業会計と下水道事業会計と病院事業会計を除く。

▶ 公共施設及びインフラ施設の将来の更新には多額の財政負担を伴うことから、施設の長寿命化や更新の優先順位付け等の更新費用を縮減するための対策を講じた上で、進めていく必要があります。



▲生駒市立生駒北小中学校

本市への影響と課題

- ▶ 社会の変化が激しく、先行きが見通しにくい時代となっている中、行政においても、起こりつつある変化を機敏に察知し、検討に多くの時間をかけることなく、スピード感を持って、たとえば試行的に小さく実行し、一定の効果が確認されてから広く展開していく等の工夫により、実際に行政サービスに反映・提供したうえで、提供結果から成果や課題を学び、次のより良いサービスにつなげていく等、柔軟性をもった行政スタイルへの転換の重要性が高まっています。
- ▶ 限られた体制の中で、様々な成果を生み出していくために、職員意識や庁内外での連携を高め、時間の使い方を工夫し、デジタル技術・データの活用やテレワーク³⁷等の執務環境を充実する等、組織マネジメントや人材の確保・育成、ワークスタイル改革の重要性が高まっています。
- ▶ 本市には様々な知識や経験を有し、社会的な課題に関心を持ち、行動する市民が暮らしています。今後もさらに、活動の継続・定着や全市的な横展開、幅広い市民（事業者含む）の参加につなげていくことが重要となっています。
- ▶ 学校の教室等、公共施設の余剰空間の発生や、公共施設及び道路、上下水道等インフラ施設の老朽化による維持管理・更新費用の増大等への対応を的確に行うことが必要となっています。

37 テレワーク：P.21 参照。

第3章

まちづくりの総合指標

第2期基本計画に掲げる取組を推進し、将来都市像「自分らしく輝けるステージ・生駒」の実現に近づいていくことで、「ベッドタウン」から脱却し、「生駒に住みたい」「生駒にいつまでも住み続けたい」と思われるまちとなっていくことを表す「まちづくりの総合指標」3項目を設定します。

第2期基本計画に基づく取組の推進

「自分らしく輝けるステージ・生駒」の実現に近づく

まちづくりの総合指標

「生駒に住みたい」と思う人が増える /

総合指標①

生駒市への転入超過人口（純移動数）

「生駒にいつまでも住み続けたい」と思う市民が増える /

総合指標②

「住んでいる地域が住みやすい」と感じている市民の割合

総合指標③

「まちや地域をより良くしていくために活動に参加している」市民の割合

「第2章 本市を取り巻く社会環境」にも記載のとおり、平成 25（2013）年をピークに本市の人口は減少を続け、課題の一つとなっています。特に社会増減の低調が本市の人口に大きな影響を与えていることから、生駒市への転入者が転出者を上回る転入超過人口（純移動数）を総合指標の1つとして設定します。

策定時
(R4)

-142人



目標値
(R9)

40人

【目標値の考え方】

過去5年間で最も多い令和3（2021）年の転入超過人口（純移動数）を目指します。

市民の本市に対する満足度が高まることで、今後も選ばれるまちであり続けることが大切であることから、市民実感度調査における「住んでいる地域が住みやすい」と感じている市民の割合を総合指標の1つとして設定します。

策定時
(R4)

67.0%



目標値
(R9)

68.0%

【目標値の考え方】

R4年度実績の数値に満たない年代をR4年度実績まで引き上げた場合の割合を目指します。

基本構想の「まちづくりの基本的な考え方」に記載のとおり、「多様な主体との協創によるまちづくり」を進めていくことが重要であり、より多くの市民が主体的にまちづくりに関わり、活動することが、将来都市像の実現に近づいていくと考えることから、「まちや地域をより良くしていくために活動に参加している」市民の割合を総合指標の1つとして設定します。

策定時
(R4)

19.4%



目標値
(R9)

20.8%

【目標値の考え方】

R4年度実績の数値に満たない年代をR4年度実績まで引き上げた場合の割合を目指します。

第4章

施策体系

第2期基本計画では、まちづくりの分野別に今後必要な基本的な取組の方向性を示す13の「基本的施策」と、基本的施策を推進するために土台となる持続可能な行財政運営における基本的な取組の方向性を示す4つの「経営的施策」を設定しています。

また、基本的施策及び経営的施策の中で、本市の特性や基本構想で掲げる「戦略的なまちづくりの視点」である生活・社会・都市構造の3つの視点を踏まえ、特に分野横断的な展開により、今後4年間のうちに戦略的に推進する「戦略的施策」（次章参照）を設定しています。

基本的施策と経営的施策、戦略的施策における施策の方向性に基づく取組を通して、将来都市像を実現していきます。



戦略的なまちづくりの視点（基本構想から抜粋）

今後20年間の将来を展望すると、人口減少・少子高齢化の進行とともに、多様な生き方や暮らし方（生活スタイル）が広がり、市民の「生活」、市民が属する「社会」、市民が暮らす「都市」、それぞれで構造上の変化が徐々に進むと考えられます。これらの構造変化に対応するためには、「生活」「社会」「都市」それぞれを関係・連動させながら、長期的な視野でこれまでの行政サービスやまちづくりのあり方を徐々に方向転換し、分野横断的に施策を展開していく必要があります。

このことから、まちづくりを進めるに当たっては、「生活構造」「社会構造」「都市構造」の3つの視点から戦略的に施策展開を図ることとします。



1 生活構造の視点

多様な暮らし方（生活構造）の変化に対応する視点から、これまでの市外での就業や消費等、これまで行政サービスを提供するに当たって前提としてきた対象者や条件等の想定を見直し、働き方改革に伴う就業環境の変化や生活時間の変化等、個人の行動変容に対応する視点から施策の転換を図ります。

2 社会構造の視点

これまで行政活動を行う上でのパートナーとしてきた地域コミュニティや地域団体を守り育て、これらの組織との協働を深めつつ、新たに増えつつある緩やかなつながりを、市民生活の質の向上や地域課題の解決に活用していくためには、地域コミュニティや地域団体とは異なる接し方、サポートのあり方が行政に求められ、こういった個人の行動変容に伴う社会構造の変化に対応する視点から施策の転換を図ります。

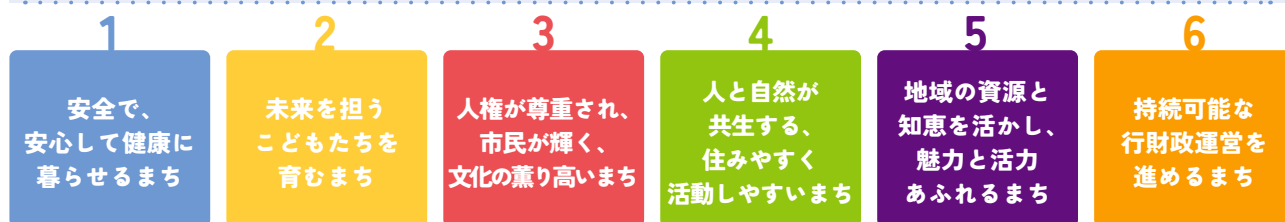
3 都市構造の視点

大きな枠組みとして、まず、市内の様々な場所で目的に応じて活動や交流ができる場所とそれらを結ぶネットワークが形成されたコンパクトで、良質な住まいや暮らしの空間を創出する都市構造の形成を図る必要があります。その上で、高齢化や人口減少、外国人観光客の増加といった動向を踏まえ、マイカー移動に過度に依存しない移動手段の確保、公共施設等生活に必要な機能の集約や再配置等、生活・社会の構造変化に伴う都市構造の変化に対応する視点から施策の転換を図ります。

自分らしく輝けるステージ・生駒

まちづくりの総合指標

- 総合指標① 生駒市への転入超過人口（純移動数）
- 総合指標② 「住んでいる地域が住みやすい」と感じている市民の割合
- 総合指標③ 「まちや地域をより良くしていくための活動に参加している」市民の割合



戦略的施策

基本的施策及び経営的施策の中で、本市の特性や基本構想で掲げる「戦略的なまちづくりの視点」である生活・社会・都市構造の3つの視点を踏まえ、「まちの価値を生み出す」ため、分野横断的に展開する施策



第5章 戦略的施策（生駒市デジタル田園都市構想総合戦略）

「第2章 本市を取り巻く社会環境」で掲げる本市における課題のうち、概ね20年後の将来的な課題を見据えた際に、特に今後4年間ににおける本市の主要課題としては、下記の事項が挙げられます。

- 急速に進む少子化・高齢化と人口減少
- 単身世帯の増加による孤独・孤立や自助力の低下、担い手の高齢化による互助活動の活力の低下
- 地域内における多様な働き方に対応した就労の場や、暮らしを支えたり、ライフスタイルを豊かにする商業施設が乏しい
- 「暮らす価値があるまち」であることを認知・体験する機会や場が乏しく、市の魅力が十分に伝わっていない

本市の特性や基本構想で掲げる「戦略的なまちづくりの視点」である生活・社会・都市構造の3つの視点を踏まえ、上記の主要課題の解決を図っていくため、「まちの価値を生み出す施策」を戦略的施策と位置づけ、デジタル技術も活用しつつ、分野横断的に施策を推進します。

第2期基本計画における戦略的施策

- 1 子育て世代が住みやすい環境づくり
- 2 地域共生社会の実現に向けた環境づくり
- 3 多様な働き方と市内での経済循環の促進
- 4 都市ブランドの構築

上記4つの戦略的施策を、デジタル技術も活用しつつ、推進していくことによって、「住む」「働く」「楽しむ」の要素が融合し、多様な生き方・暮らし方が叶う豊かなまちに転換することで、将来都市像の実現と併せて「次の50年に向けた令和時代の住宅都市」を実現していきます。

なお、戦略的施策は、序章で示しているとおり、「生駒市デジタル田園都市構想総合戦略」と位置づけ、戦略的施策の項目と施策の方向性を「生駒市デジタル田園都市構想総合戦略」の基本目標と施策に関する基本的方向とします。

1 子育て世代が住みやすい環境づくり

本市は、平成 25(2013) 年をピークに、人口が減少傾向にあります。人口減少を緩和するため、こどもが生まれ、育てやすい環境づくりとライフスタイルの変化等に対応した住まいの選択肢の充実といった子育て世代が住みやすい環境づくりに取り組み、25 歳～44 歳を中心とした子育て世代の転入・定住を促進します。

(1) こどもが生まれ、育てやすい環境づくり

保育所の整備等による待機児童解消の継続、新たなサービスの拡充・検討による妊娠・出産・育児期のきめ細かな支援に取り組むとともに、困難を抱える家庭に対して一体的な支援を行います。

学校・教育については、多様な担い手との自由で効果的な学びのスタイルを構築する取組と、多様性を認め合い、自他ともに大切にし、行動できる態度を養成する取組を進めるとともに、その実現に向けた教育環境の充実に取り組みます。

さらに、保護者・地域住民・学校園の協創による、地域とともにある学校園づくりを進めます。

(2) ライフサイクルの変化等に対応した住まいの選択肢の充実

拠点駅周辺の利便性の高い暮らしや、郊外住宅地のゆとりのある暮らし等、ライフスタイルや価値観の変化等に対応し、新婚世帯や子育て世帯が柔軟に住まいを選択できるよう賃貸共同住宅の立地誘導や中古を含む戸建て住宅の流通促進等に取り組みます。

指標

1 5 歳、10 歳、15 歳のこどもの人口
(各年 4 月 1 日現在)

策定時
(R5)

3,329 人

目標値
(R9)

▶▶ R5 年度と同規模

2 子育て世帯の
住みやすさの満足度

策定時
(R4)

5.02 点

目標値
(R9)

▶▶ 5.10 点

2 地域共生社会の実現に向けた環境づくり

高齢化の進展やライフスタイルの多様化により、単身世帯の増加や市民が抱える課題が複雑化・複合化していくことが見込まれます。人と人とのつながりが豊かにあり、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた環境づくりを進めていきます。

(1) 市民や地域による支え合いの環境づくり

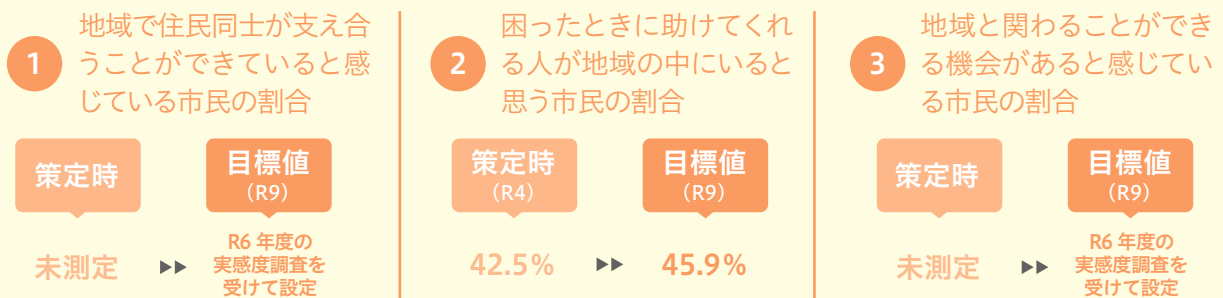
複雑化・複合化する課題を抱える市民を支援するため、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画することが求められます。そこで、人と人、人と資源をつなげ、市民を支援する重層的支援体制整備を促進します。

(2) 市民主体の住みやすい地域づくり

誰もが自身の状況に応じて活躍できるよう、学びを活動につなげる仕組みづくりや、地域活動や生涯学習等の社会参加の仕組みづくりを促進します。また、生活課題や地域課題の解決に地域で取り組める環境整備を進めます。

さらに、環境分野や福祉分野等とも連携し、自治会や市民自治協議会³⁸、複合型コミュニティ³⁹（愛称：まちのえき）等、地域ごとの特性を活かした身近なコミュニティや市民活動が持続的に発展するよう、支援します。

指標



38 市民自治協議会：生駒市自治基本条例に規定しているもので、市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会、NPO等の多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織。

39 複合型コミュニティ：地域の子どもや高齢者はもちろん子育て中の人や働く現役世代の人、地域内外の企業、NPO等の市民団体等、あらゆる主体がそれぞれの役割と相互に関わる場を持ち、時には参加者として、時には企画・運営側としてコミュニティに参画することで、地域に必要なあらゆる分野の活動が自律的に生まれる一定範囲内における主体間のつながり。

3 多様な働き方と市内での経済循環の促進

本市は住宅都市という特性上、市域内での働く場が少なく、働く場を求めて市外に通勤している市民が非常に多い状況となっています。

市内で働く場を増やし、職住一体・近接型のライフスタイルが増えることによって、所得の確保や通勤時間の短縮等の余裕が生まれることで、これまで以上に地域や人とのつながりを得ることができる環境づくりに取り組みます。

同時に、市内での経済循環の拡大にもつなげ、地域経済の活性化につなげます。

(1) 新しいワークスタイルの普及促進

副業、ワークシェアリング⁴⁰等の多様な働き方を推進する等、市内の潜在的な就業希望者や多様な働き方を希望する人を支援し、職住近接の雇用・就業環境を実現します。

(2) 市内での経済循環の向上

市民の購買意欲の向上につながる情報発信・啓発等により関係性消費⁴¹の拡大を図り、市内需要を喚起し、「まちなか経済循環」を強化します。また、事業者支援や起業・開業意欲の醸成、産学公民金⁴²との連携による起業家の成長ステージに対応したきめ細かな支援等の市内起業・創業の促進に取り組みます。

指標

1 市内従業者数

策定時
(R3)

29,201 人

目標値
(R9)

29,201 人

2 地域経済循環率

策定時
(H30)

55.7%

目標値
(R9)

策定時の値
より上昇

3 起業・創業件数 (第2 創業・副業含む)

策定時
(R4)

2 件

目標値
(R9)

延べ 24 件

40 ワークシェアリング：一人当たりの労働時間を減らすことにより、仕事を多くの人で分かち合うこと。

41 関係性消費：価格や品揃えといった経済合理性の価値基準だけではなく、「知り合いを応援したい」「身近な良いものを広めたい」「持ちつ持たれつの関係」といった事業者と消費者等の多様な主体間の社会関係資本の中で、地域ならではの安心感・地域らしさ・つながりを価値基準とした消費行動のこと。

42 産学公民金：生駒商工会議所、国・県等の公的支援機関、大学、専門家、金融機関等のこと。

4 都市ブランドの構築

「暮らす価値のあるまち」という都市ブランドを構築するには、「自然の豊かさ」や「交通アクセスの良さ」といった機能面だけでなく、多様な主体がつくる様々な魅力を認知・体験し、繰り返し生駒の価値に触れてもらうことが必要です。これによって、生駒への愛着や共感が広がり、市内外の人・モノ・情報等といった資源が地域で活用可能となる循環をつくることを目指します。

(1) 多様な主体がつくる魅力の発信

本市には、市民や事業者等が主体的につくる活動やコミュニティ拠点多様にあります。その活動の多くは、メディアや SNS⁴³・口コミ等を通じて市内外に伝わり、市の魅力を拡散したり、市の魅力を体験したりする機会をつくっています。市プロモーションサイト「グッドサイクルいこま」や市公式 SNS 等を通じて、積極的にそれらをつなぎ、市の魅力を表出していきます。

(2) エリアブランディング⁴⁴の推進

地域住民・地権者・事業者等の様々な主体との連携によって、生駒駅周辺や学研北生駒駅周辺地域の都市拠点・地域拠点のエリアの価値向上に取り組みます。

(3) 公共空間等を活用した交流・滞在の場の創出

市民・事業者等が主体となり、公共施設、公園といった公共空間等を活用して交流・滞在の場を創出する取組を支援するとともに、交流・滞在の場として活用できる新たな空間の整備、検討を進めます。

また、音楽・芸術といった文化活動やスポーツ等を積極的に活用することによって、市民が市内で滞在する時間を増やしていくとともに、市域への来訪者を誘引します。

指標

1 生駒を薦めたいという気持ち

策定時
(R4)

目標値
(R9)

-3.9 ポイント ▶▶ 0 ポイント

2 生駒をより良くするために まちに関わりたいという気持ち

策定時

目標値
(R9)

未測定 ▶▶ R6 年度の実感度調査
を受けて設定

※ 各気持ちの量はブランドの力を計測するための指標である「ネット・プロモーター・スコア (NPS)」を参考に定量化しています。10 点から 0 点までで意欲の強さを尋ね、10～8 を推奨者、5～0 を批判者として、推奨者の割合から批判者の割合を引くことで得られる数値。

43 SNS : P.19 参照。

44 エリアブランディング：特定のエリアにおいて、市民・事業者・行政が連携し、そのエリアの特性（人・文化・環境・歴史等）を生かしたまちづくりを進めながら、情報発信も合わせて行うことで、まちの魅力のさらなる向上を図ること。

序章の「1（5）生駒市行政改革大綱との関係」で掲げているとおり、総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けた施策や事業の積極的な展開をバックアップし、効率的・効果的な行政経営を推進するために策定している「生駒市行政改革大綱」について、新型コロナウイルス感染症をはじめとする社会情勢の急激な変化を踏まえつつ、総合計画との連動性を高め、一体的な運用により、行政経営のさらなる推進を図るため、本章を新たな「行政改革大綱」と位置づけます。

1 行財政改革の必要性

本市では、平成19(2007)年度以降、3次にわたり行政改革大綱を策定し、健全な行財政運営、組織力・職員力の向上等、行財政改革に関する取組を進めてきました。特に、「第3次生駒市行政改革大綱（令和元（2019）年12月策定）」では、5つの基本方針に基づき、補助金制度の見直しやファシリティマネジメント⁴⁵の推進等を通じた歳出削減策、ふるさと納税や企業誘致の推進等を通じた歳入増加策に取り組み、一定の財政効果をあげてきました。また、これらの取組を通じて、市全体に行政改革を意識した行財政運営が浸透してきました。

しかし、人口減少や少子高齢化の進展による市税収入の減少や社会保障関係経費の増大、公共施設の老朽化に伴う改修・更新費用の増大は、引き続き本市の行財政運営に大きな影響を及ぼすことが予想されます。DX⁴⁶の推進や少子化対策等、喫緊^{きつぎん}に取り組むべき新たな政策課題も山積しており、時代に即した新しい取組方法を検討することが求められています。

このような状況を踏まえ、行財政改革においては、これまでの節減や効率化の取組に加え、投入した資源に対して、より施策目標の実現が期待できる事業や、これまで以上に行政課題や地域課題の解決につながる事業を推進していく必要があります。

そこで、上記の方向性を取り入れた新たな行政改革大綱を、本章「行財政改革の考え方」に位置づけ、推進することで、総合計画に掲げるまちづくりの目標を実現するとともに、時代に即した行財政改革の意識を高めていきます。

45 ファシリティマネジメント：P.8 参照。

46 DX：P.8 参照。

2 | 目指すべき方向性

(1) 健全かつ成長につながる行財政運営

市税収入の減少に加え、社会保障関係経費や公共施設の改修・更新費用の増大等が予想される状況においても、総合計画に掲げるまちづくりの目標を実現するためには、限られた財源を有効に活用できるよう、すべての事務事業について、その必要性や費用対効果を点検・検証し、「選択と集中」を図っていかねばなりません。

そのため、適切な予算執行や経常経費の削減、社会や市民ニーズの変化に伴い行政が行う意義が薄れた事業の見直し等により、財政規律の確保を徹底するとともに、投入した資源に対して、より高い成果が期待できる施策を推進するため、証拠に基づく政策づくり(EBPM⁴⁷)の推進やPDCAサイクル⁴⁸の確立に取り組み、施策・事業の最適化を図ります。また、コスト意識や目的意識を持ちながらAI⁴⁹等のデジタル技術・データを積極的に活用し、業務効率化を図るとともに市民サービスの向上に努めます。

(2) 歳入増につながる施策の創出・強化

厳しい財政状況が見込まれるなか、必要な行政サービスを展開していくためには、財源の確保は重要な課題となっています。

そこで、産業・観光の振興、事業者支援、就労支援、子育て世代の転入・定住促進等に取り組み、市税収入の増加を図ります。それに加え、さらなる財源の確保に向け、ふるさと納税の推進やクラウドファンディング⁵⁰の活用、未利用財産等、公有財産の効果的な活用等に取り組むとともに、民間からの提案等を積極的に取り入れ、新たな増加策を実行します。

また、市税の徴収事務と滞納整理の着実な実行により、徴収率の維持・向上に努めます。

47 EBPM：P.10 参照。

48 PDCA サイクル：P.10 参照。

49 AI：Artificial Intelligence（人工知能）の略。人間の思考プロセスと同じような動作をするプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった広い概念のこと。

50 クラウドファンディング：群衆(crowd)と資金調達(funding)を組み合わせた造語。取り組みたい活動、企画、アイデアを持つ人が、インターネットにプロジェクトページを掲載し、活動への想いを社会に呼びかけ、広く支援者から支援を集める仕組み。

(3) ファシリティマネジメントの推進

本市では、昭和 46(1971) 年の市制施行後、人口の急激な増加に併せて、公共施設やインフラ施設（以下「公共施設等」といいます。）を数多く建設・整備してきました。これらの公共施設等は、建設後の経過年数から老朽化が進み、日常の維持管理費に加え、保全や更新等に多額の費用が必要となり、財政を圧迫することが予想されます。

上記の課題に対応するため、「公共施設等総合管理計画（令和 4(2022) 年改定）」で定める「公共施設等の適正配置」「長寿命化の推進」「民間活力の導入」の方針に沿って、公共施設の機能集約やニーズに応じた転用・複合化、公共施設等の長寿命化等に取り組み、価値ある資産を未来へつないでいきます。また、維持管理業務の効率化により、施設管理水準の向上を図ります。

(4) 多様な主体との連携・協創

社会環境が急速に変化する中、まちの課題が複雑・多様化しており、行政だけで課題を解決することは難しくなっています。

地域課題に対してきめ細かな対応を行うために、行政だけでなく、市民、事業者、大学等の教育・研究機関、地域コミュニティ、NPO⁵¹、各種団体といった多様な主体との連携と協創を進めていきます。

また、市民視点でより良いサービスを創出するため、政策形成の初期段階から、市が保有している情報や課題を積極的に公開し、多様な年代や性別の市民や事業者等が政策形成のプロセスに参画することで、多様な知識や技術を活用したより良い解決策を導き出していきます。

(5) 機動的な組織運営に向けた仕事の進め方・働き方の改革

複雑・多様化する行政課題に対応し、社会や市民ニーズに応じた施策を立案するためには、個性や能力を最大限活かした人材育成に取り組むことや、組織体制や仕事の進め方・働き方を改革していくことが求められます。

そのため、分野横断的に迅速な意思決定や機動的な対応ができる体制を整えるとともに、それぞれの職員がミッション達成に向けて個性と能力を発揮できる職場環境づくり・人材マネジメントに取り組めます。また、新たな行政課題への対応につながる研修制度と人事評価制度を運用します。

加えて、各職員がコスト意識や目的意識、デジタル技術や民間活力を積極的に活用する意識を持って業務に取り組めます。

⁵¹ NPO : P.14 参照。

3 | 行動指針

行財政改革を推進するため、職員一人ひとりが4つの行動指針を意識し、施策の立案や実施に取り組みます。

(1) コスト意識の徹底

限られた行政資源で質の高い行政サービスを展開するため、施策や事業の実施に当たっては費用対効果を常に意識し、投入した資源に対する効果の最大化を図るとともに、寄附等の自主財源の確保と活用に努めます。

(2) 目的思考による最適な手段の追求

手段が目的化してしまうことを避け、“何のために”という目的を第一に、市の将来にとって最適な手段を選択します。

(3) 多様な主体との協創

政策形成の最終段階だけでなく、政策形成の初期段階から情報を公開し、市民や事業者等の意見やノウハウ⁵²を取り入れることで、より良い解決策を導き出します。

(4) デジタル技術・データの活用

市民の利便性向上や業務効率化、新たな価値の創出のため、AI⁵³等のデジタル技術を積極的に活用します。また、様々なデータを活用することで、証拠に基づく政策づくり(EBPM⁵⁴)に取り組めます。

4 | 推進手法

行財政改革を着実に推進するため、毎年度、次年度の方針を「行政改革方針」として定めるとともに、「2 目指すべき方向性」を具体化する取組をアクションプランで定めます。

進行管理に当たっては、行政内部で進捗状況を検証するとともに、行政改革推進委員会において審議を行い、次年度の取組へつなげていきます。

52 ノウハウ：英語の「know-how」に由来する言葉で、特定の物事に対する専門的な技術・能力・知見・経験のこと。

53 AI：P.45 参照。

54 EBPM：P.10 参照。

基本計画 各論

基本的施策

- 施策 1 市民自治活動・学び
- 施策 2 人権・多文化共生
- 施策 3 こども・子育て支援
- 施策 4 学校・教育
- 施策 5 高齢者支援・障がい者支援
- 施策 6 地域福祉
- 施策 7 健康づくり・医療
- 施策 8 防災・減災・消防
- 施策 9 産業・雇用就労
- 施策 10 生活環境
- 施策 11 脱炭素・循環型社会
- 施策 12 街の空間づくり
- 施策 13 都市基盤

経営的施策

- 施策Ⅰ スマートシティ・DX
- 施策Ⅱ 市民協働・公民連携
- 施策Ⅲ 広報広聴・シティプロモーション
- 施策Ⅳ 行政経営

基本計画 各論の見方

「将来都市像」の実現に向け、施策別の取組の方向性を示しています。施策ごとに「令和9（2027）年度末にめざす状態（施策目標）」、「施策の主な方向性」等について記載しています。

また、基本計画の参考資料として「関連する主な分野別計画」、「施策の進捗状況を測る代表的な指標」等を記載しています。

令和9（2027）年度末までに実現したい状態（施策目標）

施策ごとに本市がめざす姿や状態等について記載しています。

施策の主な方向性

実現したい状態（施策目標）の実現に向け、第2期基本計画の4年間で取組の方向性と取組内容を記載しています。

市民や事業者ができることの主な取組イメージ

実現したい状態（施策目標）に向け、市民や事業者ができる取組（役割）のイメージを記載しています。

1 施策

市民自治活動・学び



令和9（2027）年度末にめざす状態（施策目標）

自ら学び、地域活動や市民活動に取り組む市民が増えている

施策の主な方向性

1 持続可能な身近なコミュニティづくり

1 地域コミュニティの活性化

自治会や市民自治協議会^{※1}、複合型コミュニティ^{※2}（愛称：まちのえき）等、地域ごとの特性を活かした身近なコミュニティが持続的に発展するよう、コミュニティの活動を支援します。

2 様々な分野における市民活動の展開

持続可能なコミュニティづくりに向け、市民活動につながる多様な人や団体を発掘するとともに、交流等を通じた活動に対する伴走支援を行います。

2 主体的な学びの場の創出

1 自己実現や地域貢献につながる学びと交流の場の創出

市民の自己実現や地域貢献につなげるため、市民が主体的に学び、交流する場や機会を設けます。民間の力を活用しながら、市民の多様な活動が推進される施設運営を目指します。

2 まちづくりの拠点としての図書館づくり

誰もが学ぶ機会を設けるとともに、人と本、人と人が出会う本を通じたコミュニティをつくります。

3 文化振興による市の魅力向上

1 歴史文化を通じた郷土愛の醸成

多世代の市民が本市の歴史文化に関心を持ち、学ぶことを通じて郷土への愛着を高め、郷土を未来に引き継ぐ大切さについて考えられるよう、学びの機会の充実や文化財等の保存活用を進めます。

2 文化芸術を通じた市民の活躍とまちの活力の創出

文化芸術活動に親しむ市民を増やすとともに、市民との協働で音楽文化の裾野を広げることにより、「音楽のまち生駒」の推進を図ります。



市民や事業者ができることの主な取組イメージ

- まちづくりに関心を持ち、地域活動や市民活動の理解を深め活動する。市民・事業者
- 関心のあるテーマの講座やイベントに積極的に参加する。市民
- 本に親しむとともに、人と本、人と人をつなぐ事業に主体的に参加する。市民・事業者
- 鑑賞や体験等、自ら文化芸術に親しむ機会を持つ。市民
- 刊行物や市から発信された情報から、市の歴史にふれ関心を持ち、まちの魅力を知る。市民・事業者

※1 市民自治協議会：生駒市自治基本条例に規定しているもので、市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会、NPO等の多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織。

※2 複合型コミュニティ：地域の子どもや高齢者はもちろん、子育て中の人や働く現役世代の人、地域内外の企業、NPO等の市民団体等、あらゆる主体がそれぞれの役割と相互に関わる場を持ち、時には参加者として、時には企画・運営側としてコミュニティに参画することで、地域に必要なあらゆる分野の活動が自律的に生まれる一定範囲内における主体間のつながり。

※3 市民活動開発プラットフォーム：愛称はBASE生駒。参加者全員が対等な立場で、生駒のために様々な内容の話し合いができる基地であり、生駒が好きなたちがつながるハブ拠点になりたいという思いで名付けられた。

現状と課題

現状（取組成果）

- ① 市民自治協議会や同準備会に対して、財政的・人的支援を行い、立ち上げや継続的な運営への支援を行っています。
- ② 地域コミュニティの中核である自治会の活性化のため、運営や活動拠点のデジタル化等を支援しています。
- ③ 複合型コミュニティ（愛称：まちのえき）づくりに取り組む自治会の増加に向けて、スタートアップ支援及び継続的な伴走支援を行っています。
- ④ 市民活動開発プラットフォーム^{※3}を運用し、人と人のつながりや仲間を増やす取組を行っています。
- ⑤ 「いこま寿大学」や「IKOMA サマーセミナー」、「ischool」等、多様な学びの場を市民との協働により創出しています。
- ⑥ 身近な場所で様々な学習や文化芸術活動に親しむ環境を整えています。
- ⑦ 誰もが利用しやすい図書館を目指し、宅配、音訳、知的障がい者の読書サポート等に取り組んでいます。
- ⑧ 各分野の資料調査や研究成果の講演会等での発表、史料集の発行等を行い、ボランティアの協力を得て、みんなで「生駒市史編さん」作業を進めています。
- ⑨ 市史編さん事業や生駒ふるさとミュージアムにおける各種事業を通して、幅広い世代の方が歴史文化に関心をもち、理解を深められるよう取り組んでいます。
- ⑩ 「市民みんなで創る音楽祭」等、市民との協働により「音楽のまち生駒」を推進しています。



▲まちのえきの取組



▲知的障がい者への読書サポート

主な課題

- ① 地域住民の市民自治協議会に対する理解や関心が低いため、同協議会の仕組みや必要性を知ってもらう機会をつくる必要があります。
- ② 様々な年齢層が自治会活動に参画しやすい環境を整備する必要があります。
- ③ 複合型コミュニティ（愛称：まちのえき）づくりに取り組む自治会の増加及び活動の継続に向けた取組を検討する必要があります。
- ④ 市民活動開発プラットフォーム等を通じて、新たな市民活動の担い手を発掘する必要があります。
- ⑤ 自己実現や地域貢献等の行動につながる学びを充実させる必要があります。
- ⑥ 生涯学習施設の新たな利用者層を広げる取組が必要です。
- ⑦ 本や読書に関心が低い方に対する読書啓発や、図書館へ来館しない方への利用促進が課題です。
- ⑧ 身近な地域の歴史や文化財を知る機会を多世代に広げ、まちへの愛着や誇りにつなげることが必要です。
- ⑨ より幅広い世代の方が、文化芸術活動に親しめるよう取組の充実が必要です。

参考資料

■ 関連する主な分野別計画

参画と協働の指針、教育大綱、社会教育基本方針及び重点目標、子ども読書活動推進計画

■ 関連する他施策の主な分野別計画

子ども・子育て支援事業計画、障がい者福祉計画

■ 施策の進捗状況を測る代表的な指標

I 複合型コミュニティ （愛称：まちのえき）の拠点数		II 市民参加が盛んなまち と答えた人の割合		III 学習・文化活動が盛んなまち と答えた人の割合	
策定時 （R5.11）	目標値 （R9）	策定時 （R4）	目標値 （R9）	策定時 （R4）	目標値 （R9）
12 拠点	24 拠点	6.3%	現状値より上昇	7.8%	現状値より上昇

現状と課題

本市における現状と第1期基本計画の取組の成果、第1期基本計画で残った課題等について記載しています。
現状（取組成果）に対応した主な課題が同じ番号で記載されています。

関連する主な分野別計画
関連する他施策の分野別計画

本市が策定している分野別の計画について、施策ごとに関連する計画や他施策で関連する分野別計画を記載しています。

施策の進捗状況を測る代表的な指標

施策の進捗状況を測るために「代表指標」を設定しています。
毎年度実施している「施策評価」において、代表指標を中心に施策の進捗について確認し、検証を行います。

令和 9 (2027) 年度末に
めざす状態(施策目標)

自ら学び、地域活動や市民活動に取り組む市民
が増えている

施策の主な方向性

1 | 持続可能な身近なコミュニティづくり

1 地域コミュニティの活性化

自治会や市民自治協議会※¹、複合型コミュニティ※²（愛称：まちのえき）等、地域ごとの特性を活かした身近なコミュニティが持続的に発展するよう、コミュニティの活動を支援します。

2 様々な分野における市民活動の展開

持続可能なコミュニティづくりに向けて、市民活動につながる多様な人や団体を発掘するとともに、交流等を通じた活動に対する伴走支援を行います。

2 | 主体的な学びの場の創出

1 自己実現や地域貢献につながる学びと交流の場の創出

市民の自己実現や地域貢献につなげるため、市民が主体的に学び、交流する場や機会を設けます。民間の力を活用しながら、市民の多様な活動が推進される施設運営を目指します。

2 まちづくりの拠点としての図書館づくり

誰もが学ぶ機会を設けるとともに、人と本、人と人が出会う本を通じたコミュニティをつくりま

3 | 文化振興による市の魅力向上

1 歴史文化を通じた郷土愛の醸成

多世代の市民が本市の歴史文化に関心を持ち、学ぶことを通して郷土への愛着を高め、郷土を未来に引き継ぐ大切さについて考えられるよう、学びの機会の充実や文化財等の保存活用を進めます。

2 文化芸術を通じた市民の活躍とまちの活力の創出

文化芸術活動に親しむ市民を増やすとともに、市民との協働で音楽文化の裾野を広げることにより、「音楽のまち生駒」の推進を図ります。

市民や
事業者が
できることの
主な取組イメージ

- ◎ まちづくりに関心を持ち、地域活動や市民活動の理解を深め活動する。 **市民・事業者**
- ◎ 関心のあるテーマの講座やイベントに積極的に参加する。 **市民**
- ◎ 本に親しむとともに、人と本、人と人をつなぐ事業に主体的に参加する。 **市民・事業者**
- ◎ 鑑賞や体験等、自ら文化芸術に親しむ機会を持つ。 **市民**
- ◎ 刊行物や市から発信された情報から、市の歴史にふれ関心を持ち、まちの魅力を
知る。 **市民・事業者**

※ 1 市民自治協議会：生駒市自治基本条例に規定しているもので、市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会、NPO等の多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織。

※ 2 複合型コミュニティ：地域の子どもや高齢者はもちろん、子育て中の人や働く現役世代の人、地域内外の企業、NPO等の市民団体等、あらゆる主体がそれぞれの役割と相互に関わる場を持ち、時には参加者として、時には企画・運営側としてコミュニティに参画することで、地域に必要なあらゆる分野の活動が自律的に生まれる一定範囲内における主体間のつながり。

※ 3 市民活動創発プラットフォーム：愛称は BASE 生駒。参加者全員が対等な立場で、生駒のためになる様々な内容の話し合いができる基地であり、生駒が好きな人たちがつながるハブ拠点となりたいという想いで名付けられた。

現状と課題

現状（取組成果）

- 1 市民自治協議会や同準備会に対して、財政的・人的支援を行い、立ち上げや継続的な運営への支援を行っています。
- 2 地域コミュニティの中核である自治会の活性化のため、運営や活動拠点のデジタル化等を支援しています。
- 3 複合型コミュニティ（愛称：まちのえき）づくりに取り組む自治会の増加に向けて、スタートアップ支援及び継続的な伴走支援等を行っています。
- 4 市民活動創発プラットフォーム^{※3}を運用し、人と人のつながりや仲間を増やす取組を行っています。
- 5 「いこま寿大学」や「IKOMA サマーセミナー」、「ischool」等、多様な学びの場を市民との協働により創出しています。
- 6 身近な場所で様々な学習や文化芸術活動に親しむ環境を整えています。
- 7 誰もが利用しやすい図書館を目指し、宅配、音訳、知的障がい者の読書サポート等に取り組んでいます。
- 8 各分野の資料調査や研究成果の講演会等での発表、史料集の発行等を行い、ボランティアの協力を得て、みんなで「生駒市史編さん」作業を進めています。
- 9 市史編さん事業や生駒ふるさとミュージアムにおける各種事業を通して、幅広い世代の方が歴史文化に関心を持ち、理解を深められるよう取り組んでいます。
- 10 「市民みんなで創る音楽祭」等、市民との協働により「音楽のまち生駒」を推進しています。



▲まちのえきの取組



▲知的障がい者への読書サポート

主な課題

- 1 地域住民の市民自治協議会に対する理解や関心が低いため、同協議会の仕組みや必要性を知ってもらう機会をつくる必要があります。
- 2 様々な年齢層が自治会活動に参画しやすい環境を整備する必要があります。
- 3 複合型コミュニティ（愛称：まちのえき）づくりに取り組む自治会の増加及び活動の継続に向けた取組を検討する必要があります。
- 4 市民活動創発プラットフォーム等を通じて、新たな市民活動の担い手を発掘する必要があります。
- 5 自己実現や地域貢献等の行動につながる学びを充実させる必要があります。
- 6 生涯学習施設の新たな利用者層を広げる取組が必要です。
- 7 本や読書に関心が低い方に対する読書啓発や、図書館へ来館しない方への利用促進が課題です。
- 8 9 身近な地域の歴史や文化財を知る機会を多世代に広げ、まちへの愛着や誇りにつなげることが必要です。
- 10 より幅広い世代の方が、文化芸術活動に親しめるよう取組の充実が必要です。

参考資料

関連する主な分野別計画

参画と協働の指針、教育大綱、社会教育基本方針及び重点目標、子ども読書活動推進計画

関連する他施策の主な分野別計画

子ども・子育て支援事業計画、障がい者福祉計画

施策の進捗状況を測る代表的な指標

I 複合型コミュニティ（愛称：まちのえき）の拠点数

策定時
(R5.11)

目標値
(R9)

12 拠点 ▶▶ 24 拠点

II 市民参加が盛んなまちと答えた人の割合

策定時
(R4)

目標値
(R9)

6.3% ▶▶ 現状値より上昇

III 学習・文化活動が盛んなまちと答えた人の割合

策定時
(R4)

目標値
(R9)

7.8% ▶▶ 現状値より上昇

施策2 人権・多文化共生



令和9(2027)年度末に
めざす状態(施策目標)

互いの個性を認め合い、尊重し、支え合う市民
が増えている

施策の主な方向性

1 | 人権課題に対する取組の推進

1 人権教育・啓発の推進

人権について正しい知識や情報を持つよう、市民への人権教育・啓発とともに、職員への研修を推進します。

2 関係機関との連携による支援

国、県及び関係機関等と連携し相談に対する適切な対応、支援を行います。

2 | 多文化共生^{※1}の推進

1 外国人住民との相互理解の促進

多文化共生社会の実現に向け、庁内連携や関係機関の協力を得て、生駒市国際化基本指針に基づく取組をさらに推進します。地域に暮らす外国人住民に対する支援と外国人住民の地域活動への参画を促進し、地域住民との相互理解を深めます。

3 | 男女共同参画の推進

1 男女共同参画の意識醸成と女性活躍推進

啓発講座やイベント等の各種事業の実施や、参加者増加に向けた取組を進め、男女共同参画を推進します。女性活躍で必要となる女性の管理職登用や男性の家事・育児参画等を、市職員等市内部から推進するとともに、男女共に働きやすい職場の実現に向けて、事業者等へも働きかけます。

2 相談事業等の充実

誰もがジェンダー^{※2}にとらわれずに、自分らしい選択や決定をしていけるよう、相談事業の実施等によって、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

市民や
事業者が
できることの
主な取組イメージ

- ◎ 人権啓発にかかる市民集会や人権教育講座「山びこ」等への参加、啓発DVDの学習利用、人権教育地区別懇談会の開催等、人権意識の向上に向けた取組を行う。 **市民・事業者**
- ◎ 自治会等が取り組む複合型コミュニティ^{※3}（愛称：まちのえき）等で、地域住民と外国人住民の交流の場づくりを行う。 **市民・事業者**
- ◎ 各種講座やイベントに参加し、学んだことを家庭や社会で実践する。 **市民・事業者**
- ◎ イクボス^{※4}宣言等、ワーク・ライフ・バランスの向上に向けた取組や事例を知り、それぞれに合った仕組みづくりを行う。 **事業者**

※1 多文化共生：国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていること。

※2 ジェンダー：社会的、文化的につくられた性差で、それぞれの性にふさわしいとされる思考や行動・態度のこと。生物学的な性別（セックス）と区別される。

※3 複合型コミュニティ：施策1参照。

※4 イクボス：職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自ら仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）。

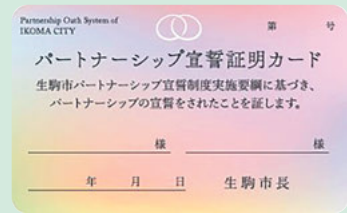
※5 性的マイノリティ：生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない人、同性愛等の性的志向を持つ人等、性のあり方において少数派となる人。性的少数者。

54 ※6 ファミリーシップ制度：性的マイノリティ等のパートナー同士と、同居することもを家族として自治体が認証する制度。

現状と課題

現状（取組成果）

- ① ハラスメントやインターネット等による人権侵害、性的マイノリティ※⁵への偏見や差別等の新たな問題、従来からの同和問題や高齢者、障がい者、女性等に関わる多様な人権問題に対応するため、様々な課題をテーマとして市民集会や講演会等の人権教育・啓発を実施し、人権尊重のまちづくりを推進しています。
- ② 生駒市犯罪被害者等支援条例を施行し、包括的な人権施策のみならず、犯罪被害者や遺族への支援等、様々な人権課題への対応も進めています。
- ③ 性的マイノリティのカップルが、互いをパートナーとして宣誓し、市長が認証する「生駒市パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。
- ④ 市ホームページの多言語翻訳対応や広報紙の10言語配信等、外国人住民へ情報を提供しています。
- ⑤ 多文化共生社会の実現に向けて、国際交流イベント「いこま国際Friendship フェスタ」の開催等、交流を促進しています。
- ⑥ 男女共同参画推進のための講座受講をきっかけとして、定期的に集まり、情報交換を行う市民グループが立ち上がっています。
- ⑦ 男女共に働きやすい職場環境の促進のため、「生駒イクボス宣言」に関わる事業者の増加に向けた取組を進めています。



▲パートナーシップ宣誓証明カード



▲生駒イクボス合同宣言式の様子

主な課題

- ① 人権問題は多岐にわたり、また急激に変化する社会的背景を踏まえて取り組む必要があります。このため、従来からの問題に加え、新たな問題にも対応した人権教育・啓発が求められます。
- ② 人権教育・啓発にかかる講演会の参加者数及び貸出用DVDの利用者数の伸び悩みが課題です。
- ③ 「生駒市パートナーシップ宣誓制度」に関して、他の自治体との連携やパートナーのこども等を含めたファミリーシップ制度※⁶の検討が課題です。
- ④ 技能実習制度による外国人労働者の増加、コロナ禍を経た生活様式の変化等、外国人住民を取り巻く課題の把握や対応する取組が求められています。
- ⑤ 文化や言葉の違いにより地域で孤立しがちな外国人住民に対し、相互理解を深めるため、地域住民との交流機会を増やす必要があります。
- ⑥ 男女共同参画推進に向けて、相談内容の傾向を分析し、DV防止や女性活躍等、多岐にわたるテーマについて、啓発講座の内容を決定する等、変化する社会情勢を捉えた効果的な事業実施が課題です。
- ⑦ 産学官が集い、やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるワーク・ライフ・バランスを積極的に進める「生駒イクボス宣言」への参画について、事業者のメリットを訴求する等、拡大に向けた取組が必要です。

参考資料

Ⅰ 関連する主な分野別計画

人権施策に関する基本計画、国際化基本指針、外国人住民教育指針、男女共同参画行動計画、特定事業主行動計画

Ⅱ 関連する他施策の主な分野別計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、教育大綱、商工観光ビジョン、自殺対策計画

Ⅲ 施策の進捗状況を測る代表的な指標

I 日常生活において、人権感覚を身につけている人の割合



II 市民主体の国際交流取組箇所数



III イクボス宣言事業者数



施策 3 こども・子育て支援



令和9(2027)年度末に
めざす状態(施策目標)

こどもたちの豊かで健やかな成長のための環境
が整っている

施策の主な方向性

1 こどもたちの健やかな成長を支える環境の充実

1 就学前教育・保育の充実

地域に開かれた園づくりや人権を尊重し、一人ひとりに寄り添った保育と豊かな体験活動の実施等、就学前教育・保育の充実に取り組みます。待機児童解消を継続し、多様化する保護者ニーズに応えるために、保育所の整備や新たなサービスの検討、認定こども園への移行を計画的に進めます。

2 こどもの育ちを支える地域力の向上

各学校園や地域との協働による家庭教育支援活動を推進します。身近な地域においてこどもたちが様々な体験ができる活動を支援します。

3 安全で豊かな経験の場の充実

学童保育所や放課後こども教室等、安全・安心に過ごせる環境を整えるとともに、新たな地域クラブ^{※1}をはじめ、様々な主体と連携した社会教育の取組を進める等、こどもたちが豊かな経験ができる場の充実を図ります。

2 こどもを産み・育てることへの包括支援

1 妊娠・出産・育児期のきめ細かな支援

出産・育児に関する不安等への支援を早期に行うとともに、子育て中の親子が、遊んだり、悩みを語ったりする場の提供や、地域で子育てを支え合う活動を支援します。乳幼児健康診査、訪問指導、育児教室等、切れ目のない育児支援を行います。一時預かり・病児保育等のサービスの拡充に取り組みます。

2 経済的支援の充実

妊娠・出産・子育てにかかる経済的な負担軽減に向けて取り組みます。

3 こどもの健やかな育ちへの支援

疾病や発達に不安があるこどもに関する相談体制の充実や、関係機関との連携により、早期の発見・治療・療育につなげます。困難を抱える家庭に対して、サポートプランを作成する等、一体的な支援を行います。

3 相談体制の充実

1 安心して相談できる環境づくり

子育てや家庭での心配ごとについて、気軽に相談できる機会やこども自らが相談できる環境を整備します。青年期も含めたこどもが抱える生きづらさや課題について、気軽に相談でき、適切な支援が受けられるよう体制を整備します。

市民や
事業者が
できることの
主な取組イメージ

- ◎ 子育て支援に関するボランティアやサポート活動を行う。 **市民・事業者**
- ◎ 地域の人たちが、「こども達みんなが地域の子」という意識を持って、こどもの成長を見守る。 **市民**
- ◎ 妊婦や保護者だけでなく、地域住民も妊娠・出産・子育てに関心を持ち、積極的にサポートする。 **市民**
- ◎ 子育てに悩みを持つ保護者や、ニート・ひきこもり等の当事者や家族に対し、悩みや不安をあたたかく受け止め、必要に応じて行政の支援窓口を紹介する等、サポートする。 **市民・事業者**

現状と課題

現状（取組成果）

- ① 俵口幼稚園・なばた幼稚園において、園、地域住民、保護者との連携による「えん・くろす^{※2}」を開設し、こどもたちの成長につながる体験活動等を進めています。
- ② 待機児童の解消に向けて、潜在保育士の確保に向けた取組や小規模保育所を中心とした施設整備を進めています。
- ③ 家庭教育支援チーム「たけのこ」が主体となり、生涯学習施設や学校園等における交流イベント等の開催や情報発信を行っています。
- ④ 学童保育施設の修繕や改修を適宜行うとともに、指導員の知識や能力の向上のための研修を実施しています。
- ⑤ みっきランド等では、乳幼児期の保護者の交流の場を提供しています。
- ⑥ 妊産婦等が必要な支援を受けられるよう、マタニティコンシェルジュを配置し、情報提供、助言、保健指導等を行っています。
- ⑦ 産後ケア事業の拡充やオンライン相談環境の整備、こんにちは赤ちゃん訪問等の支援を行っています。
- ⑧ 乳幼児健康診査の未受診者に対して、受診勧奨や現認確認を行い、こどもの健康状態の把握に努め、支援が必要な場合は地区担当保健師等が支援しています。
- ⑨ 育児サークルや子育て支援団体と連携して事業を実施するとともに、ファミリー・サポート事業の会員数増加に向けた取組を進める等、地域で子育てを支える仕組みを構築しています。
- ⑩ 妊婦健診補助金額の上限引き上げ等、経済的支援の充実に取り組んでいます。
- ⑪ 様々な生きづらさや課題を抱えたこども・若者やその家族に対して、こども・若者総合相談窓口（ユースネットいこま）で相談に応じ、自立した社会生活に向けた支援を行っています。
- ⑫ 家庭児童相談室事業の実施を通して、子育てや家庭での心配等を相談する機会を提供しています。



▲ファミリーサポート事業

主な課題

- ①③ こどもの健全育成に向けて、コミュニティ・スクール^{※3}等の地域主体の多様な事業が実施されるよう、関係機関と協働した取組を進める必要があります。
- ② 保育士不足に伴い、定員まで受け入れられない園が存在する等、引き続き保育士確保が課題です。
- ② こども園への移行については、園児の心情や保護者、地域住民の思い等に配慮しつつ、教育・保育の質の向上や、財政負担の軽減も考慮して進める必要があります。
- ④ 多様化する学童保育のニーズに対応するため、保育環境の整備や指導員の確保及び質の向上が必要です。
・ 学校部活動の地域移行を見据え、新たな地域クラブが持続可能で安定した運営のもと、こどもたちが豊かな経験ができる場を充実することが必要です。
- ⑦ 産後ケア事業において、利用希望者の増加に伴う受入施設のさらなる拡充及び多様なニーズに対応するため、居宅訪問型の創出が必要です。
- ⑦⑧ こんにちは赤ちゃん訪問及び新生児訪問事業の継続に向けて、訪問員を確保する取組が求められます。
- ⑨ ファミリー・サポート事業の拡大・継続に向けては、多様化・高度化するニーズ及び援助会員の確保に向けた分析と対応が必要です。
- ⑪ 社会生活上の困難を抱える当事者や家族が支援につながるよう、ユースネットいこまのさらなる周知が必要です。

参考資料

Ⅰ 関連する主な分野別計画

教育大綱、健康いこま 21、障がい者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、スポーツ推進計画、就学前教育・保育のあり方に関する基本方針

Ⅱ 関連する他施策の主な分野別計画

食育推進計画

Ⅲ 施策の進捗状況を測る代表的な指標

I 保育所・こども園利用園児数

策定時
(R5.5)

目標値
(R9)

2,460 人 ▶▶ 現状値より増加

II 新生児・乳児訪問実施率

策定時
第1期
(R1) 第2期
(R4)

目標値
(R9)

99.2% 97.9% ▶▶ 現状値より上昇

III 保護者が地域で安心して子育てできるようにサポートしている割合

策定時
(R4)

目標値
(R9)

7.7% ▶▶ 現状値より上昇

※2 えん・くろす：こどもたちの成長につながる体験活動や保護者のニーズに応えるプログラムの実現、園を活用し地域活性化を進める事業等を進めるために設置された地域園協働本部のこと。

※3 コミュニティ・スクール：学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みのこと。

施策 4 学校・教育



令和 9 (2027) 年度末に
めざす状態 (施策目標)

主体的に楽しく学ぶこどもたちが増えている

施策の主な方向性

1 主体的に学ぶ人の育成

1 こどもたちを主体とした新たな学びの創出

すべてのこどもたちの権利を尊重し、各学校段階に応じた一定の学力を身につけることに加え、主体的に行動する力、チャレンジし続ける力を育成するため、大学・企業・地域団体等の多様な担い手とともに、従来の形式にとらわれない、自由で効果的な学びのスタイルを構築する取組を引き続き進めます。

2 多様性を認識・尊重し行動できる態度の養成

多様なニーズを有するこどもたちをはじめ、一人ひとりが安心して学校生活等を送れるよう、多様性を認め合い、自他ともに大切に、行動できる態度を養います。

3 地域とともにある学校づくり

保護者・地域住民・学校の協創を通じて、こどもたちがより多くの社会的経験を積み、豊かな成長を育むことができるよう、地域とともにある学校づくりを進めます。

2 主体的に学べる教育環境づくり

1 学校運営体制の整備

教職員の働き方改革、なり手不足解消の取組を進めながら、学校がこどもたちにとってより楽しく、教職員にとってより本務に専念できる働きがいのある場となるよう、指導・運営体制の充実や教職員の能力向上につながる取組を進めます。

2 教育環境の整備

こどもたちにとって安全・安心で居心地の良い教育環境を確保しつつ、新しい時代の学びを実現していくため、ICTをはじめとした教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備を推進します。

市民や
事業者が
できることの
主な取組イメージ

- ◎ 保護者や地域住民は学校行事や地域行事等に参加し、こどもたちと積極的に関わりを持つ。 **市民**
- ◎ インクルーシブ教育^{※1}を視野に入れた特別支援教育を理解し、障がいの有無に関わらず共に活動する機会を設ける。 **市民・事業者**
- ◎ 学校施設や通学路、通学途上における児童生徒の行動に対する改善点等を提案する。 **市民**
- ◎ 地元産等の安全な食材を用いることに加え、アレルギー対応にも十分な配慮がされた、おいしい学校給食を提供する。 **事業者**

※1 インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

※2 スクールソーシャルワーカー：いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う。

※3 ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係等に影響が出てしまうことがある。

※4 GIGA スクール構想：1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とするこどもを含め、多様なこどもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現し、これまでの我が国の教育実践と最先端 ICT のベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すための構想。

※5 コミュニティ・スクール：施策3を参照。

※6 クラウド：「クラウドコンピューティング (Cloud Computing)」を略した呼び方で、データやアプリケーション等のコンピューター資源をネットワーク経由で利用する仕組み。

現状と課題

現状（取組成果）

- ① 社会の課題や変化に対応していく力が、ますます必要となっていくため、キャリア教育や出前授業、体験活動を通して、多様な他者と学び合う取組を推進しています。
- ② 様々な理由で学校に通いづらい子どもたちの気持ちを受け止め、安心して自分らしく過ごせることものの居場所・学び支援室「いきいきほっとルーム」「のびのびほっとルーム」を開設しています。
- ③ 教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー^{※2}を配置して、不登校、いじめ、ヤングケアラー^{※3}等に対する十分な相談体制を整えるよう努めています。
- ④ 進学する学校に対して親近感を抱き、学習内容への興味や関心を高めるとともに、入学前後の不安や緊張を取り除く幼小連携、小中連携を進めています。
- ⑤ 「食」に対する興味や関心を持てるよう、栄養教諭による学校訪問や保護者向けの出前授業等を実施し、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力をつけていくための食習慣を身につけるよう取り組んでいます。
- ⑥ 教職員の働き方改革の一環として、保護者連絡等システムを導入し、運用しています。
- ⑦ 学校施設の老朽化に対して、計画的に施設改修を進めています。
- ⑧ GIGA スクール構想^{※4}により1人1台端末と高速通信ネットワーク等のICT環境の整備、情報モラル教育を進めています。

主な課題

- ① 一人ひとりが自分の良さや可能性を認識し、他者を尊重し、協働しながら、誰もがいきいきとした豊かな人生を切り拓いていく力をつける教育が求められています。
- ②③ 障がいや不登校、ヤングケアラー等多様なニーズを有する子どもたちが増加しており、よりきめ細かな対応が必要です。
- ②③ 誰一人取り残されない学びの保障に向けて、多様な学びの場を設けることや不登校支援機関と連携することに加え、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする等、不登校対策を推進する必要があります。
- ④ コミュニティ・スクール^{※5}と地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進することで、地域全体で子どもたちを育む学校づくりを進めていく必要があります。
- ⑥ 教職員は教育の根幹であり、教職員がやりがいをもって働くことができる勤務環境を実現するとともに、高学年教科担任制の推進等の教職員定数の改善と支援スタッフの充実が必要です。
- ⑦ 子どもたちが安全・安心に学校生活を送れるよう、学校施設の老朽化対策や多様な教育内容への対応が依然として課題です。
- ⑧ 国の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」で示された、クラウド^{※6}活用、ネットワーク分離を必要としないアクセス制御による対策を講じた、新たな教育情報ネットワークの実現が必要です。

参考資料

Ⅰ 関連する主な分野別計画

教育大綱

Ⅱ 関連する他施策の主な分野別計画

子ども・子育て支援事業計画、国際化基本指針、人権施策に関する基本計画、男女共同参画行動計画、生涯学習推進基本方針、子ども読書活動推進計画

Ⅲ 施策の進捗状況を測る代表的な指標

I 学校に行くのは楽しいと思う子どもの割合



II 自分にはよいところがあると思う子どもの割合



III 施設の満足度（小・中学校）



施策 5 高齢者支援・障がい者支援



令和 9 (2027) 年度末に
めざす状態(施策目標)

自分らしく暮らし続けるための支援体制が充実
している

施策の主な方向性

1 | 持続可能な福祉・医療サービス提供体制の構築

1 福祉人材の確保に向けた取組の推進

福祉の魅力発信等の取組や多様な主体が参画できる人材の養成等を通して、専門職に限らない担い手を増やす取組を推進します。福祉サービスの担い手の育成・定着に向け、ICT の活用や生産性の向上、業務負担軽減を含めた支援に取り組みます。

2 医療と介護の連携強化

医療機関と介護事業所等が連携し、医療・介護双方のニーズに対応できる質の高い医療・介護サービスが包括的に提供される体制を強化します。入退院調整マニュアル等の活用や ACP^{※1} の普及により、在宅医療・介護に関する連携体制を強化し、切れ目のないケアを推進します。

3 災害等における医療・介護の提供体制の確保

災害や新興感染症^{※2} の発生時を想定し、安定的かつ継続的な医療・介護の提供体制を確保します。

2 | 高齢者支援の充実

1 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

適切なアセスメント^{※3} により個人の状態像を把握し、きめ細かな支援を実施することで、自立支援・重度化防止を進めます。地域の通いの場との連携等を促進し、一人ひとりの状態や興味、関心に合わせて能力を発揮できる多様な場の創出や、運営主体の育成・確保に取り組み、フレイル^{※4} 予防等の介護予防を充実します。

2 認知症に対する取組の推進

認知症に関する理解の促進や、認知症の人の社会参加・意思決定支援等に取り組み、認知症になっても自分らしく暮らせる地域づくりを進めます。

3 | 障がい者支援の充実

1 自立支援に向けた取組の推進

自立・生活支援や通所支援に必要な、相談機能とサービスの充実に向け、関係機関と連携して取り組むとともに、個々の特性に合わせて能力を発揮できるよう、就労支援等に取り組みます。障がい者の高齢化や親亡き後を見据え、安心して生活できる体制の充実に取り組みます。

4 | 権利擁護の推進

1 権利擁護に向けた取組の推進

高齢者や障がい者等の尊厳を守るため、意思決定支援をはじめとする権利擁護支援に取り組みます。



- ◎ 地域活動への参加やリハビリテーション等、一人ひとりの状態に応じた介護予防に取り組む。 **市民**
- ◎ 認知症や障がいについて理解し、地域の中で支え、見守っている。 **市民・事業者**
- ◎ 地域との関係づくりを進めるとともに、対象者の特性に応じた福祉サービス提供体制の維持・向上を図る。 **事業者**

現状と課題

現状（取組成果）

- ① 市民を対象とした「介護に関する入門的研修」を開催する等、介護人材のすそ野を広げる取組を展開しています。
- ② 市、医療、介護の関係機関が連携した包括的かつ継続的な医療と介護サービスの提供体制の構築に向けて、生駒市医療介護連携ネットワーク協議会、在宅医療介護推進部会、認知症対策部会を開催し、課題抽出及び課題解決に向けた取組を進めています。
- ③ 災害や新興感染症の発生を想定し、医療・介護事業所の BCP※⁵ の策定や運用に関する取組を進めています。
- ④ 認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置するとともに、幅広い年齢層に向け認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に対する正しい理解を得るための啓発を行っています。
- ⑤ 高齢者の栄養面の改善と安否確認を目的に配食サービスを実施しています。
- ⑥ 障がい者の相談支援体制の充実を図るため、市内4か所の生活支援センターにおいて、一定以上の経験を持つ専門職を配置しています。
- ⑦ 市における職場体験受け入れ、就労支援施設等の授産品販路拡大支援や優先調達推進等により、多様な就労の場の確保を図っています。
- ⑧ 障がい者の親亡き後も安心して地域生活を送れるような体制づくりに取り組んでいます。
- ⑨ 成年後見制度の利用促進を目的に申立費用、報酬費用助成事業を実施しています。

主な課題

- ① 後期高齢者の増加とともに、生産年齢人口の減少による介護人材の不足が予想されるため、人材確保のための施策の推進だけでなく、介護人材の育成、定着や事業所における生産性向上への支援が求められます。
- ③ 災害や新興感染症の発生時に医療・介護サービスを安定的に提供するための BCP の策定状況は各機関、各事業所により様々であり、他機関・事業所との連携も含めた検討や支援が必要です。
- ・ 地域活動の中心として活動する健康づくり・介護予防リーダー等の育成・確保及び支え合い等の活動の推進に対する機運醸成や、活動の継続に向けたモチベーションを維持する取組が必要です。
- ④ 認知症の人に対する支援の担い手確保と、家族を含む当事者への支援とケアの充実が必要です。
- ⑥ 障がい者支援については、相談件数の増加やニーズの多様化・複雑化に対応するため、市内における相談支援専門員をはじめとした支援の担い手の確保・育成が求められています。
- ⑦ 障がい者の活躍の場をさらに広げるため、引き続き就労機会の創出等の支援が必要です。
- ⑧ 障がい者とその家族、支援者が、親亡き後も将来の地域生活のイメージを共有できる場を増やしていく必要があります。
- ⑨ 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関としての役割を担えるよう、機能強化が必要です。

参考資料

I 関連する主な分野別計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画、保健事業実施計画、病院事業計画、地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ

II 関連する他施策の主な分野別計画

特定健康診査等実施計画、健康いこま 21、新型インフルエンザ等対策行動計画、自殺対策計画、地区防災計画、地域防災計画、国民保護計画、人権施策に関する基本計画、農業ビジョン

III 施策の進捗状況を測る代表的な指標

I 認知症サポーター養成人数



II 障がい者や障がい特性について理解している人の割合



III 新しいことに挑戦したいと思う 65 歳以上の割合



※1 ACP (Advance Care Planning) : 人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取組。

※2 新興感染症 : 感染症法の新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症のこと（再興感染症を含む）。

※3 アセスメント : 対象者に適切なサービスを提供するため、対象者の状態像を客観的に評価すること。

※4 フレイル : 健康な状態と要介護状態の中間の段階のこと。運動器の障がいや移動機能等が低下した状態の「身体的フレイル」、定年退職等の環境の変化で引き起こされるうつ状態や軽度の認知症の状態の「精神・心理的フレイル」、加齢に伴い社会とのつながりが希薄化することで生じる独居や経済的困窮等の状態の「社会的フレイル」に分かれ、これらが連鎖することで自立度の低下が急速に進むとされている。

※5 BCP (Business Continuity Plan) : 大規模災害時に、ライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、業務の継続や早期復旧を図るための計画。

施策 6 地域福祉



令和 9 (2027) 年度末に
めざす状態(施策目標)

困難に寄り添う支援ができる、誰にでも居場所と
活躍の場がある地域づくりが進んでいる

施策の主な方向性

1 | 寄り添った支援体制の構築・拡充

1 重層的支援体制整備の促進

8050 問題^{※1} やヤングケアラー^{※2} 等、複雑化・複合化する課題を抱える方を支援するため、分野や属性を超えて関係機関・関係者が連携する体制づくりを進めます。ICT 等を活用して、関係者間の情報共有やコミュニケーションの効率化を図り、より質の高い支援に取り組みます。

2 孤独・孤立対策の強化

関係機関等との連携を進め、孤独・孤立の課題を抱える方の支援体制の構築・拡充、実態把握や情報発信の強化に取り組みます。

2 | 地域における支え合い・社会参加の促進

1 支え合い活動の促進

地域における支え合いの機運を醸成し、生活課題や地域課題の解決に、地域で取り組める環境整備を促進します。自治会や民生・児童委員、社会福祉協議会等の関係機関と役割分担をしながら連携し、多様な活動を支援します。ちょっとした見守りや声かけ、生活支援等を行う地域福祉の新たな担い手の育成に向けた取組を推進します。

2 社会参加の仕組みづくり

誰もが自身の状況に応じて活躍できるよう、地域活動や生涯学習等の社会参加の仕組みづくりを促進します。

3 | 安心して暮らせる環境づくり

1 暮らしを支える取組の推進

生活困窮者の生活を安定させるための就労支援、生活の基盤の確保のための住まいの確保、貧困の連鎖を断ち切るためのこどもに対する学習支援等を行います。

市民や
事業者が
できることの
主な取組イメージ

- ◎ 分野を超えた多機関が円滑に連携するため、事業者同士積極的に交流し、顔の見える関係性を作る。 **事業者**
- ◎ ICT 等の技術を活用して、業務の効率化を進める。 **事業者**
- ◎ 個人の関心や能力に応じて地域活動を行う。 **市民**
- ◎ 事業者は事業を通じて地域と連携・交流する。 **事業者**
- ◎ ちょっとした見守りや声かけ等、お互いを気にかけてあう関係性を地域で作る。 **市民・事業者**

※1 8050 問題：高齢の親が長期化しているひきこもりのこどもの生活を支え、社会的に孤立し生活が立ち行かなくなる問題。

※2 ヤングケアラー：施策4参照。

※3 いこまる相談窓口：介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の既存相談窓口を、分野外の相談も受けられる体制にしたもの。「いこまる相談窓口」で受けた相談を分野別の窓口で確実につなぎ、同じ相談を繰り返すことがないよう、支援者同士が連携を強化する。

現状と課題

現状（取組成果）

- ① どのような困りごとでも丸ごと受け止める「いこまる相談窓口※³」を設置する等、断らない相談支援に向けた体制整備を行っています。
- ② あいサポーター養成講座等、障がいに関する理解の促進や啓発事業に取り組んでいます。
- ③ 孤独・孤立対策について、幅広い関係機関が連携して必要な施策を適時に検討、実施する官民連携プラットフォームの整備を進めています。
- ④ 緊急通報システム導入支援事業、高齢者等見守り協力事業者登録制度等の運用により、高齢者を地域で見守る体制づくりに取り組んでいます。
- ⑤ 支える側、支えられる側という関係や、分野を超えて多様な人がつながり支え合う「地域共生社会」の実現に向けて各種取組を進めるとともに、「地域共生社会推進会議」を設置する等、庁内全部局が連携する体制を整備しています。
- ⑥ 市民の健康意識が高まりつつあり、住民主体の通いの場が増加しています。
- ⑦ 生活困窮者自立相談支援機関として、生駒市社会福祉協議会内に「くらしとしごと支援センター」を設置し、様々な相談に応じるとともに、必要に応じて支援しています。



▲ひまわりの集い

主な課題

- ① 重層的支援体制整備事業にかかる情報共有や連絡・調整業務の ICT 化の推進や支援者の育成等、複雑化・複合化する課題への対応力の向上が求められます。
- ② 高齢者や障がい者等の居場所の拡大や活躍の場づくりを進めるとともに、継続的な支援に携わる担い手の確保・育成が課題です。
- ③ 世帯の少人数化に伴う自助力の低下や地域のつながりの希薄化等により、地域において孤立するリスクのある世帯が増加しています。
- ④ 地域の活動に参画する関心・意欲を持つ市民や事業者、専門職等の増加に向けた取組が必要です。
- ⑤ 公的支援の狭間になる方の支援方法の検討に向けて、家族や近隣住民、ボランティア等が行っている地域社会資源との連携が求められます。
- ⑥ 地域活動への参加意向の高い人へのアプローチや就労的な活動支援を通じた生きがいづくり、支え合い関係の構築が必要です。
- ⑦ 多様で複合的な課題のある生活困窮者を支援するため、他機関や他部署との連携が必要です。

参考資料

Ⅰ 関連する主な分野別計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ、障がい者福祉計画

Ⅱ 関連する他施策の主な分野別計画

自殺対策計画、健康いこま21、人権施策に関する基本計画、教育大綱、参画と協働の指針

Ⅲ 施策の進捗状況を測る代表的な指標

I 重層的支援会議の開催回数

策定時
(R5.11)

8回/年

目標値
(R9)

12回/年

II 困ったときに助けてくれる人が地域の中にいると思う人の割合

策定時
(R4)

42.5%

目標値
(R9)

46.5%

III あいサポーター養成人数

策定時
第1期
(R1)

1,428人

第2期
(R4)

1,646人

目標値
(R9)

1,900人

施策 7 健康づくり・医療



令和 9 (2027) 年度末に
めざす状態(施策目標)

健康に関心を持つ人が増え、健康寿命が延伸している

施策の主な方向性

1 | 健康的な暮らしの実践促進

1 からだの健康の増進

各種検診やイベント等に多世代が参加しやすい環境を整備し、一人ひとりが健康づくりに関心を持ち、取り組めるよう推進します。生活習慣病予防や疾病の早期発見による重症化予防に向けて、特定健診^{※1} やがん検診の受診の機会を提供します。

2 こころの健康の維持・向上

相談体制の充実と相談窓口の周知啓発等、より安心して相談できる体制を構築します。自殺に対する正しい知識の普及や自殺対策に関わる人材の確保・育成、庁内及び関係機関との連携体制を強化します。

3 スポーツに触れ合う機会の確保

こどもから高齢者、障がい者まで、誰もがスポーツ等に触れ合う機会を作るため、総合型地域スポーツクラブ^{※2} 等との連携を強化します。スポーツの機会の確保に向けて、ソフト面・ハード面から環境を整備します。

2 | いのちを守る医療提供体制の充実

1 地域医療提供体制の整備

市立病院及び地域の医療機関の連携を深め、相互に不足する医療機能を補完しあうことによって、救急応需率^{※3} の向上及び受診しやすい環境を整備します。

3 | 安定的な医療保険制度の運営

1 医療費の適正化・医薬品の適正使用の促進

医療費の適正化及び医薬品の適正使用の促進に向けた取組を進めます。

市民や
事業者が
できることの
主な取組イメージ

- ◎ 健（検）診や食事、運動等に関心を持ち、改善・増進に向けて取り組んでいる。 **市民**
- ◎ 悩みや困難を抱えた人を孤立させないため、気になる人を見かけたときには声をかけ、必要時には見守り、相談機関につなげる。 **市民**
- ◎ ジェネリック医薬品の利用、重複受診の見直し等により医療費削減に努める。 **市民・事業者**

※1 特定健診：生活習慣病の予防のために、対象者（40 歳～74 歳）に行うメタボリックシンドロームに着目した健診。

※2 総合型地域スポーツクラブ：人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、こどもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向、レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的、主体的に運営されるスポーツクラブ。

※3 救急応需率：「病院で受け入れた年間救急搬送件数」を「消防機関からの搬送受入要請の年間件数」で除したもの。

現状と課題

現状（取組成果）

- ①がん検診について、受診しやすい環境と精度管理による質の確保の取組を進めています。
- ②「生駒健康ウォーキングマップ 24」の作成等、地域で運動習慣づくりを行う取組を進めています。
- ③特定健診データや受診データから糖尿病の重症化リスクの高い対象者を抽出し、受診勧奨通知の送付及び医師との連携による保健指導を継続しています。
- ④特定健診受診にかかる自己負担額の無料化等、受診率向上に向けた取組を実施しています。
- ⑤こころの悩みに対する支援者となる「ゲートキーパー」を養成するとともに、心理士による個別の対面型相談窓口「はーとほっとルーム」を開設し、市民の心の健康の維持を図っています。
- ⑥自殺対策を推進するため、関係機関と自殺対策に関する連携体制を構築しています。
- ⑦誰もが気軽にスポーツに触れ合う機会の提供に向けて、総合型地域スポーツクラブ等の支援や安全で快適に利用できるスポーツ施設を整備しています。
- ⑧医師会や地域医療機関との協議を進めることで、医療提供体制を強化しています。
- ⑨生駒市立病院は地域医療機関と連携し、新型コロナウイルス感染患者の積極的な受け入れに努めました。
- ⑩医療費の適正化及びジェネリック医薬品普及率の向上を図るため、ジェネリック医薬品差額通知等の発送や調剤薬局への啓発を実施しています。

主な課題

- ①健（検）診受診率や健康増進に関する教室・イベントについては、受診率・参加率の向上に向けて、効果的な開催方法や周知方法を検討する必要があります。
- ②③健康寿命の延伸のためには、重症化の予防が重要であり、保健指導が必要な被保険者の掘り起こしをさらに進める必要があります。
- ④特定健診の受診率向上に向けて、案内方法の工夫等をしていますが、若年層の受診率が低いことへの対策が課題です。
- ⑤⑥自殺対策については、問題が複雑化・複合化していることが多く、悩みや困難を抱えた人を社会全体で包括的に支援していく必要があるため、専門性に関わらず、それぞれの立場での支援を自発的にできる人材の育成や、関係機関とのさらなる連携が必要です。
- ⑦持続可能なスポーツ機会の確保のため、総合型地域スポーツクラブの活動拠点の確保や関係団体との連携を進める必要があります。
- ⑦スポーツ施設については老朽化が進んでおり、市スポーツ施設全体のあり方の検討が必要です。
- ⑧「顔の見える関係性」の構築を進めることにより、市内医療機関の連携強化をさらに進める必要があります。
- ⑧生駒市立病院の救急医療提供体制をより一層強化することが課題です。
- ⑨コロナ禍においては平時の救急医療体制では十分対応できなかったことから、地域の救急医療提供体制の強化、輪番病院とバックアップに回る生駒市立病院との連携強化等が課題です。

参考資料

Ⅰ 関連する主な分野別計画

健康いこま 21、食育推進計画、自殺対策計画、国民健康保険特定健康診査等実施計画、国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）、病院事業計画、スポーツ推進計画

Ⅱ 関連する他施策の主な分野別計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画

Ⅲ 施策の進捗状況を測る代表的な指標

I 健康寿命 / 65 歳平均自立期間

策定時
(R2)

目標値
(R9)

男性：19.62 年
女性：21.25 年 ▶▶ 現状値より上昇

II 健（検）診や食事、運動等に関心を持ち、改善・増進に向けて取り組んでいる人の割合

策定時
(R4)

目標値
(R9)

52.8% ▶▶ 現状値より上昇

III ①生駒市立病院救急受入件数 ②生駒市立病院救急応需率

策定時
第 1 期
(R1)

第 2 期
(R4)

目標値
(R9)

① 1,558 件/年 ① 3,149 件/年
② 95.2% ② 79.8% ▶▶ ① 3,000 件/年
② 95.0%

施策 8 防災・減災・消防



令和 9 (2027) 年度末に
めざす状態 (施策目標)

市民 (自助)・地域 (共助)・行政 (公助) が協働し、
いのちと暮らしを守る取組が進んでいる

施策の主な方向性

1 災害対策・危機管理体制の強化

1 防災環境の整備・防災体制の強化

大規模地震等の自然災害や様々な危機的事象に対応できる環境をソフト・ハードの面から整備するとともに、訓練・研修による体制・対応力の強化に取り組みます。

2 地域防災力の向上

緊急時の要配慮者支援等の地域の災害対応力の向上につながるよう、消防団等の関係者や複数の自主防災会が参加・連携する訓練や地区防災計画の策定等を、地域の防災リーダーを交え、さらに支援していきます。

3 防災・災害情報の発信による防災意識の向上と避難行動への誘導

SNS^{※1}をはじめとした様々な媒体等を用いて、市民一人ひとりの防災意識の向上につながる啓発や、緊急時の避難行動への誘導につながる発信等に取り組みます。

2 火災予防・救急対応力の向上

1 防火意識の向上と自衛消防力の強化

住宅用火災警報器設置・取替の推進に向けた自治会との連携や消防団による自主防災組織^{※2}の強化等、地域コミュニティとの取組を継続します。事業所等への消防法令違反の是正指導を行い、防火意識の向上と火災発生時の初期対応力を強化させ、火災による死傷者の減少に向けた支援に継続的に取り組みます。

2 救命率の向上と救急車適正利用の推進

応急手当講習の受講促進等により救命率の向上につなげます。より迅速な救急搬送の検討や医療機関との協議等により、救急体制のより一層の連携及び効率化を進めます。高齢化による救急需要の増加が見込まれる中、救急業務の安定的、かつ持続的な提供ができるように、救急車の適正利用の広報啓発活動に取り組みます。

市民や
事業者が
できることの
主な取組イメージ

- ◎ 個人でできる備えを平時から行い、地域住民や事業者等が協働して実施する防災訓練に参加する。 **市民・事業者**
- ◎ 本人・家族や地域からの要請に基づき、要配慮者の避難支援に協力する。 **市民**
- ◎ 災害危険区域に住む介護サービス等の利用者が避難支援が必要な方に、災害時要援護者避難支援事業の利用を勧める。 **市民・事業者**
- ◎ 消防団活動に対して理解し協力する。 **市民・事業者**
- ◎ 応急手当 (救命処置) を身につけ、救急車が到着するまでにバイスタンダー^{※3}が応急手当を実施する。 **市民・事業者**
- ◎ 救急車が必要か迷ったときには、奈良県救急安心センター相談ダイヤル等を利用する。 **市民**

現状と課題

現状（取組成果）

- 職員訓練を毎年実施するほか、令和3（2021）年度に自治連合会との共催で、全市域において複数の自主防災会が連携する避難所単位での訓練を実施しています。
- 最新の防災知見や市の課題に応じた実効性のある計画とするため、生駒市地域防災計画を見直しました。
- 緊急輸送道路^{※4}等の橋梁の耐震補強工事を実施し、災害時の通行機能の確保を進めています。
- 災害時要援護者避難支援事業等、緊急時に要配慮者を地域の中で見守り、支える体制を整えています。
- 生駒市総合防災マップを全戸配布し、防災意識の向上を図っています。
- 「生駒市自主防災組織等指導員の養成要領」を定め、消防団員を地域防災の担い手（指導者）として育成するとともに、自主防災組織の訓練等を実施しています。
- 市民が応急手当講習を受講しやすい体制づくりや、救急車の適正利用の必要性等について、広報紙やSNS等を活用して、広報啓発活動を実施しています。



▲総合防災マップ



▲応急手当講習の様子

主な課題

- 大規模地震に備え、職員の災害対処能力の強化を図るとともに、災害対策本部や避難所の環境整備、備蓄品のさらなる充実等を進める必要があります。
- 各自主防災会の継続的な訓練に加え、避難所単位での防災訓練を進め、地域防災力の向上を図るとともに、市民の防災意識向上に向けた取組が必要です。
- 緊急輸送道路等の橋梁の耐震補強工事を、継続して実施する必要があります。
- 緊急時の要配慮者への支援継続に向けて、個別避難計画の作成等、地域での支援体制を強化する必要があります。
- 消防団員数の減少に備え、有効な入団促進のための取組と訓練指導力を備えた消防団員の継続的な育成、地域と連携した訓練の実施が必要です。
- 救命率の向上を目指し、応急手当の必要性に関する情報の周知等、市民等の意識浸透に向けた取組が求められます。

参考資料

Ⅰ 関連する主な分野別計画

地区防災計画、地域防災計画、業務継続計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）、国民保護計画、災害廃棄物処理計画、国土強靱化地域計画

Ⅱ 関連する他施策の主な分野別計画

参画と協働の指針、耐震改修促進計画

Ⅲ 施策の進捗状況を測る代表的な指標

I 避難所単位での防災訓練の実施回数

策定時	目標値
第1期 (R1) 第2期 (R4)	(R9)
5回/年 5回/年	10回/年

II 災害時に個人でできる備えを行っている割合

策定時	目標値
(R4)	(R9)
28.7%	現状値より上昇

III バイスタンダーによる応急手当（救命処置）実施率

策定時	目標値
(R4)	(R9)
45.8%	100%

※1 SNS：ソーシャルネットワーキングサービスの略。登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービス。

※2 自主防災組織：地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する防災組織。

※3 バイスタンダー：その場に居合わせた人。

※4 緊急輸送道路：災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路。

施策 9 産業・雇用就労 (1)



令和 9 (2027) 年度末に
めざす状態 (施策目標)

地域の経済循環が高まり、多様な働き方が広がる
職住近接のまちが実現している

施策の主な方向性

1 市内経済の活性化と循環の促進

1 変革と挑戦に取り組む事業者の支援とまちなか経済循環の強化

市内産業の経済活動を活性化するため、事業所訪問や産業団体・金融機関との連携によって、デジタル化等、事業者ごとの経営課題に対応した支援や事業承継を促進する支援を進めるとともに、市内経済循環を活発化するため市内需要を喚起し、市民の購買意欲の向上につながる情報発信・啓発に取り組みます。

2 ローカルビジネス起業の促進

身近な起業を増やすため、起業・創業意欲の醸成や産学公民金※¹との連携による起業者の成長ステージに対応したきめ細かな支援により、市内起業・創業を促進します。

3 企業誘致・開業支援と新たな産業集積の創造

職住近接のまちをつくるため、製造業向けの立地支援に加え、市内の商業地・住宅地への企業誘致・開業支援を実施します。立地企業が本市に根を下ろし、事業を継続できるようフォローアップに注力します。学研高山地区第2工区での産業機能の集積を目指します。

2 市内事業者の雇用・定着支援と多様な働き方の促進

1 多様な雇用・就労に向けた支援と市内就労の充実

事業者の雇用確保と定着を図るとともに、市民の多様な働き方のニーズに応えるため、市内の潜在的な就業希望者や、多様な働き方を希望する人を支援し、受け入れる市内事業者につなぐことで、多様なワークスタイルを促進するとともに職住近接の雇用・就業環境を実現します。

3 身近な観光価値が地域経済につながる観光振興

1 市民活動や市内事業者の取組を観光資源として活用した受入環境の整備

地域経済の活性化につながる観光振興を進めるため、既存の観光資源に加え市民活動や市内事業者の取組を「住んで楽しい身近な観光価値」であることを認識し、その魅力を本市、観光協会、観光事業者及び市民自らが発信することで観光資源として活用し、国内外からの来訪者を誘引します。多言語対応や市内周遊を促進する交通手段の増設等による受入環境の整備を行います。

2 マイクロツーリズム※²の推進

近隣地域からの来訪を促進するため、都市近郊の身近な風景・自然や文化、魅力あるお店等の「まちの魅力」を感じ、体験する機会を創出するマイクロツーリズムを推進します。

市民や
事業者が
できることの
主な取組イメージ

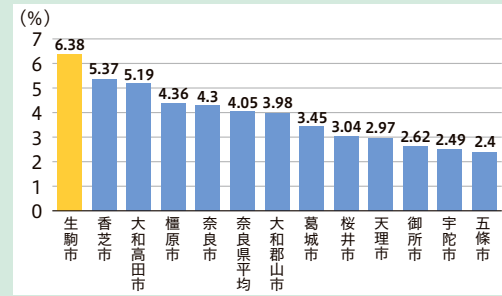
- ◎ 地域の多様な事業者が、直接か間接かを問わずこれからの住宅都市の住みよさの向上に寄与することを理解し、自ら主体的に域内の経済活動に参加する。 **市民・事業者**
- ◎ 新分野への展開や経営改善等の経営の「変革と挑戦」により事業の成長と発展を図り、地域の経済活性化の主体となるよう努める。 **事業者**

現状と課題

現状（取組成果）

- ① コロナ禍においては、売上が減少した事業者への給付金の支給や市内需要を喚起する「さきめしいこま」を行った結果、市内事業者を支援するとともに市内事業者と市の関係性を高めることができました。
- ② 市内で創業、第2創業、事業再構築、パラレルキャリア※3を目指す人材を創業セミナーや創業支援施設であるイコマドを開設したことにより、市民の創業比率は奈良県平均を上回り、県内で最も高くなっています。
- ③ 県や生駒商工会議所等の関係機関と連携し、企業誘致を進めるとともに、住宅エリア・商業エリア・サテライトオフィス※4 設立補助金を設け、準工業地域以外のまちなかの開業支援に取り組んでいます。
- ④ 雇用確保に課題を持つ市内企業が多いので、労働局と連携協定を締結し、市内企業に就業する市民を増やす機会を設けています。多様な働き方を進めるため、イコマドの活用や市の創業セミナー（Ikoma Local Business Hub）でパラレルキャリア育成支援を行っています。
- ⑤ 既存の観光資源の活用を促進するだけでなく、新たな観光商品や体験プログラムを企画・開発し、観光客の誘客を行っています。

■創業比率（奈良県下の比率）



(資料) 総務省「令和3年 経済センサス活動調査」

注1) 平成28(2016)年から令和3(2021)年の創業比率。

注2) 創業比率＝各期間の平均新設事業所数÷期首の事業所数

主な課題

- ① 市内事業者との関係性は高まったが、各事業者の経営課題を深く把握できていない状態までには至っていない状況であり、事業者訪問を行い、さらに深く経営課題を把握することが必要です。
- ② これまで創業セミナー等を実施し、多くの創業者を輩出してきましたが、セミナー終了後は市と創業者との関係性が途切れてしまうため、創業者へのアフターフォローが必要です。
- ③ 本市に立地した事業者や既存事業者が、市内で交流する機会が少ないため、交流する機会を増やすことが必要です。
- ④ 現在の企業立地促進補助金制度では、対象業種や対象地域が限定されているため、誘致のすそ野を広げる必要があります。
- ⑤ 市内企業の募集職種と市民の求職ニーズとのギャップがあります。市内事業者には、働きやすい環境づくりと多様な働き方の促進を啓発するとともに、こうした事業者の取組を市民に向けて発信する等、市内企業と市民のマッチングの機会を増やすことが必要です。
- ⑥ 既存の観光資源の活用や新たに観光商品等を開発するだけでなく、市民の活動や市内事業者の取組等を観光資源として活用した観光施策の検討が必要です。
- ⑦ 宿泊施設が少ないため、宿泊施設が多い地域と比べると、観光客の本市滞在時間は短く、消費額も少ないことから、宿泊施設を増やす取組の検討が必要です。

参考資料

■ 関連する主な分野別計画

商工観光ビジョン

■ 関連する他施策の主な分野別計画

都市計画マスタープラン

■ 施策の進捗状況を測る代表的な指標

I

市内従業者数

策定時
(R3)

29,201人

目標値
(R9)

29,201人

II

起業・創業件数
(第2創業・副業含む)策定時
(R4)

2件

目標値
(R9)

24件

III

市内就業率

策定時
(R2)

30.2%

目標値
(R9)

現状値より上昇

※1 産学公民金：生駒商工会議所、国・県等の公的支援機関、大学、専門家、金融機関等のこと。

※2 マイクロツーリズム：自宅から1時間の移動圏内の「地元」で観光する近距離旅行の形態のこと。地域の魅力の再発見と地域経済への貢献を念頭に置いた旅行形態。

※3 パラレルキャリア：仕事と収入以外を目的とした活動等も含む、複数の職責や立場を持ち仕事をする事で、第二、第三のキャリアを築くこと。

※4 サテライトオフィス：企業の本社、組織の本部とは異なる所に設置されたオフィス。

施策 9 産業・雇用就労 (2)



令和9(2027)年度末に
めざす状態(施策目標)

農地が保全され、「農」のある新しいライフスタイルが広がっている

施策の主な方向性

1 稼ぐ農業のための生産者支援

1 農業の担い手の確保

持続可能な農業の実現に向けて、新規就農者支援や繁忙期における援農の仕組みづくり等により、農業を担う人材の確保・育成に取り組めます。新規就農者、認定農業者、いこまファーマーズスクール^{※1} 卒業生等、農業経営の規模拡大を考えている担い手に農地の斡旋を行います。

2 活用農地の確保

農地の多面的機能を十分発揮できるよう、営農環境の整備・充実や集落座談会や地域計画の策定を通じて農地の集約集積化を図ることにより、遊休農地を解消し、耕地を維持することで、農地の保全・活用に取り組めます。

3 スマート農業^{※2}の促進

農業の担い手不足が深刻化する中、農家が稼げるような生産性の高い農業へ転換を図るため、ドローン等のスマート農業実施者を対象にした補助制度を創設する等、スマート農業の導入を促進します。

2 販売促進のための取組

1 特産品づくり

小規模農家の営農意欲の向上を図るため、収入増につながる取組を推進するとともに、米から野菜・果樹等の付加価値の高い高収益作物への転換を促進し、生駒産の農作物のブランド化を進めるとともに、県等の関係機関と連携を図りながら地場野菜の6次産業化^{※3}を促進します。

3 鳥獣被害への徹底した対応

1 獣害対策の推進

鳥獣被害は農業者の営農意欲を低下させることから、狩猟免許取得補助や獣害対策の防除柵や電気柵設置の補助を充実するとともに、ICTを活用した鳥獣の捕獲対策を検討し、耕作放棄や離農の防止に取り組めます。

4 農業を切り口にしたまちづくり・コミュニティづくり

1 「農」のある暮らしの促進

地場野菜等の流通を促進させ、地産地消を推進するとともに、遊休農地の活用や市民農園、いこまファーマーズスクールの実施等により、農家だけでなく非農家の市民も「農」と触れ合う機会を創出し、「農」のある暮らしを楽しむライフスタイルの実現を促進します。

2 農福連携等の促進

福祉事業者の農地利用の拡大を図ります。農福連携を進めることで、障がい者等が社会的な役割を持てるよう、農業を通じたケアやリハビリ、生きがいづくりを支援し、将来的な農業の担い手不足の解消につなげます。

市民や事業者が できることの 主な取組イメージ

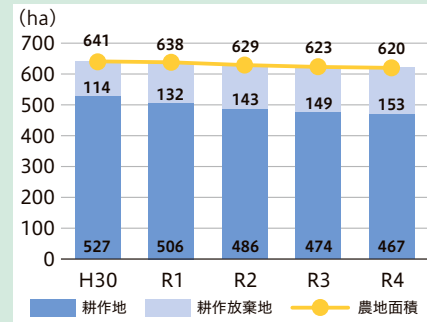
- ◎ 半農半Xを実践し、「農」のある新しいライフスタイルを実現する。 **市民**
- ◎ 高齢化等により耕作できない農業者は、新たな農業の担い手に遊休農地を貸出し、提供する。 **市民**
- ◎ 福祉事業者はじめ幅広い事業者が、農地を利用した活動を推進する。 **事業者**

現状と課題

現状（取組成果）

- ① 農業の担い手の高齢化や鳥獣被害等による営農意欲の低下等起因して、遊休農地（耕作放棄地）が増加しつつあり、耕作地が年々減少傾向にあることから、新規就農者支援や鳥獣被害防止対策に取り組んでいます。
- ② 市民農園、遊休農地活用事業、いこまファーマーズスクール（半農半X）の開講等により、リタイア層だけでなく、「農」のあるライフスタイルを希求する若い世代の潜在的なニーズを掘り起こし、多様な世代の非農家の市民が農と親しむ機会を創出する環境が整いつつあります。
- ③ 有害鳥獣対策の推進や豚熱の流行により、農地の被害が減少しています。
- ④ 非農家の市民の「農」と触れ合う機会のニーズが高まっています。

農地面積（耕作地・耕作放棄地）



(資料) 農業委員会農地台帳

主な課題

- ① 農業従事者が減少していることから、いこまファーマーズスクールを定期的開催し、農業の担い手を継続的に養成していくとともに、スクール卒業生を就農につなげていく必要があります。
- ① 農機具の近代化・大型化により、農機具の利便性は高まっているものの、生駒市は山間部にも農地が多く、進入路が狭くて大型の農機具の使用が困難なことから、農地の活用に向けた環境整備が必要です。
- ② 遊休農地が増加する一方で、遊休農地活用事業や新規就農者及びいこまファーマーズスクール卒業生の利用農地が無い等、活用農地の供給が不足しています。一部の農家では、第三者に農地を売却したり、貸したりすることへの抵抗感が見られることから、集落座談会の開催や農業委員会の現場活動を通じて、農家の理解促進と遊休農地解消を図り、農地としての有効利用を進めていく必要があります。
- ② 農業の担い手が不足する中、農地活用を高めるためのスマート農業を推進する必要があります。
- ② 生駒の気候風土に合った収益性の高い農産物が見つからないことが課題です。
- ③ 豚熱の終息に伴い、今後有害鳥獣被害の拡大が懸念されます。
- ④ 半農半Xのニーズに応えることができる指導者や農地の確保が必要です。

参考資料

関連する主な分野別計画

農業ビジョン

関連する他施策の主な分野別計画

都市計画マスタープラン、障がい者福祉計画

施策の進捗状況を測る代表的な指標

I いこまファーマーズスクール 卒業生の農業従事者

策定時
(R5.11)

0人

目標値
(R9)

8人

II 新規就農者

策定時
(R5.11)

30人

目標値
(R9)

40人

III 遊休農地貸出面積

策定時
(R5.11)

5.7ha

目標値
(R9)

8.0ha

※ 1 いこまファーマーズスクール：農業以外の仕事をしながら農業を始めたい人（半農半X）、自給農や将来生業として農業に取り組みたい人等を対象とした講座。

※ 2 スマート農業：ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

※ 3 6次産業化：一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

施策 10 生活環境



令和 9 (2027) 年度末に
めざす状態(施策目標)

まちの生活環境が安全・快適・清潔に保たれている

施策の主な方向性

1 環境美化・公害対策の推進

1 環境美化の取組による快適な生活環境の保全

市民の環境美化意識の向上を図るとともに、河川清掃活動や不良状態の空き地等の適正管理指導※¹等に取り組みます。関係機関と連携する等、不法投棄の防止に取り組みます。

2 継続的な公害対策の推進

大気質や騒音等の環境測定を継続して実施し、市内の環境状況を把握し、監視します。特定施設・特定建設作業※²の届出と指導を徹底し、工場・作業場等周辺の環境保全に取り組み、公害苦情の発生源に対し関係機関と連携して対応します。

2 防犯・消費者保護対策の推進

1 地域防犯力の向上

地域の安全は地域で守るという意識の向上を図るため、警察との連携を一層強化し、防犯教育の充実や防犯活動への支援を行うとともに、防犯設備を整備します。

2 消費者トラブルの未然防止

地域全体での見守り活動を通じて、高齢者をはじめ、認知症の人や障がい者等の消費生活上特に配慮を要する消費者を消費者被害から守ります。社会経験の少ない若年層を中心に、広く市民を対象とした消費者問題の啓発や消費者教育を推進します。

3 交通安全対策の推進

1 道路交通環境の整備

警察と連携し、道路標示等の設置を進め交通事故の減少を図ります。駅周辺の交通環境改善のため、施設の整備と利便性向上を図ります。関係機関が連携して通学路の合同点検を実施し、児童生徒の通学路の安全を確保します。

2 交通安全思想の普及徹底

市民、事業者、警察との協働により、交通事故多発箇所の分析を行い、様々な年代の市民の交通安全意識向上に向けた取組、交通マナー向上に向けた啓発活動や注意喚起を行います。

市民や
事業者が
できることの
主な取組イメージ

◎ 所有する空き地等を適切に管理する。

市民・事業者

◎ 公害を未然に防ぐための対策を講じる。

事業者

◎ 児童の見守り活動や地域のパトロール等、地域ぐるみの活動へ積極的に参加する。

市民・事業者

※¹ 適正管理指導：空き地等が管理不全な状態であると認めるときに、当該空き地等の所有者等に対し、必要な措置について助言や指導を行うこと。

※² 特定施設・特定建設作業：騒音規制法、振動規制法による、工場・事業所に設置される著しい騒音や振動を発生させる機械等を「特定施設」、くい打ち機や削岩機を使用する作業等の建設工事での著しい騒音や振動を発生させる作業を「特定建設作業」という。

※³ 特殊詐欺：犯人が電話やハガキ等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れる等と言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる等の犯罪のこと。

現状と課題

現状（取組成果）

- ①「生駒市まちをきれいにする条例」に基づいた不良状態の空き地等に対する適正管理指導や、市民等と協働での河川・駅付近での清掃活動、環境美化啓発に取り組んでいます。
- ②公害苦情相談に対し、県等の関係機関と連携して対応しています。
- ③不法投棄防止パトロールや不法投棄物の撤去を実施しています。
- ④防犯カメラの設置補助等を通じて、地域の防犯意識を醸成しています。
- ⑤学校園で出前防犯教室を実施し、児童・生徒や職員の防犯意識の向上を図っています。
- ⑥生活上特に配慮を要する消費者を地域全体で見守るため、「生駒市消費者安全確保地域協議会」を設置し、民生・児童委員、警察等と連携して見守り活動を実施しています。また、相談の内容により必要と思われる際には、成年後見制度について紹介しています。
- ⑦特殊詐欺^{※3}防止電話の補助金の支給や、特殊詐欺情報を積極的に発信し、注意喚起を呼びかける等の対策を進めています。
- ⑧交通安全教室や交通安全運動、イベント等を開催し、市民の交通安全意識を向上させています。
- ⑨交通指導員による定期的な巡回、啓発活動を行い、違法駐車への減少に向け取り組んでいます。
- ⑩関係者と通学路の合同点検を行い、関係機関による対応を含め必要な対策を講じています。



▲交通安全教育の様子

主な課題

- ①不良状態の空き地等に対する苦情が多く届いています。
- ②公害苦情件数は少ないものの、適宜、関係機関等と連携し、適切に対応する必要があります。
- ③不法投棄の防止に向けて、関係機関との連携を強化していく必要があります。
- ④⑤防犯用品の貸出や出前防犯教室等の機会を活用して、市民一人ひとりの防犯意識の醸成を図っていく必要があります。
- ⑥⑦消費者トラブルの未然防止や被害の拡大防止に向けて、市民自らが判断・行動するための情報の提供や、消費生活センターの知名度を上げることが課題です。
- ⑥⑦成人年齢が18歳に引き下げられ、自分の判断で様々な契約が出来るようになったこともあり、若年層を中心とした消費者トラブルの増加が懸念されます。
- ⑧生駒駅周辺の自転車駐車場の老朽化が進み、各施設において劣化が見られるため、順次補修を行っていく必要があります。
- ⑩通学路の合同点検による危険箇所の対策については、交通状況の変化やインフラの老朽化が急激に進むことが予想されることから、都度対応し続けることが求められます。
- ⑩国の補助金や交付金等を活用しながら、引き続き生活道路安全対策工事を実施する必要があります。

参考資料

Ⅰ 関連する主な分野別計画

環境基本計画、通学路交通安全プログラム

Ⅱ 関連する他施策の主な分野別計画

空家等対策計画、マンション管理適正化推進計画、公園施設長寿命化計画

Ⅲ 施策の進捗状況を測る代表的な指標

I

刑法犯罪の認知件数

策定時

第1期 (R1) 第2期 (R4)

382件/年 305件/年 ▶▶ 386件/年

目標値

(R9)

II

快適な生活環境が保たれていると感じている市民の割合

策定時

(R4)

目標値

(R9)

45.2% ▶▶ 現状値より上昇

III

不法投棄回収量

策定時

第1期 (R1) 第2期 (R4)

9,230kg 11,928kg ▶▶

目標値

(R9)

10,735kg

施策 11 脱炭素・循環型社会



令和 9 (2027) 年度末に
めざす状態(施策目標)

多様な主体との協働により、環境にやさしいまちが実現できている

施策の主な方向性

1 | 住宅都市における脱炭素化の実現

1 住宅都市を脱炭素化する事業モデルの確立・波及

いこま市民パワー(株)を核としたエネルギーの地産地消と、複合型コミュニティ※¹(愛称:まちのえき)の活性化を通じた家庭の省エネルギー化や市民の環境意識向上、行動変容を促進します。市民及び関連企業・団体との連携を図りながら、環境・社会・経済が好循環する、住宅都市の脱炭素化事業モデルとして確立し、市域への波及を図ります。

2 再エネ・省エネの普及促進

再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池のさらなる普及を図ります。公用車の電気自動車への移行や、HEMS※²等の導入によるエネルギー使用の見える化・効率化を推進します。省エネ住宅の新築、住宅の省エネリフォームを支援する国による多種多様な支援制度への誘導や国の動向に応じた本市支援策の見直し等、住宅の省エネ化に向けて引き続き普及・啓発を図ります。

2 | 環境負荷低減に向けた取組の推進

1 リデュース・リユースの拡充

循環型社会の形成のために、様々な機会を捉えてリデュース・リユース等の啓発活動を行い、ごみを生まないライフスタイルへの転換を促し、ごみ総排出量の低減につなげます。食品ロスの減少に向け、市民団体や関係機関と連携した取組を推進します。

2 環境負荷の小さいごみ処理の推進

清掃リレーセンター、清掃センター、エコパーク 21 の3施設について、施設の在り方や処理の効率化・延命化について検討し、実施します。生ごみや剪定枝といったバイオマス※³の資源化の推進や、循環型社会の形成につながる取組を地域コミュニティとの協働により実施します。

3 | 脱炭素・循環型ライフスタイルへの転換

1 環境活動の支援と環境教育・啓発の推進

いこま SDGs アクションネットワーク※⁴に参加する企業・団体等が企画・実施する環境活動を支援するとともに、連携して環境教育・啓発に取り組みます。国や社会の動向等を踏まえつつ、市民生活に根差した環境教育・啓発を行い、脱炭素・循環型ライフスタイルへの行動変容を図ります。

市民や
事業者が
できることの
主な取組イメージ

- ◎ 再生可能エネルギー設備・省エネ設備を家庭や事業所に導入する。 **市民・事業者**
- ◎ 住宅販売事業者等は長期優良住宅等の省エネ性能の高い住宅を提案する。 **事業者**
- ◎ 5R※⁵を意識し、ごみの減量と資源化を実践する。 **市民・事業者**
- ◎ 食品ロスの低減につながる取組を実践する。 **市民・事業者**

現状と課題

現状（取組成果）

- ① 民生部門の電力消費に伴う CO₂ 排出実質ゼロ等の実現を目指す「脱炭素先行地域」に、国から選定され、取組を進めています。
- ② 太陽光発電、蓄電池等の設備導入を支援する補助事業の実施等、地域の脱炭素化を進めています。
- ③ 環境負荷軽減に向けて、長期優良住宅や低炭素住宅の認定や普及促進に取り組んでいます。
- ④ 食品ロス低減に向けて、フードドライブに取り組んでいます。
- ⑤ 清掃センターの延命化・省エネルギー化を進めています。
- ⑥ 指定ごみ袋のバラ売り（レジ袋への活用）により、レジ袋のリデュースを進めています。
- ⑦ ごみ減量・資源化の意識啓発や情報提供の担い手となる「こども 5R アドバイザー」の養成を進めています。
- ⑧ 企業や市民団体、教育機関等の連携による「いこま SDGs アクションネットワーク」を発足し、SDGs の達成や持続可能なまちづくりを推進しています。



▲環境教育の様子

主な課題

- ① 脱炭素先行地域の取組の推進に向けて、既存の住宅地を脱炭素化する事業モデルを確立し、市域に展開することで、効果的・効率的な脱炭素化の推進に取り組む必要があります。
 - ② いこま市民パワー（株）を核としたエネルギーの地産地消の実現に向け、公共施設、家庭等への太陽光発電及び蓄電池等のさらなる普及・拡大に取り組む必要があります。
 - ③ 国等から省エネ住宅の新築、住宅の省エネリフォームで活用できる支援策が創設されているため、市民への支援策の周知・誘導方法の確立や近年の動向に合わせた本市の支援事業等の見直しが必要です。
 - ⑤ ごみの処理に関する施設を計画的に更新、修繕していくために、今後の施設の在り方についての検討が必要です。
 - ⑥⑦ 清掃リレーセンターに持ち込まれた不要品の中から状態の良い家具等をリユース品として市民に販売していますが、より多くの市民に利用していただける ICT 活用の環境づくりが必要です。
- ・ 様々なライフスタイルに合わせたごみの減量、資源化を進めるため、5R を実践し、食品ロス削減や資源ごみの分別促進等が必要です。

参考資料

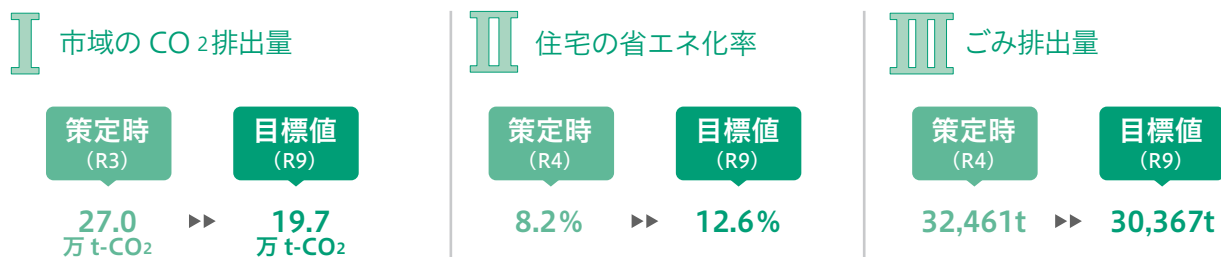
Ⅰ 関連する主な分野別計画

環境基本計画、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画、一般廃棄物処理実施計画、SDGs 未来都市計画

Ⅱ 関連する他施策の主な分野別計画

教育大綱、食育推進計画

Ⅲ 施策の進捗状況を測る代表的な指標



※ 1 複合型コミュニティ：施策 1 参照

※ 2 HEMS：Home Energy Management Service の略。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム。

※ 3 バイオマス：生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」を指している。

※ 4 いこま SDGs アクションネットワーク：生駒市に関わる企業・団体等が、それぞれの有する資源や知見等を活かし、目指すゴールや生駒市の地域課題の解決に向けて連携することで、SDGs の達成や持続可能なまちづくりを推進することを目的としたネットワークのこと。

※ 5 5R：Reduce（リデュース⇒ごみを減らす）、Refuse（リフューズ⇒不要なものは断る）、Reuse（リユース⇒繰り返し使う）、Repair（リペア⇒修理して使う）、Recycle（リサイクル⇒再生利用）の 5 つの頭文字の R からなる言葉。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方のこと。

12 街の空間づくり



令和9（2027）年度末に
めざす状態（施策目標）

快適で安全な空間づくりにより、出かける人が
増えている

施策の主な方向性

1 | 魅力あふれる都市拠点の形成

1 中心市街地の再構築

生駒駅周辺地域において、市民や来街者にとって「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の実現に向けて都市空間の再編を進め、まちの魅力創出とエリア価値向上に取り組みます。生駒駅南口では、目指すまちの姿を地区の住民、事業者等の関係者と共有したうえで、公民連携により、生駒市の玄関口及び宝山寺の門前町らしいにぎわいと趣あるまちなみ空間や景観形成に向けた検討を進めます。

2 | 身近な空間の利活用

1 身近な空間を活用した交流・滞在の場の創出

身近な空間を活用した交流・滞在の場を創出するため、市民や事業者等による自主的な取組を支援するとともに、交流・滞在の場として活用できる新たな空間の整備、検討を進めます。

3 | 魅力ある緑・景観づくり

1 緑の質の向上

適切な整備を行うことで、生物の多様性を保ち、景観面の改善にもつながる緑の質の向上を図るため、市民・事業者等が行う緑化活動や里山保全・活用等を支援します。市民等の活動拠点でもある花のまちづくりセンターの魅力を充実させ活性化を図ります。

2 魅力ある公園づくりと公園・緑地等の適正管理

公園の特性や地域のニーズ等に応じて、魅力ある公園づくりを進めるとともに、安全で安心して暮らせるよう、公園・緑地等の計画的かつ適正な維持管理に努めます。

3 都市景観の保全と形成

景観形成基本計画に基づき、良好な都市景観の保全と形成に向け、各種法規制や景観まちづくり相談等を通して建築物の新築や更新の際等に、周辺の都市環境や自然との調和を進めます。

4 | 移動しやすいまちづくり

1 既存交通手段の充実と多様な移動手段の組合せによる利便性の向上

まちづくりとの連携や市民・事業者との協働により、公共交通サービスの充実を進め、地域特性に応じた公共交通網の形成を図ることで、市民の活動機会を保障します。公共交通の利用促進に向け、地域主体の取組を進めます。

2 バリアフリー事業等の歩行者空間の整備

「バリアフリー基本構想」及び「バリアフリー特定事業計画」に基づき、重点整備地区である南生駒駅周辺の駅や道路等のバリアフリー化を進める等、歩行者空間の整備を進めます。

市民や事業者が できることの 主な取組イメージ



- ◎ 生駒駅周辺のまちづくりに関心を持ち、社会実験等の公民連携の取組に積極的に参加する。 **市民・事業者**
- ◎ 庭先や身近な公園・緑地・里山・農地等で、花や緑を手入れするスキルを学び、実践してみる。 **市民**
- ◎ 公園でやってみたいことを実現する「PARK REMAKE QUEST」に参加し、身近な交流の場として公共空間を自由に活用する。 **市民**
- ◎ マイカー利用の前提を見直し、公共交通サービスを普段から積極的に利用する。 **市民**
- ◎ 利用者の満足度の向上に向けた経営を進めるとともに、日常生活に支障がないよう、公共交通サービスの提供を継続する。 **事業者**

現状と課題

現状（取組成果）

- 1 公民連携のまちづくり組織「生駒駅南口エリアプラットフォーム^{※1}」を発足し、まちの将来像や取組方針等を取りまとめた「生駒駅南口みらいビジョン」の策定等、中心市街地の再構築に取り組んでいます。
- 2 市民団体等による里山保全や活用の支援、専門家によるアドバイス、学びや交流の支援、活動場所の提供等を行っています。
- 3 市民が主体的に公園等を活用する取組が生まれています。
- 4 バリアフリー特定事業計画に基づき、鉄道駅及び道路等のバリアフリー化に向けて、取組を進めています。
- 5 公共交通にかかる関係者が参画する「生駒市地域公共交通活性化協議会」を中心に、持続可能な公共交通サービスの提供に向けて取り組んでいます。
- 6 廃止・見直しの提案があった市内バス4路線沿線地域において、市民・事業者・市の三者で持続的な路線バスのあり方等の話し合いを継続しており、利用促進にかかる地域主体の取組を協働で進めています。



▲公園利活用の様子

主な課題

- 1 生駒駅南口みらいビジョンの実現に向けたまちづくり推進体制の強化や、ハード、ソフト両面でエリア価値向上に資する取組の推進が必要です。
- 2 まちなかの花や緑、里山、農地等を手入れする担い手が固定化・高齢化しており、次世代の確保に課題があります。
- 3 公共施設等の身近な空間を活用した交流・滞在の場の創出を促進していくことが必要です。
- 4 鉄道駅及び道路等のバリアフリー化には、多額の費用と期間を要するほか、関係者との協議、調整が必要です。
- 5 持続可能な公共交通サービスの運営に向けた市内公共交通の再構築が求められます。
- 5 自動車から公共交通を利用した移動へ、安心して転換できる環境づくりとまちづくりとの連携が必要です。
- 6 買い物や通院等が不便な地区の移動、高齢者等の近距離移動の支援等、地域の特性に応じた日常生活を支える地域公共交通サービスの検討が必要です。
- 6 歩行者空間整備ガイドラインに基づき、計画的に事業を進めていく必要があります。

参考資料

I 関連する主な分野別計画

都市計画マスタープラン、緑の基本計画、景観計画、景観形成基本計画、公園施設長寿命化計画、バリアフリー基本構想、バリアフリー特定事業計画、地域公共交通計画、歩行者空間整備ガイドライン

II 関連する他施策の主な分野別計画

空家等対策計画、環境基本計画、障がい者福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、商工観光ビジョン

III 施策の進捗状況を測る代表的な指標

I 中心市街地における主要な通りの滞留人口（平日・休日）

策定時
(R5)

15人/時 ▶▶ 30人/時

目標値
(R9)

II 市民主体の公園利用件数

策定時
(R4)

35件/年 ▶▶ 50件/年

目標値
(R9)

III 都市拠点へのアクセス性

策定時
(R4)

68.3% ▶▶ 73.8%

目標値
(R9)

※1 エリアプラットフォーム：エリアに関わる公民の様々な人材が集積し、エリアの将来像や課題解決について話し合う議論の場。

施策 13 都市基盤



令和 9 (2027) 年度末に
めざす状態(施策目標)

くらしを支える都市基盤の整備・更新が進み、
魅力ある街と快適な住環境が実現している

施策の主な方向性

1 都市環境の整備

1 地域特性に合わせた土地利用の誘導

職住一致や職住近接等、社会の変化に応じた多様な暮らしに視点を置き、それぞれの地域にあった都市計画の見直しや、都市機能・生活機能・産業機能の誘導を図ります。

2 住生活の確保・向上

誰もが安心して住み続けられるよう、市営住宅の適正管理等による居住支援や、空き家対策等による良好な住宅・住環境の形成に取り組み、豊かな住生活の実現を図ります。ライフスタイルの変化等に対応し、柔軟に住まいを選択できるよう、住宅の流通や利活用の促進に取り組みます。

2 学研都市づくり

1 学研高山地区第2工区等の整備促進

学研高山地区第2工区において、順次段階的に地権者組織を立ち上げ、組合施行による土地区画整理事業を進めるとともに、奈良先端大とも連携しつつ当地区を含む周辺地域の価値向上に資する取組を進めます。学研高山地区の玄関口、北部地域の地域拠点である学研北生駒駅北地区においては、組合施行による駅前広場や道路等の整備を含む土地区画整理事業を進めるとともに、周辺住民や事業者等との協創によるエリアマネジメントを見据えたまちづくりに取り組みます。

3 道路の整備・維持保全

1 安全・快適に通行できる道路環境の確保

国や県が実施する広域幹線道路の整備を関係機関と推進するとともに、市道の整備や安全対策、橋梁等の道路インフラの長寿命化を図ることで安全・快適な道路ネットワークの構築を進めます。

4 安定的な上下水道の供給・処理

1 安全・安心な水の供給

水道事業ビジョンに示している施設整備計画に基づき、水道施設の更新と耐震化を計画的に進めるとともに、県域水道一体化後も安全・安心な水の供給に取り組みます。

2 適正な汚水処理

下水道管渠の整備を進めるとともに、老朽化した下水道施設を計画的かつ効率的に更新等を行います。下水道事業の広域化に向けて、県等の関係機関と調整します。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽^{*1}への転換を促すため、補助を行う等、普及を図ります。

市民や
事業者が
できることの
主な取組イメージ

- ◎ 本市の各計画や事業進捗を確認し、事業所や研究施設等の立地を検討する。 **事業者**
- ◎ 地域とまちの将来像を話し合う場に参加する。 **市民・事業者**
- ◎ 良質な住宅ストック^{*2}を次世代に継承するため、適正な維持管理を行う。 **市民・事業者**
- ◎ 学研都市づくりに関する情報を収集し、まちづくりへの関心を高める。 **市民・事業者**
- ◎ 道路について、軽易な異常の早期発見のため、システムによる通報を行うとともに、雨水樹のつまりや草刈等の軽易なものについて、地域で解決できるような体制づくりを行う。 **市民**
- ◎ 下水道が整備された区域では、速やかに下水道へ接続する。 **市民**
- ◎ 単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換を早期に行う。 **市民**

現状と課題

現状（取組成果）

- ①「住まい方・暮らし方を選択できるまち」を目標とする「都市計画マスタープラン」を策定し、適切な土地利用を進めています。
- ②いこま空き家流通促進プラットフォーム^{※3}による売却・賃貸の支援、空き家所有者に向けたセミナー開催や活用者に向けた中古住宅の活用事例の紹介等、空き家の流通を促進しています。
- ③市営住宅等は、各種対策工事等を実施することにより、建物の耐久性と居住性を向上させ既存施設の長期的な活用を図っています。
- ④学研高山地区では、本市が目指す第2工区のまちづくりの方針を策定し、先行個別地区として、学研高山地区南エリアまちづくり協議会を設立しました。
- ⑤学研北生駒駅北地区では、まちづくり協議会を設立し、まちづくり基本構想の実現に向けた取組を進めています。
- ⑥広域幹線道路の早期整備に向けて、事業主体である国や県と共に、地元説明や用地交渉等の事業協力を実施しています。
- ⑦市道については、安全な歩行者空間の整備と適切な維持保全に取り組んでいます。
- ⑧県域水道一体化に向けて、関係団体等と協議・検討、調整を進めています。
- ⑨下水道の面整備事業を実施するとともに、合併処理浄化槽の普及を促進することで、効率的な污水处理を進めています。



▲学研北生駒駅イメージ図

主な課題

- ①市街地等における都市機能・生活機能の維持や産業機能の集積が必要です。
- ②多様な住まいのニーズに対応できるよう、賃貸住宅の供給を促進するとともに、マンションの管理適正化に向け、関係団体と連携し相談体制の構築等に取り組む必要があります。
- ③市営住宅については、計画的かつ適正な維持管理が必要です。
- ④⑤学研高山地区第2工区は産業・学術研究拠点形成、学研北生駒駅北地区は北部地域の地域拠点形成に向けて、民間企業の参画によるノウハウを活用したまちづくりが必要です。
- ⑥広域幹線道路の整備にあわせて、その効果を最大限に発揮させるための道路ネットワークを形成する周辺道路の整備が必要です。
- ⑧県域水道一体化後も、市民サービスを低下させないよう円滑に事業を移行する必要があります。
- ⑨持続可能な下水道事業の運営に向けて、施設や経営状況の健全性を高める必要があります。
- ⑨補助制度等を活用して、合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

参考資料

関連する主な分野別計画

都市計画マスタープラン、空家等対策計画、生駒市営住宅長寿命化計画、橋梁長寿命化修繕計画、水道事業ビジョン、生活排水処理基本計画、下水道ストックマネジメント計画、効率的な污水处理施設整備基本計画

関連する他施策の主な分野別計画

緑の基本計画、景観計画、景観形成基本計画、公園施設長寿命化計画、バリアフリー基本構想、バリアフリー特定事業計画、地域公共交通計画、歩行者空間整備ガイドライン

施策の進捗状況を測る代表的な指標

I

地区計画の決定・変更件数

策定時
(R4)

0 件

目標値
(R9)

5 件

II

補修が必要な
橋梁の工事完了率

策定時
(R4)

20.0%

目標値
(R9)

100%

III

下水道普及率

策定時
第1期 (R1) 第2期 (R4)

71.4% 72.6%

目標値
(R9)

74.8%

※1 合併処理浄化槽：台所やお風呂、洗濯等の生活雑排水を、し尿と合わせて処理できる浄化槽。

※2 住宅ストック：既存住宅のこと。

※3 いこま空き家流通促進プラットフォーム：不動産、建築、法律等の専門家団体により構成され、空き家の状況や所有者の意向にあわせて、流通を支援する組織。

経営的施策

経営的施策は、1 3 の基本的施策を推進していくための土台となる持続可能な行財政運営に関する施策です。

行政課題が複雑化・多様化している中、それを解決していくためには、基本構想にも掲げているように、多様な主体が協創しながら、取り組んでいく必要があるとともに、必要となるサービスが継続的に提供できるよう、安定的な財政基盤や組織体制、効率的な業務環境を構築・維持していくことが重要になります。

● **令和9(2027)年度末までに実現したい状態(施策目標)**
施策ごとに本市がめざす姿や状態等について記載しています。

● **施策の主な方向性**
実現したい状態(施策目標)の実現に向け、第2期基本計画の4年間での取組の方向性と取組内容を記載しています。

● **現状と課題**
生駒市における現状と第1期基本計画の取組の成果、第1期基本計画で残った課題等について記載しています。

● **関連する主な分野別計画**
本市が策定している分野別の計画について、施策ごとに関連する計画をまとめています。

基本計画 各論 / 経営的施策 I - スマートシティ・DX



令和9(2027)年度末にめざす状態(施策目標)

デジタル技術やデータの活用による、スマートシティの実現に向けた取組が進んでいる

[施策の主な方向性]

1

利便性の高い市民サービスの提供

手続のオンライン化や窓口のデジタル化等により、市民の利便性や市民満足度の向上につながる「書かない・待たない・行かない」市役所の実現に向けた取組を進めます。

2

高度で効率的な行政事務の実現

デジタル化を通じた業務の見直しに加え、より高度な政策立案につながるデータ活用環境や、生産性と効率を高め多様な働き方を実現するデジタルワークプレイス^{※1}の整備に取り組めます。

3

スマートシティの推進

「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現に向け、市民が安全にデジタル技術を利用し、地域へ参画できる取組を進めるとともに、デジタル技術やデータの活用により、地域課題の解決や新たな価値の創出に取り組めます。

[現状と課題]

現状(取組成果)

①マイナンバーカードの普及促進により、人口に対する保有率は76.9%(令和5(2023)年10月末時点)となり、マイナポータル^{※2}を活用した32手続(令和5(2023)年3月時点)の受付を開始しました。

②来庁手続における利便性の向上のため、「書かない窓口」の一端として、一部の窓口で窓口申請タブレットを導入しています。

③RPA^{※3}やAI-OCR^{※4}の導入により、業務の効率化を進めています。

④市内Wi-Fiの整備やモバイルWi-Fiコンの導入、ペーパーレスの推進等、デジタルワークプレイスの整備に向けた取組を進めています。

⑤人口動態等の統計情報や公共施設の情報、古い風景写真のアーカイブ等、オープンデータ^{※5}の整備を進めています。

⑥市民が意見を出し合う機会として、参加型合意形成プラットフォーム^{※6}を整備しています。

主な課題

①多くの行政手続で来庁が必要となっています。

②デジタル技術を活用したまちづくりの具体的な取組を実践する必要があります。

③紙中心の業務スタイルから脱却するための意識改革や環境構築が求められます。

④「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現に向けた取組は、行政だけでなく事業者や市民の参画等により、持続可能なものとしていく必要があります。

⑤市民や事業者の地域参画を促す取組や、より参画しやすい環境の整備が求められます。

参考資料

■ 関連する主な分野別計画

スマートシティ構想

※1 デジタルワークプレイス：デジタル技術の活用により、生産性の向上や業務の効率化、多様な働き方を実現する業務環境のこと。

※2 マイナポータル：行政手続やお知らせの届出等が可能な、政府運営のオンラインサービスのこと。

※3 RPA：Robotic Process Automationの略称で、PC等のコンピュータ上で行われる単純/繰り返し作業等を人の代わりに自動実施してくれるソフトウェアのこと。

※4 AI-OCR：OCRは、「Optical Character Recognition」の略称で、紙の書類を読み取って解析し、文字データ化するという技術。この解析部分にAIを導入し、特に手書き文字の認識精度を高めたものを「AI-OCR」と呼んでいる。

※5 オープンデータ：主に国や地方公共団体が保有するデータのうち、誰もが簡単に二次利用(加工、再配布等)できる形式、ルールで公開されたデータのこと。オープンデータの活用により、市民参加・官民協働の推進を通じて地域課題の解決や経済活性化、行政の高度化・効率化、透明性・信頼性の向上が期待できる。

※6 参加型合意形成プラットフォーム：オンラインで多様な市民の意見を募集、お互いに議論し、それを収束して政策等に結びつけていくための機能を有しているオンラインでのプラットフォームのこと。

I

スマートシティ・DX



令和9（2027）年度末に
めざす状態（施策目標）

デジタル技術やデータの活用による、スマートシティの実現に向けた取組が進んでいる

施策の主な方向性

1

利便性の高い市民サービスの提供

手続のオンライン化や窓口のデジタル化等により、市民の利便性や市民満足度の向上につながる「書かない・待たない・行かない」市役所の実現に向けた取組を進めます。



2

高度で効率的な行政事務の実現

デジタル化を通じた業務の見直しに加え、より高度な政策立案につながるデータ活用環境や、生産性と効率を高め多様な働き方を実現するデジタルワークプレイス^{※1}の整備に取り組めます。

3

スマートシティの推進

「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現に向け、市民が安全にデジタル技術を利用し、地域へ参画できる取組を進めるとともに、デジタル技術やデータの活用により、地域課題の解決や新たな価値の創出に取り組めます。

現状と課題

現状（取組成果）

- ① マイナンバーカードの普及促進により、人口に対する保有率は76.9%（令和5（2023）年10月末時点）となり、マイナポータル^{※2}を活用した32手続（令和5（2023）年3月時点）の受付を開始しました。
- ② 来庁手続における利便性の向上のため、「書かない窓口」の一環として、一部の窓口で窓口申請タブレットを導入しています。
- ③ RPA^{※3}やAI-OCR^{※4}の導入により、業務の効率化を進めています。
- ④ 庁内Wi-Fiの整備やモバイルパソコンの導入、ペーパーレスの推進等、デジタルワークプレイスの整備に向けた取組を進めています。
- ⑤ 人口動態等の統計情報や公共施設の情報、古い風景写真のアーカイブ等、オープンデータ^{※5}の整備を進めています。
- ⑥ 市民が意見を出し合う機会として、参加型合意形成プラットフォーム^{※6}を整備しています。

主な課題

- ①② 多くの行政手続で来庁が必要となっています。
・ デジタル技術を活用したまちづくりの具体的な取組を実践する必要があります。
- ③④ 紙中心の業務スタイルから脱却するための意識改革や環境構築が求められます。
- ⑤⑥ 「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現に向けた取組は、行政だけでなく事業者や市民の参画等により、持続可能なものとしていくことが必要です。
- ⑥ 市民や事業者の地域参画を促す取組や、より参画しやすい環境の整備が求められます。



参考資料

関連する主な分野別計画

スマートシティ構想

※1 デジタルワークプレイス：デジタル技術の活用により、生産性の向上や業務の効率化、多様な働き方を実現する業務環境のこと。

※2 マイナポータル：行政手続やお知らせの確認等が可能な、政府運営のオンラインサービスのこと。

※3 RPA：Robotic Process Automationの略称で、PC等のコンピューター上で行われる単純／繰り返し作業等を、人の代わりに自動実施してくれるソフトウェアのこと。

※4 AI-OCR：OCRは、「Optical Character Recognition」の略称で、紙の書類を読み取って解析し、文字データ化するという技術。この解析部分にAIを導入し、特に手書き文字の認識精度を高めたものを「AI-OCR」と呼んでいる。

※5 オープンデータ：主に国や地方公共団体が保有するデータのうち、誰もが容易に二次利用（加工、再配布等）できる形式、ルールで公開されたデータのこと。オープンデータの活用により、市民参加・官民協働の推進を通じた地域課題の解決や経済活性化、行政の高度化・効率化、透明性・信頼性の向上が期待できる。

※6 参加型合意形成プラットフォーム：オンラインで多様な市民の意見を集め、お互いに議論し、それを収束して政策等に結びつけていくための機能を有しているオンラインでのプラットフォームのこと。



市民協働・公民連携



令和9（2027）年度末に
めざす状態（施策目標）

それぞれの強みを活かし、多様な主体との協創
のまちづくりが進んでいる

施策の主な方向性

1

参画と協働の さらなる推進

市民、事業者、教育・研究機関等の多様な主体と目的を共有し、互いの役割を尊重しながらまちづくりを進めるため、市政への参画機会のさらなる拡大と協働の取組を推進します。

2

公民連携の推進

地域課題の解決に向けて、「生駒市協創対話窓口※¹」を活性化し、民間事業者等のノウハウやアイデアを活用した公共サービスの創出を推進します。

3

さらなる推進に 向けた職員意識や 庁内連携の強化

市民・事業者との参画・協働・公民連携の具体的実践に向けた仕組みづくりや、職員の一層の意識改革と育成に取り組めます。



現状と課題

現状（取組成果）

- ① 市政研修会等で市政に関する情報を市民に届ける等、市政への参画機会の拡大に取り組んでいます。
- ② 「生駒市自治基本条例」及び「参画と協働の指針」に基づき、参画と協働のまちづくりへの取組を進めるとともに、取組状況の調査等を通じて、市民協働がより効果的に進むよう努めています。
- ③ 公民連携のワンストップ窓口である「生駒市協創対話窓口」等を通じて、公民連携事例の創出に取り組んでいます。
- ④ 公民連携の実証実験の提案数や事業化件数は増加傾向であり、地域課題を解決するものから、公共サービスの利便性向上につながるものまで幅広く実施しています。
- ⑤ 参画と協働のまちづくり研修を実施し、職員の参画と協働への意識醸成に取り組んでいます。

主な課題

- ① 市政への関心を高めるために、市民や事業者等の参画の機会等の環境づくりが必要です。
- ② 参画と協働の推進に向けて、市民や事業者、教育・研究機関等の意識向上が必要です。
- ③④ 各部署での公民連携による取組が創出されるよう、連携事例を発信していく必要があります。
- ③④ 事業者から積極的かつ効果的な提案が得られるよう行政課題やニーズに関する情報発信を継続する体制が課題です。
- ⑤ 参画と協働、公民連携に対する職員の意識醸成が必要です。



参考資料

■ 関連する主な分野別計画

参画と協働の指針、公民連携基本指針

※ 1 生駒市協創対話窓口：民間主体と行政が、対話による相互理解を進め、アイデアを出し合い、互いの強みを掛け合わせることで、地域課題の解決や新たな価値を協創するために設置された提案窓口。



広報広聴・ シティプロモーション



令和9(2027)年度末に
めざす状態(施策目標)

まちへの愛着・まちづくりへの共感が広がり、
地域に関わろうとする意欲が増えている

[施策の主な方向性]

1

情報発信による 開かれた市政運営

市政や地域への理解と関心を高め、市民等によるまちづくりへの積極的な参加を促すために、市政情報や地域情報を発信・共有します。

2

広聴活動の充実

多様な主体の意見を聴く機会や手段を充実し、市民ニーズを把握するとともに、政策形成や事務・サービスの改善に反映します。

3

「暮らす価値があるまち」 としての都市ブランド構築

多様な主体と生駒の魅力を生み出し・発信することで、その価値が継続的・複合的に人々に浸透する機会を増やし、「暮らす価値のあるまち」として選ばれる都市ブランド構築を目指します。

4

市域への来訪者誘引

市域への来訪者を誘引し、地域イメージの向上や関係性の構築に向けた効果的なプロモーションを実施します。



[現状と課題]

現状 (取組成果)

- ① 多様な広報媒体による情報発信と共有を通じて行政活動を可視化するほか、地域への興味・関心を高め、行政・地域・市民相互のより良い関係づくりをサポートしています。
- ② パブリックコメント、住民説明会、市長懇談会やティーミーティング、ワークショップ、アンケート等により市民の意向を把握し、市政への反映に努めています。
- ③ いこまち宣伝部^{※1}やプロモーションサイト「グッドサイクルいこま」等、地域との関わりをデザインして、地域の協力者を増やしています。
- ④ 生駒山や宝山寺、茶釜といった観光資源を活かし、市外からの認知獲得や来訪者増加につなげています。

主な 課題

- ①② 多様な主体とのコミュニケーションを充実させ、行政運営に反映させたり、市民参画につなげたりすることが必要です。
- ①③ 「住む」「働く」「楽しむ」が満たされるまちへと転換する時期にあることを伝え、その方向性に共感を広げることが必要です。
- ③ 機能的な価値にとどまらず、心理的な価値を軸にした情報編集によって、都市イメージをより豊かに発展させることが必要です。
- ④ 観光資源だけでなく、日常生活を豊かにする活動を知ってもらい、来訪意欲や居住・参画意欲につなげることが必要です。

※1 いこまち宣伝部：生駒市の魅力を発掘し、市公式 SNS やウェブサイトが発信する市民 PR チーム。



行政経営



令和9（2027）年度末に
めざす状態（施策目標）

財政規律を維持しながら、社会や住民ニーズの変化
に対応できる仕事の進め方・働き方ができている

施策の主な方向性

1

持続可能な 財政の運営

税収の確保や行政改革の推進に継続的に取り組むことによって、社会経済情勢の変化や住民ニーズに柔軟に対応できる持続可能な財政運営を維持します。

2

ファシリティ マネジメント※1の推進

公共施設等総合管理計画に基づき、民間企業等と連携し、公共施設の適正配置を進めるとともに、公共施設やインフラ施設の適切な維持管理・長寿命化を図ります。

3

情報公開による 開かれた市政の推進

市が保有する情報を適切に管理、公開することにより、公正で開かれた市政の推進を図ります。



4 行政課題に対応できる組織・職場環境づくり

複雑・多様化する行政課題に対応できる組織・人員体制を構築するとともに、それぞれの職員がミッション達成に向けて能力を発揮できる職場環境づくり及び職員研修や人事評価等を通じたバリュー（職員に求められる価値観）の育成に取り組めます。

現状と課題

現状（取組成果）

- ①補助金制度の見直しやファシリティマネジメントの推進等、行財政改革の取組を進めています。
- ②後年度の経常経費の増加を意識した事業設計や市債の借入れを厳選する等の取組から、財政運営は総じて健全な状態を維持しています。
- ③納期内納付の推進と徴収率の向上に向けて取り組んでいます。
- ④生駒駅前前の公共施設の機能集約や複合化を中心に、公共施設の適正配置の調整、検討を進めています。
- ⑤市民に対する説明責任を果たせるよう、「生駒市情報公開条例」に基づき、行政文書の管理体制を整備し、情報公開制度を適正に運用しています。
- ⑥社会人採用等の取組を通じて、官民で活躍する専門性の高い人材を積極的に採用し、行政課題の解決に向けて取り組んでいます。
- ⑦人材育成基本方針 V・M・V（ビジョン・ミッション・バリュー）※2 を軸とした人事施策を実施しています。
- ⑧時差出勤、育児休業の拡大やテレワークの推進等、職員が働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

主な課題

- ①②市税収入の増加が見込めない中、高齢化に伴う社会保障関係費の歳出増加や、公共施設の更新需要の増加に加え、新たな行政課題にも対応できる財政運営を行っていく必要があります。
- ③納付環境の整備や適正な滞納処分により、納期内納付を推進する必要があります。
- ④公共施設の適正配置について、利用者等との調整を含め、計画的に進めていくことが必要です。
- ⑥⑦V・M・Vのより一層の理解・実践が課題です。
- ⑧職員の成長やモチベーションの維持向上のため、さらなる柔軟な働き方、組織全体の心理的安全性の向上が必要です。



参考資料

■ 関連する主な分野別計画

中期財政計画、公共施設等総合管理計画、公共施設マネジメント推進計画・個別施設計画、公共施設保全計画、定員適正化計画、特定事業主行動計画、V・M・Vを軸とした人材育成基本方針、障がい者任用指針

生駒市の V・M・V （ビジョン・ミッション・バリュー）

生駒市が実現を目指すまちの姿（ビジョン）

「自分らしく輝けるステージ・生駒」

= 生駒市総合計画における将来都市像



生駒市役所の使命（ミッション）

「このまちで暮らす価値を、ともにつくる」



生駒市役所・職員が大事にする価値観（バリュー）

生駒愛・人間力・変革精神



▲生駒市役所

※ 1 ファシリティマネジメント：公共施設等（公共施設とインフラ施設）について、長期的な視点で、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現すること。

※ 2 V・M・V（ビジョン・ミッション・バリュー）：市職員一人ひとりが業務を進めるうえで意識する、「目指すまちの姿（ビジョン）」「使命（ミッション）」「大事にする価値観（バリュー）」のこと。

巻末資料

基本構想

序 章 総合計画の策定に当たって

第1章 将来ビジョン

第2章 まちづくりの推進

基本的施策 指標一覧

SDGs 一覧

第6次総合計画 第2期基本計画 策定体制図

第6次総合計画 第2期基本計画 策定経緯

生駒市総合計画 団体ヒアリング 実施報告

生駒市総合計画審議会条例

生駒市総合計画審議会 委員名簿

諮問書

答申書

基本構想

序 章 総合計画の策定に当たって

1 策定の目的

総合計画については、平成23(2011)年5月に地方自治法が改正され、法的な策定義務が廃止されましたが、本市の将来のあり方を展望し、市民にまちづくりの中長期的なビジョンを示すとともに、総合的かつ計画的な市政運営の指針を示すため、また、本市におけるまちづくりの最高規範である「生駒市自治基本条例」に総合計画の策定についての定めがあることから、今後もまちづくりの基本指針として総合計画が必要であると考え、引き続き策定します。

【生駒市自治基本条例】

(総合計画等の策定)

第19条 市は、市民参画の下、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画(以下これらを「総合計画」という。)をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。

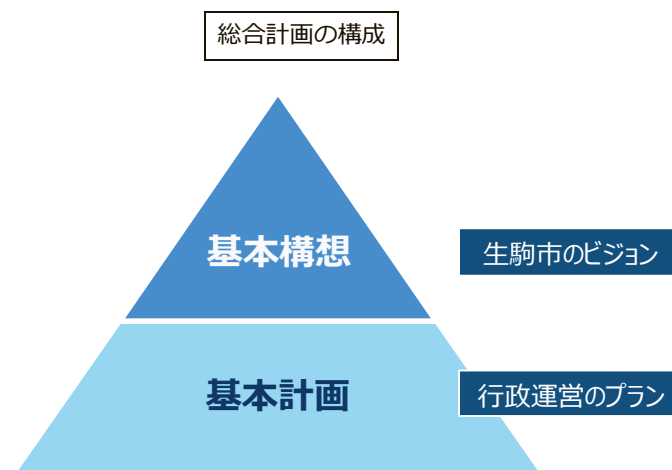
2 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定するものとする。

3 市は、前2項の各計画の進行管理を的確に行うものとする。

2 総合計画の位置付けと構成

第6次総合計画は、市の最上位計画に位置付けられ、各分野の行政計画の基本となる総合的な市政運営の指針です。

生駒市自治基本条例における「総合計画」の定義に合わせ、「基本構想」と「基本計画」の2つから構成するものとします。



3 基本構想・基本計画の位置付け・役割と期間

従来は、基本構想と基本計画の役割が明確ではありませんでしたが、第5次総合計画後期基本計画の策定に当たって、計画体系を整理し、基本構想を「生駒市のビジョン」、基本計画を「行政運営のプラン」と位置付け、それぞれの計画の役割を明確化しました。

第6次総合計画は、本市が人口減少に転じてから策定する初めての計画となります。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（国勢調査による人口）では、令和27(2045)年には、老年人口（65歳以上）までも減少すると予測されており、その後は人口減少がさらに加速すると見込まれています。

こうした人口構造の変化を踏まえ、中長期的に取り組むべき課題も視野に入れつつ、市政運営を進めていくため、第6次総合計画の「基本構想」と「基本計画」の位置付けと役割、計画期間を、次のとおりとします。

(1) 基本構想

【位置付け】 生駒市のビジョン（地方公共団体が目指す構想）

【役割】 市民、事業者、行政が協働してまちづくりを行う指針となるもの

基本構想は、地域を構成する市民、事業者、行政等全ての主体が共有する生駒市のまちの将来ビジョンを描くとともに、その将来ビジョンを実現するためのまちづくりの指針となるもので、地方公共団体が実現を目指す構想です。

計画期間については、今後の人口構造の変化から令和20(2038)年代を時代の転換期と捉え、平成31・令和元年(2019)年度から概ね20年間とします。

なお、計画期間の中間時点で基本計画の見直し時期に合わせて、基本構想の評価を実施します。

【計画期間】 平成31・令和元(2019)年度から概ね20年間

(2) 基本計画

「位置付け」 行政運営のプラン（行政が取り組む計画）

【役 割】 市長が任期中に基本構想で目指すまちづくりを進めるために、分野ごとに目標とするまちの姿や行政が重点的に取り組む施策を示したもの

基本計画は、市長が任期の期間内において、基本構想に描かれた将来ビジョンを実現するために、行政分野ごとの目指すまちの姿や行政が重点的に取り組む施策を示した行政運営の計画です。

なお、市長任期に対応していくため、計画期間は４年間※とし、任期に応じて基本計画を見直します。

※ 第1期の計画期間については、第2期の計画期間を令和5(2023)年4月に実施予定の市長選挙の翌年度から4年間とするため、令和5(2023)年度までの5年間とします。

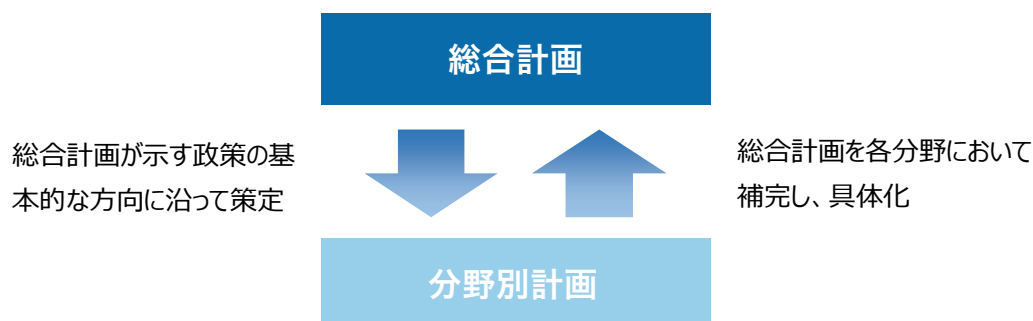
基本構想と基本計画の計画期間

年 度	西 暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040
	平 成 令 和	31 元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
基本構想 〔概ね20年〕																							
基本計画 〔第1期：5年〕 〔第2期～：4年〕																							
		第 1 期				第 2 期				第 3 期				第 4 期				第 5 期					

4 分野別計画との関係

行政の各分野では、多様化する市民ニーズや社会環境の変化に対応するために分野別計画を策定しています。

分野別計画は、法令上の位置付けや計画期間も様々ですが、各々の行政分野が目指すべき方向性や事業の体系を示し、総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定することによって、総合計画を各分野において補完し、具体化していく計画と位置付けます。



第1章 将来ビジョン

1 基本的な考え方

本市では、「生駒市民憲章」を平成13(2001)年に全面改定し、市民一人ひとりが心を合わせ、快適で明るく住み良い生駒のまちづくりを進めるための「市民共通の生活の規範」として掲げています。

また、本市におけるまちづくりの最高規範として「生駒市自治基本条例」を平成22(2010)年4月に施行し、まちづくりを進めていくための基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりの基本ルールを定めています。その前文において、「将来にわたり、すべての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する、安全で安心な、健康で活力のある、文化の薫り高いまちづくり」を基本理念と定めています。また、同条例第19条第1項の規定において、『基本構想及びこれに基づく基本計画をこの条例の趣旨にのっとり策定』することとしています。

こうしたことから、市民憲章のまちづくりの考えを踏まえつつ、自治基本条例の基本理念に定めるまちの姿を、いつの時代にあっても変わらない恒久的な目標として位置付け、その目標実現に向けて、基本構想において概ね20年先に実現を目指すまちの姿を「将来都市像」として定めるとともに、そのための「まちづくりの目標」を併せて定めることとします。

恒久的な目標

【生駒市民憲章】

生駒山の豊かな緑に育まれ、自然と歴史と文化が調和しながら発展しつづける生駒市。わたしたちは、ここに住むことへの愛着と誇りをもって、みんなの夢がかなうまちをきずくために、市民憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、人と自然が共生する美しいまちをつくりましょう。
- 1 お互いに助けあい、安心して暮らせるやさしいまちをつくりましょう。
- 1 人権を尊重し、心のかよいあうあたたかいまちをつくりましょう。
- 1 スポーツに親しみ、健康で活力のあるまちをつくりましょう。
- 1 知恵を出しあい、世界にはばたく文化のまちをつくりましょう。

【生駒市自治基本条例(前文)】

将来にわたり、すべての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する、安全で安心な、健康で活力のある、文化の薫り高いまち

概ね20年先の目標

【生駒市総合計画(基本構想)】

将来都市像

2 将来都市像

本市は、生駒山や矢田丘陵など緑豊かな自然環境に恵まれ、大都市へのアクセスも良好であることから、関西を代表する良好な住宅都市として発展してきました。平成2(1990)年に県内3番目の10万人都市となり、平成22(2010)年末には12万人を超えました。近年は、関西における「子育てしやすいまち」としての評価も高まっています。

しかし、わが国全体の人口が平成20(2008)年に減少に転じたことに伴い、本市においても平成25(2013)年11月の121,350人をピークに人口が減少に転じ、今後、本格的な人口減少と少子高齢化のさらなる進行が見込まれています。

このような人口構造の変化が想定されることから、大都市への通勤・通学者が多く住む「住宅都市」という基本的な方向性を受け継ぎながら、大都市に通勤・通学するという暮らしに加えて、日中の多くの時間を市内で過ごす暮らし、生駒で住み・働く暮らしなど、多様な生き方や多様な暮らし方（生活スタイル）に対応した都市へとまちづくりを進めることにより、「ベッドタウン」から脱却し、「生駒に住みたい」、「生駒にいつまでも住み続けたい」と思われるまちを築いていきたいと考えます。

今後20年間の将来を展望すると、人口減少・少子高齢化の進行に加えて、経済のグローバル化の進展や地球環境問題の深刻化、ICT¹の進展等、今後も様々な大きな社会経済環境の変化が見込まれます。一方、本市においては、奈良、京都、大阪、神戸など関西の主要都市や関西国際空港への交通利便性の高さに加え、令和19(2037)年には、リニア中央新幹線の大阪延伸が計画され、中間駅の設置により、東京・名古屋方面とのアクセスの向上が期待されます。また、奈良先端科学技術大学院大学等に加えて、学研高山地区第2工区の整備の進展により、様々な文化学術研究・交流施設の立地が進み、学術研究やビジネスにおける交流の活発化が期待されるとともに、往馬大社、長弓寺、宝山寺、高山茶釜など、古くから伝わる多くの歴史文化資源の価値が再認識されることで、国内外の人々の観光や交流につながることも期待されます。

生駒市自治基本条例において「市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。」と定めており、様々な能力や経験をもった市民や地域の力はまちづくりの推進力です。多様な生き方や暮らしをかなえる機会や場、人と人のつながりが豊かにあるまち（ステージ）で、主役である市民が、仲間を得て、夢をかなえ、輝く人生を送れるようまち全体が応援してくれる、そういうまちへ進んでいくことを目指して、将来都市像を次のように掲げます。

【将来都市像】

自分らしく輝けるステージ・生駒

3 まちづくりの目標

将来都市像を実現するために、市民憲章のまちづくりの考えと自治基本条例の基本理念に定めるまちの姿を踏まえて、6つのまちづくりの目標を定めます。

(1) 安全で、安心して健康に暮らせるまち

市民の生命と財産を守り、安全に暮らせるまちづくりを進めるとともに、自助・共助・公助を着実に高めていくことにより、誰もが安心して生涯にわたって健康に生活できるまちづくりを進めます。

(2) 未来を担う子どもたちを育むまち

生駒の未来を担う社会の宝である子どもたちを育むため、家庭・地域・学校・行政が連携して、子育てしやすいまちづくりを進めます。

(3) 人権が尊重され、市民が輝く、文化の薫り高いまち

市民一人ひとりの人権と個性、生き方を互いに尊重し、市民が主体的にまちづくりに参画し、協働によるまちづくりを進めます。また、市民一人ひとりが生涯にわたって学び、交流し、市民力を活かした文化の創出と継承により、文化の薫り高いまちづくりを進めます。

(4) 人と自然が共生する、住みやすく活動しやすいまち

恵まれた住環境を将来にわたって適切に保持するため、人と自然が共生し、環境負荷の少ない暮らしや事業活動が送れるまちづくりを進めます。また、多様な生き方や暮らし方を支える都市機能が充実したまちづくりを進めます。

(5) 地域の資源と知恵を活かし、魅力と活力あふれるまち

大都市近郊にあり、学研都市に位置付けられているという本市の立地を活かしながら、市内の経済活動の活性化が図られ、歴史文化資源や自然的資源、人的資源などまちのポテンシャルを活かした独自の都市ブランドを構築し、市内外にまちの魅力を発信することで、活力あふれるまちづくりを進めます。

(6) 持続可能な行財政運営を進めるまち

限られた経営資源を有効に活用して、社会環境の変化に伴って多様化・複雑化する社会ニーズに対応するとともに、世代間の負担の公平性にも考慮しつつ、可能な限り次世代に負担を残すことのない、将来にわたって持続可能な行財政運営を進めます。

第2章 まちづくりの推進

1 まちづくりの基本的な考え方

第6次総合計画に基づくまちづくりを実現する上で、常に踏まえるべき共通の基本的な考え方を、次のとおり定めます。

(1) 市民主体のまちづくり

まちづくりの主体は市民です。市民主体のまちづくりの基本ルールを定めた生駒市自治基本条例等に基づき、市民の参画、市民・事業者・行政の協働を推進します。

(2) 自助・共助・公助

身近な暮らしに関わるまちづくりにおいては、まず「自助」（自分自身が行う）、次に「共助」（周囲や地域が協力する、社会保険制度で支え合う）、そして「公助」（行政が支援し、補完する）という考え方（補完性の原理）を基本とします。

(3) 多様な主体との協創²によるまちづくり

個人のライフスタイルや価値観の多様化が進み、地域社会の担い手不足など地域課題はますます高度化、複雑化しています。1人では解決できない課題も、市民、NPO³、事業者等の民間主体が相互に、あるいは民間主体と行政など本来価値観の異なる主体が有機的に連携することで課題解決の可能性は高まります。多様な主体が緩やかにネットワークを形成し、互いが共有できる価値や解決策を創造する「協創」のまちづくりを進めます。

² 協創：多様な主体が緩やかにネットワークを形成し、互いが共有できる価値や解決策を創造すること。

³ NPO：「Non-Profit Organization」（非営利組織）の略称。法人格の有無を問わず、福祉、教育・文化、まちづくり、環境等社会の多様な課題（テーマ）に市民が主体的に取り組む組織。

2 行政経営の基本方針

第6次総合計画に基づくまちづくりを実現するために、行政経営を行う上での基本的な方針を、次のとおり定めます。

(1) 持続可能な社会を支える行政経営

人口減少・少子高齢化の進行、社会保障費の増加、公共施設の老朽化、厳しい財政状況、多発化する自然災害など、これまでの様々なシステムの持続可能性を大きく揺るがす変化が本市を取り巻いています。こうした環境変化に伴って多様化・複雑化する社会ニーズに対応するため、分野間の連携を強化し、柔軟な施策展開を図るとともに、必要に応じて既存の行政手法や組織を見直し、次世代へ引き継ぐための持続可能な社会を支える行政経営を行います。

(2) 証拠に基づく政策づくり

行政経営においては、限られた資源の中で政策の有効性を高めるため、政策目的を明確化し、目的に沿った成果が出るかを客観的なデータや証拠に基づいて検証しながら施策を立案する、証拠に基づく政策づくり（EBPM⁴）を進めます。そのもとで、政策実行後も成果を検証し、取組の改善を進めていく政策のPDCAサイクル⁵を確立します。

3 戦略的なまちづくりの視点

今後20年間の将来を展望すると、人口減少・少子高齢化の進行とともに、これまでの大都市に通勤・通学する暮らし方に加えて、日中の多くの時間を市内で過ごす暮らし方、生駒で住み・働く暮らし方など、多様な生き方や多様な暮らし方（生活スタイル）が広がり、市民の「生活」、市民が属する「社会」、市民が暮らす「都市」、それぞれで構造上の変化が徐々に進むと考えられます。これらの構造変化に対応するためには、「生活」「社会」「都市」それぞれを関係・連動させながら、長期的な視野でこれまでの行政サービスやまちづくりのあり方を徐々に方向転換し、分野横断的に施策を展開していくことが必要です。

このことから、まちづくりを進めるに当たっては、「生活構造」「社会構造」「都市構造」の3つの視点から戦略的に施策展開を図ることとします。

⁴ EBPM: Evidence Based Policy Making の略。政策の企画立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ（エビデンス）に基づくものとする。

⁵ PDCA サイクル: 「計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Action)」という工程を継続的に繰り返すことにより、計画、実施後の結果を十分に検証し、改善策やさらなる次の施策の展開につなげる仕組みのこと。

(1) 生活構造の視点

個人の生活構造については、晩婚化・非婚化の進行、平均寿命の延伸に伴う「人生100年時代」の到来、正規職員による終身雇用を前提としていた就業形態の変化などに伴い、「人生の歩み方」が大きく変化しつつあることを認識しておく必要があります。

これまでのように、誕生から就学・進学・就職・結婚・育児・定年退職といった直線的なルールではなく、就職してから再び学び直したり、育児や介護で一時的に離職した後に再び就職したり、さらには年齢に関係なく高齢者になっても仕事を続けるなど、人によって様々な経路をたどることが考えられます。また、そのような人生を、従来想定してきた「標準世帯（夫婦と子ども二人）」で送る人の比率は低下し、結婚しない生き方や、伴侶を得る人でも従来の夫婦のあり方にとらわれない生き方など、多様な家族・世帯を営みながら長い人生を送っていくことになると考えられます。

また、個人の日々の行動様式も高度情報化社会の進展により、所有から共有（シェア）する生活様式が可能になり、買い物や学習、コミュニケーションのとり方まで、大きく変化してきています。

こうした多様な暮らし方（生活構造）の変化に対応する視点から、これまでの市外での就業や消費などこれまで行政サービスを提供するに当たって前提としてきた対象者や条件等の想定を見直し、働き方改革に伴う就業環境の変化や生活時間の変化など個人の行動変容に対応する視点から施策の転換を図ります。

(2) 社会構造の視点

社会構造については、人口減少・少子高齢化の進行に加え、生産年齢人口比率は全体の半分近くまで減少するなど、人口構造の変化が見込まれています。

また、これまで個人が属する集団・コミュニティは家族（世帯）、地域、職場によるものがほとんどでしたが、すでに高齢化や生活様式の多様化により、このようなコミュニティのつながりが希薄化し、地域への愛着や帰属意識の低下、コミュニティを支える担い手不足が懸念されています。反して、そのような生活様式の多様化やICTの進展に伴うSNS⁶の普及に伴い、趣味やボランティア、副業をはじめ、様々なつながりが世代や空間を超えて数多く緩やかに形成されるようになっていきます。このような緩やかで多様なつながりによって、様々な交流や活動が生まれ、市民の人生や地域

⁶ SNS: Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

を豊かにしていくことが期待される一方で、活動の持続性や責任の所在といった、つながりの緩やかさゆえの脆さや危うさも孕んでいます。

これまで行政活動を行う上でパートナーとしてきた地域コミュニティや地域団体を守り育て、これらの組織との協働を深めつつ、新たに増えつつある緩やかなつながりを、市民生活の質の向上や地域課題の解決に活用していくためには、地域コミュニティや地域団体とは異なる接し方、サポートのあり方が行政に求められ、こういった個人の行動変容に伴う社会構造の変化に対応する視点から施策の転換を図ります。

(3) 都市構造の視点

都市構造については、上記の生活構造や社会構造の変化に伴って、「自宅と職場を結ぶ」動線を中心としたこれまでのベッドタウン型の都市構造からの転換が求められます。

大きな枠組みとして、まず、市内の様々な場所で目的に応じて活動や交流ができる場所とそれらを結ぶネットワークが形成されたコンパクトで、良質な住まいや暮らしの空間を創出する都市構造の形成を図る必要があります。その上で、高齢化や人口減少、外国人観光客の増加といった動向を踏まえ、都市の様々な場所におけるユニバーサルデザイン化の推進や、マイカー移動に過度に依存しない移動手段の確保、公共施設等生活に必要な機能の集約や再配置など、生活・社会の構造変化に伴う都市構造の変化に対応する視点から施策の転換を図ります。

基本的施策 指標一覧

施策	指標	策定時の値	目標	指標の説明
1 市民自治活動・学び	I 複合型コミュニティ（愛称：まちのえき）の拠点数	12 拠点 (R5.11)	24 拠点 (累計)	歩いて行ける距離にある拠点まちのえきを起点に、地域の様々な主体が、それぞれの役割と相互に関わる場を持つことで、地域に必要な活動が生まれ、主体間のつながりが進むことから、設定しています。市職員による伴走支援も実施し、実施拠点数の増加を目指します。
	II 市民参加が盛んなまちと答えた人の割合	6.3% (R4)	現状値より 上昇	市民実感度調査において、生駒市を「市民参加が盛んなまち」と回答した人の割合です。市民一人ひとりが身近な地域に関心を持ち、それぞれが自らの地域の現状を知り、問題意識をもって行動していけるような状態につながるため、設定しています。
	III 学習・文化活動が盛んなまちと答えた人の割合	7.8% (R4)	現状値より 上昇	市民実感度調査において、生駒市を「学習・文化活動が盛んなまち」と回答した人の割合です。市民が主体的に学び、交流する場や機会が設けられることで、施策目標の達成につながるため、設定しています。
2 人権・多文化共生	I 日常生活において、人権感覚を身につけている人の割合	33.0% (R4)	35.0%	市民実感度調査において、「日常生活において、人権感覚を身につけている」と回答した人の割合です。人権について正しい知識や情報を持つ人が増えることで、施策目標の達成につながるため、設定しています。
	II 市民主体の国際交流取組箇所数	0 箇所 (R5.11)	3 箇所 (累計)	自治会が取り組む複合型コミュニティ等における、市民主体の国際交流の取組数が増加することで、外国人住民との相互理解の促進につながるため、設定しています。
	III イクボス宣言事業者数	57 事業所 (R4)	72 事業所 (累計)	市内のイクボス宣言を行った事業所数です。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を考えた職場環境の整備を促すことで、すべての従業員が生き生きと働ける職場の実現につながるため、設定しています。
3 こども・子育て支援	I 保育所・こども園利用園児数	2,460 人 (R5.5)	現状値より 増加	就学前教育・保育の充実度を測るため、設定しています。
	II 新生児・乳児訪問実施率	97.9% (R4)	現状値より 上昇	新生児訪問やこんにちはあかちゃん事業等、乳児期に行った保健師・助産師訪問の実施率です。出産後の不安を抱えやすい時期に訪問することで、育児に関する知識の普及や不安の解消を図り、母親の心身の健康状態の安定につながるため、設定しています。
	III 保護者が地域で安心して子育てできるようにサポートしている割合	7.7% (R4)	現状値より 上昇	市民実感度調査において、「保護者が地域で安心して子育てできるよう、サポートしている」と回答した人の割合が増加することで、地域の中で子育て家庭が支えられ、こどもたちが豊かで健やかに成長できる環境づくりにつながるため、設定しています。
4 学校・教育	I 学校に行くのは楽しいと思うこどもの割合	83.1% (R5)	87.0%	全国学力・学習状況調査における質問紙調査で小学5年生と中学2年生が楽しいと回答した割合です。すべてのこどもたちの権利を尊重し、主体的に行動することができる学びのスタイルが構築できていることにつながるため、設定しています。
	II 自分にはよいところがあると思うこどもの割合	83.5% (R5)	87.0%	全国学力・学習状況調査における質問紙調査で小学5年生と中学2年生がよいところがあると回答した割合です。こどもたちが、多様性を認め合い、自他ともに大切にし、行動できる態度が養われているかを測るために、設定しています。
	III 施設の満足度（小・中学校）	57.6 点 (R4)	65.0 点	市民実感度調査における小学校・中学校の施設に対する満足度を得点化したものです。小中学校施設は学習するための基礎となることから、設定しています。

施策		指標	策定時の値	目標	指標の説明
5	高齢者支援・ 障がい者 支援	I 認知症 サポーター 養成人数	14,565 人 (R4)	19,565 人 (累計)	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を応援する人（サポーター）の養成人数です。認知症になっても自分らしく暮らせる地域づくりにつながることから、設定しています。
		II 障がい者や障がい特性について理解している人の割合	23.4% (R4)	現状値より 上昇	市民実感度調査において、「障がい者や障がい特性について理解している」と回答した人の割合です。市民の障がい者に対する理解度を測るため、設定しています。
		III 新しいことに挑戦したいと思う 65 歳以上の割合	9.0% (R4)	現状値より 上昇	市民実感度調査において、65 歳以上で、「新しいことに挑戦したいと思う」と回答した人の割合です。高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組の成果につながるため、設定しています。
6	地域福祉	I 重層的支援会議 の開催回数	8 回 / 年 (R5.11)	12 回 / 年	重層的支援体制整備事業の多機関協働事業に位置づけられる重層的支援会議の開催回数です。本会議は、関係機関の連携や相談ケースの支援方針決定に重要な役割があるため、本会議を定期的（月 1 回・年 12 回）に開催することを成果指標としました。
		II 困ったときに助けてくれる人が 地域の中にいる と思う人の割合	42.5% (R4)	46.5%	市民実感度調査において、「困ったときに助けてくれる人が地域の中にいる」と回答した人の割合です。地域における支え合い活動の促進度を測るため、設定しています。
		III あいサポーター 養成人数	1,646 人 (R4)	1,900 人 (累計)	あいサポーター養成講座の受講者数です。障がいの内容や特性、障がいのある方が困っていること、配慮の仕方やちょっとした手助けの方法等を理解してもらうことで、誰もが暮らしやすい社会の実現につながるため、設定しています。
7	健康づくり・ 医療	I 健康寿命 / 65 歳平均自立期 間（年）	男性 19.62 年 女性 21.25 年 (R2)	現状値より 上昇	「日常生活動作が自立している期間の平均」を指標とした健康寿命を算出し、「平均自立期間」としており、この期間が延伸することで健康づくりが進んでいると考えられることから、指標として設定しています。
		II 健（検）診や食 事、運動等に関 心を持ち、改善・ 増進に向けて取 り組んでいる人 の割合	52.8% (R4)	現状値より 上昇	市民実感度調査において、「個人レベルで健（検）診や食事、運動等に関心を持ち、積極的・定期的に受診している」と回答した人の割合です。各種検診やイベント等を通して、一人ひとりが健康づくりに関心を持つことができているか確認するため、設定しています。
		III ① 生駒市立病院 救急受入件数	3,149 件 / 年 (R4)	3,000 件 / 年	奈良県地域医療構想において、「断らない病院」としての機能向上のための指針として明記されています。生駒市立病院も、「断らない病院」を目指すことから、設定しています。
		III ② 生駒市立病院 救急応需率	79.8% (R4)	95.0%	奈良県地域医療構想における「断らない病院」としての機能向上のための指針の一つとして明記されていることから、設定しています。 ※令和 4 年度実績は、コロナ禍における影響が大きいため参考値として取り扱う。

施 策		指 標		策 定 時 の 値	目 標	指 標 の 説 明
8	防災・減災・ 消防	I	避難所単位での 防災訓練の実施 回数	5 回 / 年 (R4)	10 回 / 年	避難所単位での防災訓練の実施回数が増加すること で、地域防災力の向上につながると考えられることから、 この指標として設定しています。
		II	災害時に個人で できる備えを 行っている割合	28.7% (R4)	現状値より 上昇	市民実感度調査において、「災害時に個人でできる備え を行っている」と回答した人の割合です。市民の防災 意識の向上を測る数値として適切であることから、設定 しています。
		III	バイスタンダー による応急手当 (救命処置) 実 施率	45.8% (R4)	100%	心肺停止傷病者に対する、バイスタンダーによる応急 手当（心肺蘇生や AED による電気ショック）の実施率 です。バイスタンダーによる応急手当実施率が上がるこ とで、救命率の向上につながるため、設定しています。
9	産業・雇用 就労 (1)	I	市内従業者数	29,201 人 (R3)	29,201 人	人口減少が進むと予測される中で、市内事業者の雇 用・定着支援や多様な働き方の促進により市内従業者 数（総務省「経済センサス活動調査」による）維持を 目指し、設定しています。
		II	起業・創業件数 (第 2 創 業・ 副 業含む)	2 件 (R4)	24 件 (累計)	市内の起業・創業等件数です。起業・創業意欲の醸成 や産学公民金との連携による支援を行うことで、市内 起業・創業の促進につながるため、設定しています。
		III	市内就業率	30.2% (R2)	現状値より 上昇	総務省「国勢調査」による値で、本市の就業者総数の内、 市内で就業する人の割合で、現在は、大阪府等の市外 で働く人の割合が高いという課題があります。職住近 接や市内経済活性化の観点から重要な値であると判断 し、設定しています。
	産業・雇用 就労 (2)	I	いこまファ- ーマーズスクール 卒業生の農業従 事者	0 人 (R5.11)	8 人 (累計)	農業を担う人材の確保・育成に向けた取組の進捗を測 るため、取組に参加した人のうち、生駒市内で新規就 農者として農業を開始する人数を指標として設定してい ます。
		II	新規就農者	30 人 (R5.11)	40 人 (累計)	農業の担い手の確保やスマート農業による生産性の高 い農業への転換などの取組による効果を検証するため、 設定しています。
		III	遊休農地 貸出面積	5.7ha (R5.11)	8.0ha	耕作放棄地の減少に向けた取組の進捗を測るため、特 定農地貸付法による遊休農地の貸出面積を指標として 設定しています。
10	生活環境	I	刑法犯罪の認知 件数	305 件 / 年 (R4)	386 件 / 年	強盗や傷害、詐欺等の刑法犯罪の認知件数です。安全 な暮らしの実現に向けて、警察等の関係機関と連携に よる取組が重要と考え、指標として設定しています。
		II	快適な生活環境 が保たれてい ると感じている市 民の割合	45.2% (R4)	現状値より 上昇	市民実感度調査において、「環境美化の取組が進み、 快適な生活環境が保たれている」と回答した人の割合 です。環境衛生の向上に向けて、市民の実感が重要な 要素になることから、設定しています。
		III	不法投棄回収量	11,928kg (R4)	10,735kg	不法投棄パトロールにて回収したごみの重量です。市 民や事業者への啓発等の取組を進めることで、収集量 の減少が見込まれることから、指標として設定してい ます。

施策		指標		策定時の値	目標	指標の説明
11	脱炭素・ 循環型社会	I	市域の CO ₂ 排出量	27.0 万 t-CO ₂ (R3)	19.7 万 t-CO ₂	生駒市域から排出される CO ₂ 排出量の推計値です。民生部門の電力消費に伴う CO ₂ 排出実質ゼロ等の実現を目指す脱炭素先行地域づくりの推進等により、カーボンニュートラル達成に貢献するため、指標として設定しています。
		II	住宅の省エネ化率	8.2% (R4)	12.6%	住宅都市における脱炭素化の実現度を測るため、市内戸建て住宅総数に対し、省エネに特化した長期優良住宅、低炭素住宅の認定及び省エネ改修工事補助金を取得した棟数等の割合を指標として設定しています。
		III	ごみ排出量	32,461t (R4)	30,367t	家庭系ごみと事業系ごみを合わせた市全体のごみ排出重量です。リデュース・リユースの拡充の状況を確認するため、設定しています。
12	街の 空間づくり	I	中心市街地における主要な通りの滞留人口 (平日・休日)	15 人 / 時 (R5)	30 人 / 時	生駒駅周辺地域の魅力創出と価値向上のため、公民が連携して居心地がよく歩きたくなるまちの空間づくりを進めています。居心地のよい空間には人が集まり、交流が生まれるなど滞留者の増加につながることから、設定しています。
		II	市民主体の公園利用件数	35 件 / 年 (R4)	50 件 / 年	市民や事業者が主体的に取り組む公園利用の件数です。身近な空間を活用した交流及び滞在の場の創出に向けた事業の進捗を測るため、設定しています。
		III	都市拠点へのアクセス性	68.3% (R4)	73.8%	様々な活動の拠点となる都市拠点（生駒駅または東生駒駅）へ、公共交通を利用して 60 分以内に到着できる人（全市）の割合の向上を図ることで、活動機会の保障につながるため、設定しています。
13	都市基盤	I	地区計画の決定・変更件数	0 件 (R4)	5 件 (累計)	地区計画を都市計画決定（または変更）した件数です。地区計画は、地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図る目的で決定することから、設定しています。
		II	補修が必要な橋梁の工事完了率	20% (R4)	100%	定期点検に基づく補修が必要な橋梁のうち、対策工事が完了した橋梁の割合です。安全に通行できる道路環境が、どの程度確保されているのか確認するため、設定しています。
		III	下水道普及率	72.6% (R4)	74.8%	総人口に対する下水道整備済区域内人口の割合です。国・県の上位計画と整合を図りながら、生駒市効率的な污水处理施設整備基本計画に基づき、計画的な整備を図り、普及率の向上を目指すことで、適正な污水处理につながるため、設定しています。

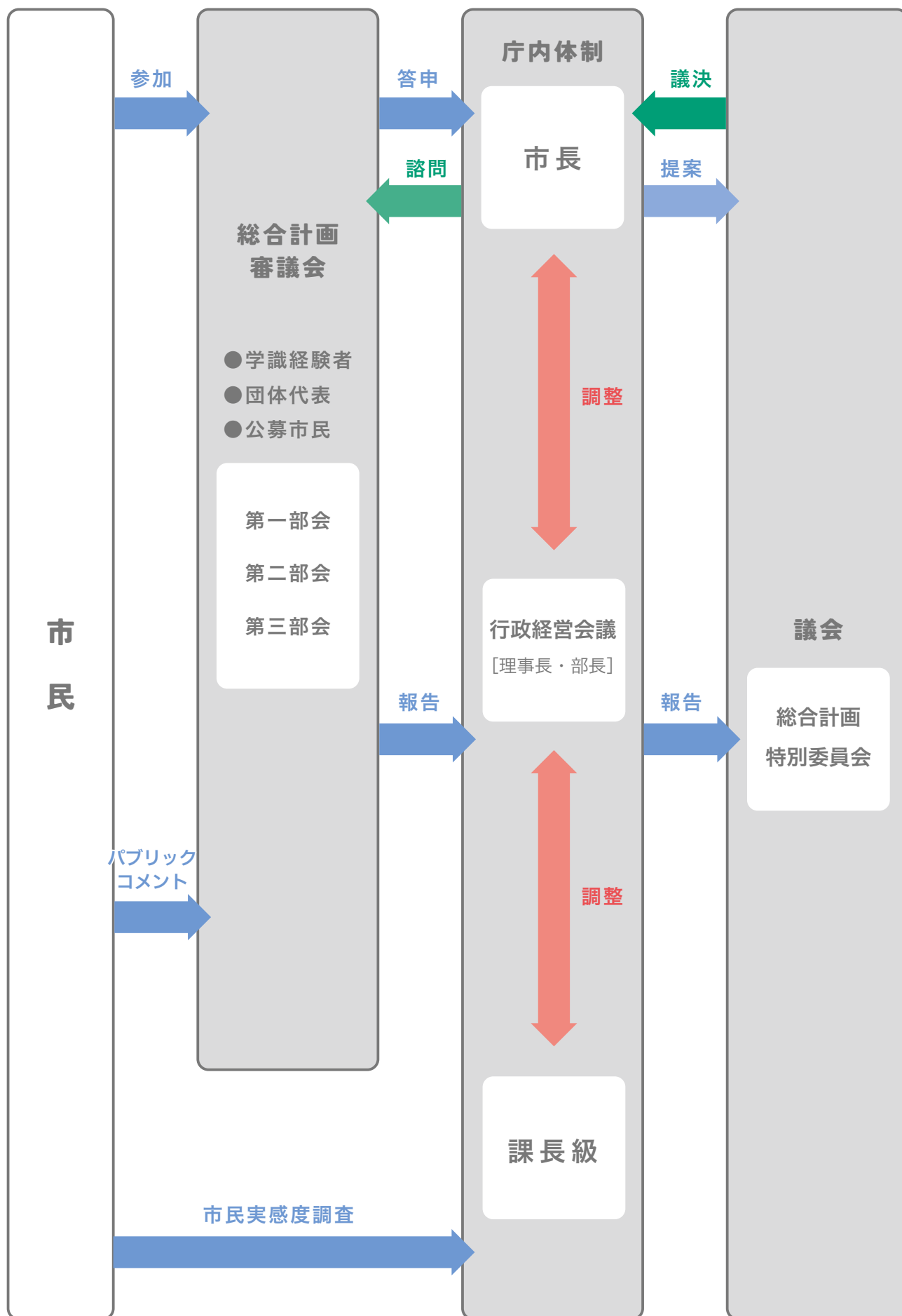
SDGs 一覧

施策ごとに対応する SDGs のゴールを記載しています。
総合計画に基づく各施策の取組を進めることで、SDGs の目標達成を目指します。

基本的施策					
	1 市民自治活動・学び	2 人権・多文化共生	3 こども・子育て支援	4 学校・教育	5 高齢者支援・障がい者支援
1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ			●		
2 飢餓をゼロに 食糧の安定確保と栄養状態の改善に向け、持続可能な農業を推進する				●	
3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する			●		●
4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	●	●	●	●	●
5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る		●	●		
6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する					
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する					
8 働きがいも経済成長も すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する	●	●	●	●	●
9 産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る					
10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する		●			●
11 住み続けられるまちづくりを 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする					
12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する					
13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る					
14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する					
15 陸の豊かさを守ろう 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る					
16 平和と公正をすべての人に 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する	●	●	●	●	●
17 パートナリープで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化	●	●	●	●	●

									経営的施策			
6	7	8	9	10	11	12	13		I	II	III	IV
地域福祉	健康づくり・医療	防災・減災・消防	産業・雇用就労	生活環境	脱炭素・循環型社会	街の空間づくり	都市基盤		スマートシティ・DX	市民協働・公民連携	広報広聴・シティプロモーション	行政経営
●	●								●			
●	●		●									
●	●			●								
●				●	●							
												●
				●								
					●							
			●									●
			●		●	●	●					
●									●			
		●		●	●	●	●					
			●				●					
					●							
				●	●	●	●					
				●	●							
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

第6次総合計画 第2期基本計画 策定体制図



第6次総合計画 第2期基本計画 策定経緯

令和5年2月10日	行政経営会議 - 第6次総合計画第2期基本計画の策定について
令和5年3月16日	企画総務委員会 - 第6次総合計画第2期基本計画策定の着手について報告
令和5年3月30日	第1回 総合計画審議会 全体会 諮問（進行管理・策定） - 諮問事項 1 第1期基本計画の進行管理について - 進行管理の実施方法、進行管理検証シートについて 2 第2期基本計画の策定について - 策定趣旨、策定に当たっての基本的な考え方、策定スケジュールについて
令和5年4月17日	第1回 総合計画審議会 第三部会（進行管理） - No.111「健康づくり」、No.112「医療」、No.121「高齢者保健福祉・地域福祉」、 No.131「障がい者保健福祉」、No.211「母子保健」
令和5年5月8日	第2回 総合計画審議会 第三部会（進行管理） - No.212「子ども・子育て支援」、No.221「学校教育」、No.222「青少年」、 No.331「生涯学習・スポーツ」、No.332「歴史・文化振興」
令和5年5月9日	第1回 総合計画審議会 第一部会（進行管理） - No.141「防災」、No.142「消防」、No.151「生活安全」、No.611「行政経営」、 No.612「情報提供・情報利活用」
令和5年5月12日	第1回 総合計画審議会 第二部会（進行管理） - No.411「住宅環境」、No.412「都市づくり」、No.421「道路・公共交通」、 No.431「低炭素・循環型社会」、No.432「生活環境」
令和5年5月23日	第2回 総合計画審議会 第一部会（進行管理） - No.311「人権・多文化共生」、No.312「男女共同参画」、 No.321「市民協働・地域コミュニティ」、No.613「財政経営」、No.614「職員・行政組織」
令和5年5月26日	第2回 総合計画審議会 第二部会（進行管理） - No.422「上下水道」、No.441「緑環境・公園」、No.511「都市活力創造」、 No.521「商工観光」、No.531「農業」 行政経営会議 - 担当課ヒアリングの実施について
令和5年6月12日	総合計画特別委員会設置
令和5年6月16日	第2回 総合計画審議会 全体会 - 第2期基本計画構成（案）、施策体系（案）、施策別シート（案）、策定スケジュール、 市民意見聴取の実施について
令和5年7月4日	行政経営会議 - 第6次総合計画第2期基本計画の総論素案についての確認
令和5年7月12日 ～令和5年7月20日	児童生徒へのアンケート調査実施
令和5年7月18日	第3回 総合計画審議会 全体会 答申（進行管理） - 第2期基本計画（たたき台）、第2期基本計画構成（案）、施策体系（案）、子どもの 意見聴取、市民団体の意見聴取について - 答申事項 第1期基本計画の進行管理について 市民団体ヒアリング - 生駒商工会議所、生駒市健康づくり推進員連絡協議会、Code for IKOMA、 （一社）市民エネルギー生駒
令和5年7月20日	市民団体ヒアリング - いこまち宣伝部、生駒市自治連合会、生駒市民生・児童委員連合会

令和 5 年 7 月 28 日	市民団体ヒアリング - かるがもの会
令和 5 年 8 月 1 日	総合計画特別委員会 - 総合計画審議会の審議状況報告（第 2 期基本計画（たたき台）、施策体系（案））
令和 5 年 8 月 25 日	庁内施策別ワーキング - 施策 8「防災・減災・消防」、施策Ⅳ「行政経営」
令和 5 年 8 月 28 日	庁内施策別ワーキング - 施策 2「人権・多文化共生」、施策 9「産業・雇用就労」、施策 10「生活環境」 施策 11「脱炭素・循環型社会」、施策Ⅰ「スマートシティ・DX」、 施策Ⅲ「広報広聴・シティプロモーション」
令和 5 年 8 月 29 日	庁内施策別ワーキング - 施策 3「こども・子育て支援」、施策 5「高齢者支援・障がい者支援」、 施策 6「地域福祉」、施策 7「健康づくり」
令和 5 年 8 月 30 日	庁内施策別ワーキング - 施策 1「市民自治活動・学び」、施策 4「学校・教育」、施策 12「街の空間づくり」 施策 13「都市基盤」、施策Ⅱ「市民協働・公民連携」
令和 5 年 9 月 7 日	第 4 回 総合計画審議会 全体会 - 第 2 期基本計画総論（素案）、児童生徒へのアンケート調査結果報告、市民団体ヒアリング実施報告、第 1 期基本計画の今後 5 年間の主要課題に対する成果と課題について
令和 5 年 9 月 15 日	総合計画特別委員会 - 総合計画審議会の審議状況報告（第 2 期基本計画総論（素案）、児童生徒へのアンケート調査結果報告、市民団体ヒアリング実施報告）
令和 5 年 9 月 28 日	第 3 回 総合計画審議会 第一部会（策定） - 基本的施策 8「防災・減災・消防」、経営的施策Ⅰ「スマートシティ・DX」 経営的施策Ⅳ「行政経営」
令和 5 年 10 月 5 日	第 3 回 総合計画審議会 第二部会（策定） - 基本的施策 12「街の空間づくり」、基本的施策 13「都市基盤」 経営的施策Ⅲ「広報広聴・シティプロモーション」
令和 5 年 10 月 10 日	第 3 回 総合計画審議会 第三部会（策定） - 基本的施策 3「こども・子育て支援」、基本的施策 7「健康づくり」
令和 5 年 10 月 16 日	第 4 回 総合計画審議会 第三部会（策定） - 基本的施策 4「学校・教育」、基本的施策 5「高齢者支援・障がい者支援」 基本的施策 6「地域福祉」
令和 5 年 10 月 19 日	第 4 回 総合計画審議会 第一部会（策定） - 基本的施策 1「市民自治活動・学び」、基本的施策 2「人権・多文化共生」 経営的施策Ⅱ「市民協働・公民連携」
令和 5 年 10 月 26 日	第 4 回 総合計画審議会 第二部会（策定） - 基本的施策 9「産業・雇用就労」、基本的施策 10「生活環境」 基本的施策 11「脱炭素・循環型社会」
令和 5 年 10 月 27 日	総合計画特別委員会 - 今後の総合計画特別委員会の審査方法について
令和 5 年 11 月 9 日	総合計画特別委員会 - 総合計画審議会の審議状況報告（基本計画各論（案））

令和 5 年 11 月 10 日	行政経営会議 - 進捗状況の報告
令和 5 年 11 月 17 日	総合計画特別委員会 - 第 2 期基本計画各論（案）に対する意見のとりまとめ
令和 5 年 12 月 1 日	第 5 回 総合計画審議会 全体会 - 第 2 期基本計画総論（案）、第 2 期基本計画各論（案）、パブリックコメントの実施について
令和 5 年 12 月 7 日	行政経営会議 - パブリックコメント素案についての確認
令和 5 年 12 月 15 日	総合計画特別委員会 - パブリックコメントの実施について報告
令和 5 年 12 月 25 日 ～令和 6 年 1 月 25 日	パブリックコメントの実施
令和 6 年 1 月 17 日	パブリックコメント素案に対する意見の集約
令和 6 年 2 月 5 日	第 6 回 総合計画審議会 全体会 答申 - 答申事項 第 2 期基本計画の策定について
令和 6 年 2 月 13 日	行政経営会議 - 第 2 期基本計画（案）を決定（議会に提案）
令和 6 年 3 月 18 日	総合計画特別委員会 - 第 6 次生駒市総合計画第 2 期基本計画を定めることについて
令和 6 年 3 月 22 日	生駒市議会 - 第 6 次生駒市総合計画第 2 期基本計画を定めることについて 可決
	第 6 次生駒市総合計画第 2 期基本計画 策定

生駒市総合計画 団体ヒアリング 実施報告①

1 開催概要

第6次生駒市総合計画第2期基本計画の策定に向けて、市内で活動を行う市民団体から、まちづくりに関する意見を聴取し、各施策シート作成時に反映することを目的として、ヒアリングを実施した。

日 時：令和5（2023）年7月18日（火）
19:00～20:30
会 場：生駒市役所 401・402 会議室
参加者数：4団体（8名）
参加団体（五十音順）▼
生駒商工会議所 / 健康づくり推進員連絡協議会 /
Code for IKOMA / 市民エネルギー生駒



▲当日（7月18日）の様子

3 個別ヒアリング

個別ヒアリングによる各団体の意見をまとめると、下記の通りである。（意見の一部を抜粋）

団体名 （五十音順）	主な意見（抜粋）	施策への示唆
生駒商工会議所	- 人口比の事業者数が少なく、ビジネスに伸び代がある。 - 多様な支援機関等と連携した支援網構築が課題。 - 生駒ならではの、地元企業や事業者が繁栄していけるビジネス環境を整えて「しごと」を創出し、就業地としての魅力を向上させることが必要。	- 施策9 （産業・雇用就労） - 施策II （市民協働・公民連携）
健康づくり推進員 連絡協議会	- 住民一人ひとりが健康づくりに関心を持ち、安心・安全なまちづくりが一番大切。 - 地域ぐるみで支え合う体制をつくる必要がある。 - 食を通じた仲間づくりや集いの場作りを広げたい。 - 次の世代につなげていけるような骨組みが必要。	- 施策6 （地域福祉） - 施策7 （健康づくり・医療）
Code for IKOMA	- 誰もがITを利用してより暮らしやすい生駒にすることが大切。 - 特に使い慣れてない高齢者等が取り残される点が心配。 - 活動の中心となる人、資金調達（事務作業）を行う人などの人材が不足している。 - 電子申請もできるようになってきているが、もっと、手続きができる範囲が広がってほしい。	- 施策I （スマートシティ・DX） - 施策IV （行政経営）
市民エネルギー生駒	- 構成員の高齢化が進み、継続できる組織化が課題。 - 市・市民・大学・事業者と一緒に取組を進め、環境モデル都市・SDGs未来都市としての取組を推進する生駒市を構築したい。 - まちづくり・セカンドライフの過ごし方等、多くのテーマでのプレゼンノウハウを持っている。 2030年までの7年間、環境モデル都市・SDGs未来都市として全力を挙げて取組を進めるべきである。	- 施策11 （脱炭素・循環型社会） - 施策II （市民協働・公民連携）

2 当日の進行（プログラム）

下記の通り、大きく2つのブロックに分けてヒアリングを行った。

1. 個別ヒアリング

事前に提出いただいた質問票への回答に基づき、各団体の活動内容に加えて、目指すまちの姿・今後10年で行いたい取組、課題等についてヒアリングを行った。

2. 全体ワークショップ

参加者が全員でお互いの活動内容を紹介した後、それぞれの「できる」「やりたい」「やってほしい」を共有し、今後の取組のヒントとするワークを実施した。



▲「やりたいこと」等をインタビューしながら分類(後掲)

4 全体ワークショップ（できる・やりたい・やってほしい）

自分ができる（できそうな）こと（個人・団体の得意、ネットワーク、場所の提供等）、やりたいこと（一人ではできないが、誰かと一緒にやりたい）、誰かにやってほしいこと（自分ではできないが誰かにやってほしいこと）を出し合って共有した。

各参加者の意見と今後の取組のヒントになりそうなアイデアは下記の通りである。

自分ができる（できそうな）こと	やりたいこと	誰かにやってほしいこと
・グラフィックレコーディングを教えることができる ・地産地消のまちづくりができる ・事業計画の作成支援ができる ・たまにイベントなど手伝える ・チラシ / WEB サイト制作ができる ・太陽光による市民共同発電所の設置ができる ・ノミケーション、交流ができる ・楽しい食の取組ができる ・写真撮影ができる 等	・誰かの面白そうな取組に乗っかりたい ・若い人と年配者の交流がしたい ・事業者・創業者の交流できる場づくりがしたい ・学研都市の推進がしたい ・仲間づくり・地域づくりがしたい ・困っている人と、それを解決できる人をマッチングしたい ・世代を越えたつながりづくりのための祭りがしたい 等	・どこに相談すべきかわからないことを相談できる場がほしい ・生き辛さを感じている人と行政をつないでほしい ・高山第二工区の開発をして企業誘致をしてほしい ・70 歳くらいまで働き続けられるビジネス環境を提供してほしい ・市民目線で IT 改善してほしい ・再生可能エネルギー比率日本一の市になってほしい

【取組のヒントになるアイデア】

💡 「できること」の組み合わせで「やってほしいこと」をサポート

- ⇒ チラシ / WEB 制作、写真撮影やイベント手伝いのスキルをあわせて協働のまちづくり
- ⇒ 資金調達の方法や事業計画の作成支援で、70 歳まで働き続けられるビジネス環境づくり

💡 「やりたいこと」の組み合わせで「やってほしいこと」を実現

- ⇒ 「若い人 / 事業者等との交流、困っている人のマッチング」 → 誰でも相談できる環境づくり

生駒市総合計画 団体ヒアリング 実施報告②

1 開催概要

第6次生駒市総合計画第2期基本計画の策定に向けて、市内で活動を行う市民団体から、まちづくりに関する意見を聴取し、各施策シート作成時に反映することを目的として、ヒアリングを実施した。

日 時：令和5（2023）年7月20日（木）
10:00～11:30

会 場：コミュニティセンター 401

参加者数：3 団体（6 名）

参加団体（五十音順）▼

いこまち宣伝部 / 自治連合会（南・東地区） /
民生児童委員連合会



▲当日（7月20日）の様子

3 個別ヒアリング

個別ヒアリングによる各団体の意見をまとめると、下記の通りである。（意見の一部を抜粋）

団体名 （五十音順）	主な意見（抜粋）	施策への示唆
いこまち宣伝部	・高齢化や少子化が進む中で、多世代が交流し、相互に助け合える関係を築けるまちにすることが大切。 ・このまちで育った子どもたちが、一度外に出ても、またここで暮らしたいと思って帰って来てくれることが大切。 ・文化的・伝統的な行事等の記録・保全が必要。 ・「暮らす」と「働く」を切り離して作られたニュータウンをつなぎ直し、新しい（＝先進的な）まちにしたい。 ・住民に、どう積極的に社会課題に関わってもらうかが課題。 ・地元愛が強い。発信力や行動力を活かして地域の魅力を発信。 ・地域情報の発信元になるような場所（拠点）が必要。 ・魅力的な働く場所（働き方）と、魅力的な公教育が必要	・施策3 （こども・子育て支援） ・施策4 （学校・教育） ・施策Ⅲ （広報広聴・ シティプロモーション）
自治連合会 （南・東地区）	・地域の絆が強く、情報が共有されるまちづくり。特に、若い世代が中心になることが大切。 ・生駒市のビッグシンボル（旗印）を創出することが大切。 ・地域を構成する全ての団体がまとまる体制づくりが必要。 ・若年層の自治会加入率の低下が課題。 ・誰もが自治会長を担える仕組みづくりが重要。	・施策1 （市民自治活動・学び） ・施策Ⅱ （市民協働・公民連携）
民生児童委員連合会	・民生委員だけではなく、一般市民も、自治会と連携が必要。 ・交流を進め、さらに太いパイプになるよう活動することが必要。 ・参加しづらいと感じている人が気軽に参加できるきっかけをつくりたい。特に若い世代の人々が気軽に参加できる仕事・イベントを企画することが大切。	・施策1 （市民自治活動・学び） ・施策6 （地域福祉）

2 当日の進行（プログラム）

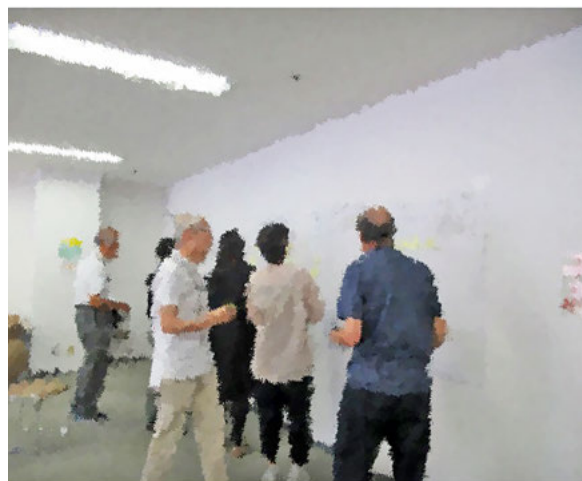
下記の通り、大きく2つのブロックに分けてヒアリングを行った。

1. 個別ヒアリング

事前に提出いただいた質問票への回答に基づき、各団体の活動内容に加えて、目指すまちの姿・今後10年で行いたい取組、課題等についてヒアリングを行った。

2. 全体ワークショップ

参加者が全員でお互いの活動内容を紹介した後、それぞれの「できる」「やりたい」「やってほしい」を共有し、今後の取組のヒントとするワークを実施した。



▲それぞれのできる・やりたい・やってほしいを掲出

4 全体ワークショップ（できる・やりたい・やってほしい）

自分ができる（できそうな）こと（個人・団体の得意、ネットワーク、場所の提供等）、やりたいこと（一人ではできないが、誰かと一緒にやりたい）、誰かにやってほしいこと（自分ではできないが誰かにやってほしいこと）を出し合って共有した。

各参加者の意見と今後の取組のヒントになりそうなアイデアは下記の通りである。

自分ができる（できそうな）こと	やりたいこと	誰かにやってほしいこと
・簡単な PC 作業なら手伝える ・宣伝部員は SNS 発信が得意 ・文章が書ける（ライター） ・ゆるいイラストが描ける ・写真を撮ることができる ・人と人の縁をつなげる役ができる ・公園などを使って外遊びができる ・地域の課題について、自分たちで取り組むことができる ・関連団体・職員と調整できる 等	・カメラを持ってまち歩きしたい ・どの世代も気軽に参加出来るような行事がしたい ・地域の産業（農・工・商）と子どもたちをつなげたい ・公立小学校のモデル校化（小規模特認校）を促進したい ・公教育に魅力あるカリキュラムを増やしたい ・“生駒市と言えば〇〇”を創出 等	・オフィスなどの整備（働く姿を子どもたちに見せられるようにしたい） ・毎日行ける安価なコーヒー店がほしい ・NPO、ボランティア団体の活性化、若年層と取り組みたい ・行事イベントの【超】見える化 ・子どもが安全に遊べる場所をつくってほしい ・色々な人の意見や経験を聞ける場がほしい（文化・音楽） 等

【取組のヒントになるアイデア】

💡 「できること」の組み合わせで「やってほしいこと」をサポート

- ⇒ 縁をつなげる / 力になれるような職員紹介 / 関連団体との調整等を通じて、安心・安全なまちづくり
- ⇒ 地域の集う場（拠点）を活かした地域の人が集まれる場所づくり

💡 「やりたいこと」の組み合わせで「やってほしいこと」を実現

- ⇒ 気軽に交流できる機会（まち歩き等）を楽しいことに「乗っかりたい」人が連携して実現
- ⇒ こども同士で行ける場所を、小学校や地域の産業とつなげることで創出

生駒市総合計画審議会条例

平成 12 年 3 月 29 日

条例第 4 号

改正 平成 24 年 10 月 9 日条例第 30 号

生駒市総合計画審議会条例をここに公布する。

生駒市総合計画審議会条例

(設置)

第 1 条 生駒市総合計画 (以下「総合計画」という。) の策定及び適切な進行管理を図るため、生駒市総合計画審議会 (以下「審議会」という。) を置く。

(平 24 条例 30 ・ 一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 総合計画の策定に関すること。

(2) 総合計画に基づく施策等の取組状況及び成果の検証に関すること。

(平 24 条例 30 ・ 一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(平 24 条例 30 ・ 一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 24 条例 30 ・ 全改)

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(平 24 条例 30 ・ 追加)

(関係者の出席等)

第 8 条 審議会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(平 24 条例 30 ・ 旧第 7 条繰下 ・ 一部改正)

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

2 生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 (昭和 31 年 11 月生駒市条例第 12 号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成 24 年 10 月条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

生駒市総合計画審議会 委員名簿

◎=会長 ○=会長代理

(敬称略・選出区分別の役職・氏名 50 音順)

選出区分		氏名	所属母体・役職等
学識経験のある者 (6)		◎ ^{ヒサ} 久 ^{タカヒロ} 隆浩	近畿大学 総合社会学部 教授
		○ ^{タカトリ} 高取 ^{カツヒロ} 克彦	畿央大学 健康科学部 教授
		^{オオタニ} 大谷 ^{ユミコ} 裕美子	文部科学省 CS マイスター
		^{シミズ} 清水 ^{ヒロコ} 裕子	畿央大学 健康科学部 准教授
		^{タナカ} 田中 ^{アキヨ} 晃代	近畿大学 総合社会学部 教授
		^{モリ} 森 ^{ヒロユキ} 裕之	立命館大学 政策科学部 教授
その他市長が 必要と認める者	団体代表者 (6)	^{イトウ} 伊藤 ^{セイシロウ} 征史郎	生駒市自治連合会 副会長
		^{クスノキ} 楠 ^{タダシ} 正志	エコネットいこま 副代表
		^{テットウ} 鐵東 ^{タカカズ} 貴和	生駒商工会議所 会頭
		^{ナカガキ} 中垣 ^{ユリ} 由梨	CODE for IKOMA 代表
		^{フジオ} 藤尾 ^{ヨウコ} 庸子	生駒市健康づくり推進員連絡協議会 会長
		^{マツヤマ} 松山 ^{トシヒロ} 敏宏	生駒市民生・児童委員連合会 会長
	一般公募市民 (3)	^{ウエヤマ} 上山 ^{イクコ} 育子	公募市民
		^{ヤマガミ} 山上 ^{カズエ} 和栄	公募市民
		^{ワダ} 和田 ^{マキコ} 牧子	公募市民

生企第124号
令和5年3月30日

生駒市総合計画審議会会長 様

生駒市長 小紫 雅史

第6次生駒市総合計画について（諮問）

第6次生駒市総合計画について、生駒市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

- 諮問事項
- 1 第1期基本計画の進行管理について
 - 2 第2期基本計画の策定について

答申書

令和6年2月5日

生駒市長 小紫 雅史 様

生駒市総合計画審議会
会長 久 隆浩

第6次生駒市総合計画第2期基本計画の策定について（答申）

令和5年3月30日付け生企第124号で諮問のあった第6次生駒市総合計画第2期基本計画の策定について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

本審議会においては、第6次生駒市総合計画基本構想に基づき、市長任期と連動した今後の4年間の行政運営のプランとなる第2期基本計画（案）を検討しました。少子高齢化の進行、デジタル化の進展など、急速に変化し、複雑多様化する社会課題に対して、柔軟で、かつ施策間の連携を意識した計画となるよう審議を行ってきました。

今後、計画の推進にあたっては特に下記の事項に留意され、将来都市像に掲げる「自分らしく輝けるステージ・生駒」の実現が図られるよう要望します。

記

- 1 第6次総合計画第2期基本計画に基づくまちづくりを実現するため、本計画の趣旨と内容を様々な機会を通じて広く周知し、市民との情報の共有を図るよう努められたい。
- 2 各施策に掲げる「令和9年度末にめざす状態」の実現に向けて、庁内関係課のみならず、関連する市民・事業者等と共有し、連携を図りながら事業を推進されたい。
- 3 戦略的施策を確実に進めていくため、全庁的な仕組みを確立されたい。
- 4 限られた資源の中で政策の有効性を高めるため、「証拠に基づく政策づくり」を徹底できる仕組みを確立されたい。
- 5 PDCAサイクルによる計画の進行管理を行い、社会環境や経済情勢の変化等に柔軟に対応しながら、必要な場合には本計画を修正することも図られたい。
- 6 生駒市行政改革大綱と一体的な運用を行っていくことに伴い、総合計画と行政改革大綱との整合性を図ることができる進行管理の手法を確立されたい。

**第 6 次生駒市総合計画
第 2 期基本計画**

発行：令和 6 年 12 月
生駒市 経営企画部 企画政策課
〒630-0288
奈良県生駒市東新町 8-38

TEL：0743-74-1111

FAX：0743-74-9100

